

二宮町高齢者保健福祉計画 及び第9期介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6年3月
二宮町

はじめに

本計画の期間中である令和7年には、団塊の世代が75歳以上となり、当町の後期高齢者人口も6,076人と前期高齢者より2,360人上回り、高齢化率は36.3%に達する見込みとなっています。また、高齢者世帯割合についても、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯共に増加しているため、県や国よりも高い割合となっています。高齢者人口の確実な増加予測に対し、本町においても、高齢者の自立支援や重度化防止、認知症施策を総合的に推進していくことがますます必要となります。そのため、高齢になってもできる限り、住み慣れた地域で生活を送れるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の深化・推進を目指してまいります。また、地域共生社会の実現に向け、関係する機関や各種団体とさらなる連携に取り組んでまいります。

本計画の基本理念である「住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり」を実践するため、今後も持続可能な介護保険制度の確保を図りつつ、高齢者の介護予防・健康づくりの推進のため、住民主体の地域の通いの場等を支援し、認知症予防、低栄養予防、運動機能低下予防、社会参加を図るフレイル予防を推進してまいります。そして、地域でのゆるやかな見守り意識の醸成を図り、人がつながり、地域がつながる、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力をいただきました町民の皆様、また、熱心なご協議をいただき、貴重なご意見を賜りました二宮町介護保険運営協議会の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

二宮町長 村田 邦子

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 第9期計画の基本指針において記載を充実する事項	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7
第2章 高齢者を取り巻く現状	8
1 町の概況と高齢者の状況	8
2 介護保険サービスの現状	13
3 アンケート調査結果からみた現状	22
4 第8期計画の評価	45
5 課題のまとめ	47
第3章 計画の基本方針	51
1 計画の基本理念	51
2 重点的な取り組み	52
3 基本目標	54
4 日常生活圏域の設定	56
5 計画の体系	57
第4章 計画の具体的な取り組み	58
基本目標1 地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進	58
基本目標2 健康づくりと連携した介護予防の推進	68
基本目標3 生きがいづくりと社会参加の推進	71
基本目標4 認知症と共生する地域づくりの推進	73
基本目標5 介護保険制度の安定的な運営の推進	76
第5章 介護保険給付・事業費の見込み	78
1 介護保険事業の対象者数の推計	78
2 介護保険サービス等の見込み	79
3 介護保険給付費見込み額の推計	87
4 介護保険料	90

第6章 計画の推進体制 97

- 1 情報提供と相談窓口の充実..... 97
- 2 連携体制の強化..... 97
- 3 計画の進行管理..... 99

資料編 100

- 二宮町介護保険運営協議会..... 100
- 介護保険運営協議会委員名簿 102

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国においては、いわゆる団塊の世代と呼ばれる方たちが高齢期を迎えた平成24年以降、他の国に例を見ないほどの速さで高齢化が進行しており、総務省の推計によると、令和5年10月1日現在、1億2,434万人となっており、そのうち高齢者人口は3,622万人を占め、高齢化率は29.1%と、高齢者が4人に1人を上回る人口構成となっています。

今後、全国的に人口は減少傾向となる一方で、高齢者数は増加し、計画期間内である令和7年(2025年)には団塊の世代が75歳以上になり、さらに令和22年(2040年)では高齢者数がピークとなることが予測されています。

本町における高齢化率は、令和5年10月現在、35.5%と全国平均よりも高い水準になっています。高齢者人口は令和4年以降減少に転じているものの、75歳以上の後期高齢者人口は増加を続けており、高齢者のうち約6割が後期高齢者となっています。

今後、高齢者数は概ね横ばいで推移しますが、65歳未満の人口が減少するため、令和22年には高齢化率は40%を超えることが予測されています。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加も予測されるため、介護を含めた様々な支援が必要とされる高齢者が生きがいを持って、地域の中で安心して暮らせる社会づくりが急務となっています。

これらの情勢を踏まえ、国では、高齢社会を乗り越える社会モデルを構築するため、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取り組みを推進しています。本町でも、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「二宮町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」において、高齢者が住み慣れた地域で、健康にいきいきと、安心して自立した豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指してきました。

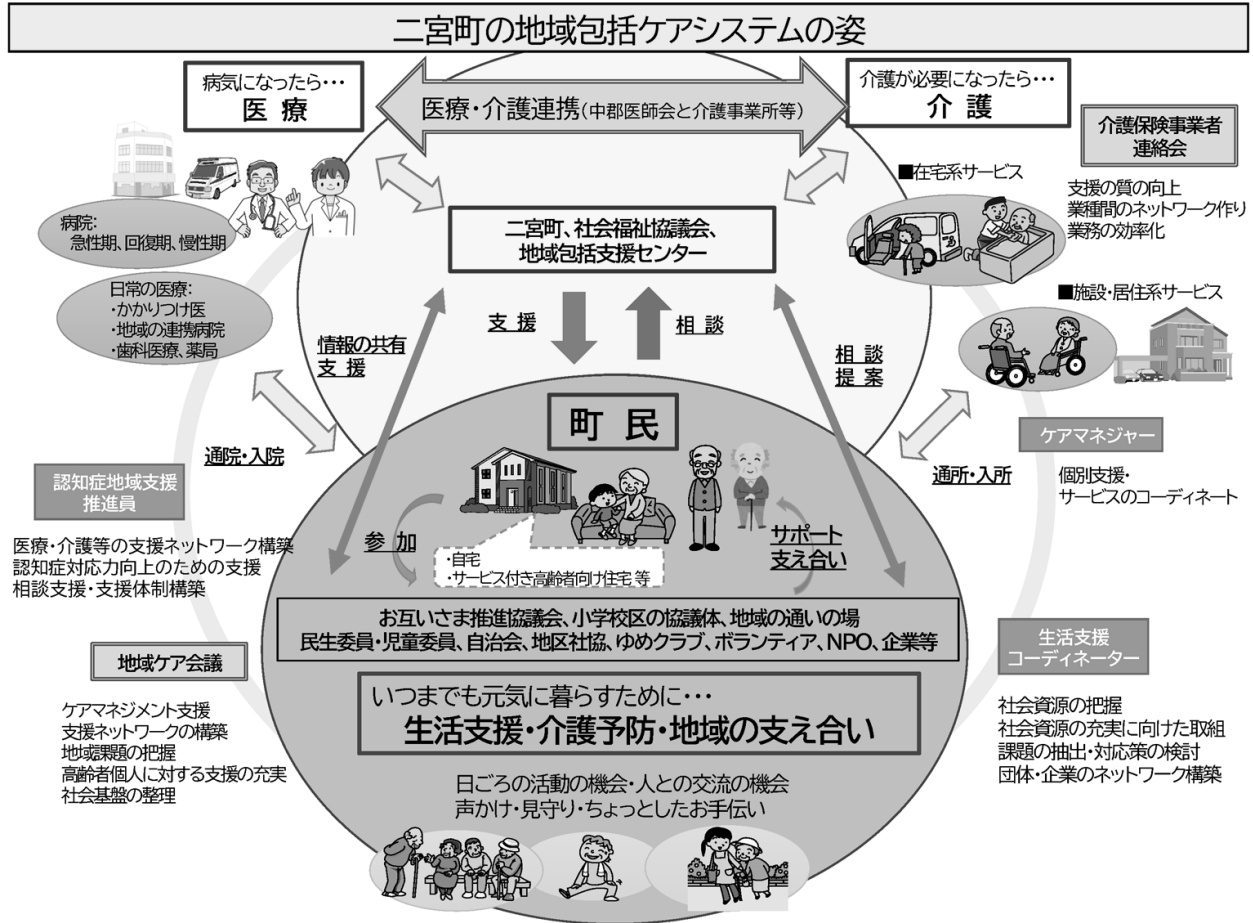
具体的には、地域の関係機関との連携を推進し、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、高齢者の生きがいづくりや介護予防、認知症施策等に取り組み、地域包括ケアシステムを推進してきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により高齢者福祉施策を計画通り実施することが困難な時期もあったことから、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行い、本計画へとつなげていくことが重要となります。

このような背景や国が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下、「基本指針」という。)を踏まえ、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「二宮町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定し、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

地域包括ケアシステムとは

高齢者が住み慣れた自宅や地域で自らの能力に応じてできる限り自立した生活を送れるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供されることを目指したものです。

○地域包括ケアシステムのイメージ



2 第9期計画の基本指針において記載を充実する事項

国が定める基本指針では、本計画の策定にあたり充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備のあり方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取り組み
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取り組みの充実
- 給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取り組みの推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取り組み(標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化)
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取り組みの推進

3 計画の位置付け

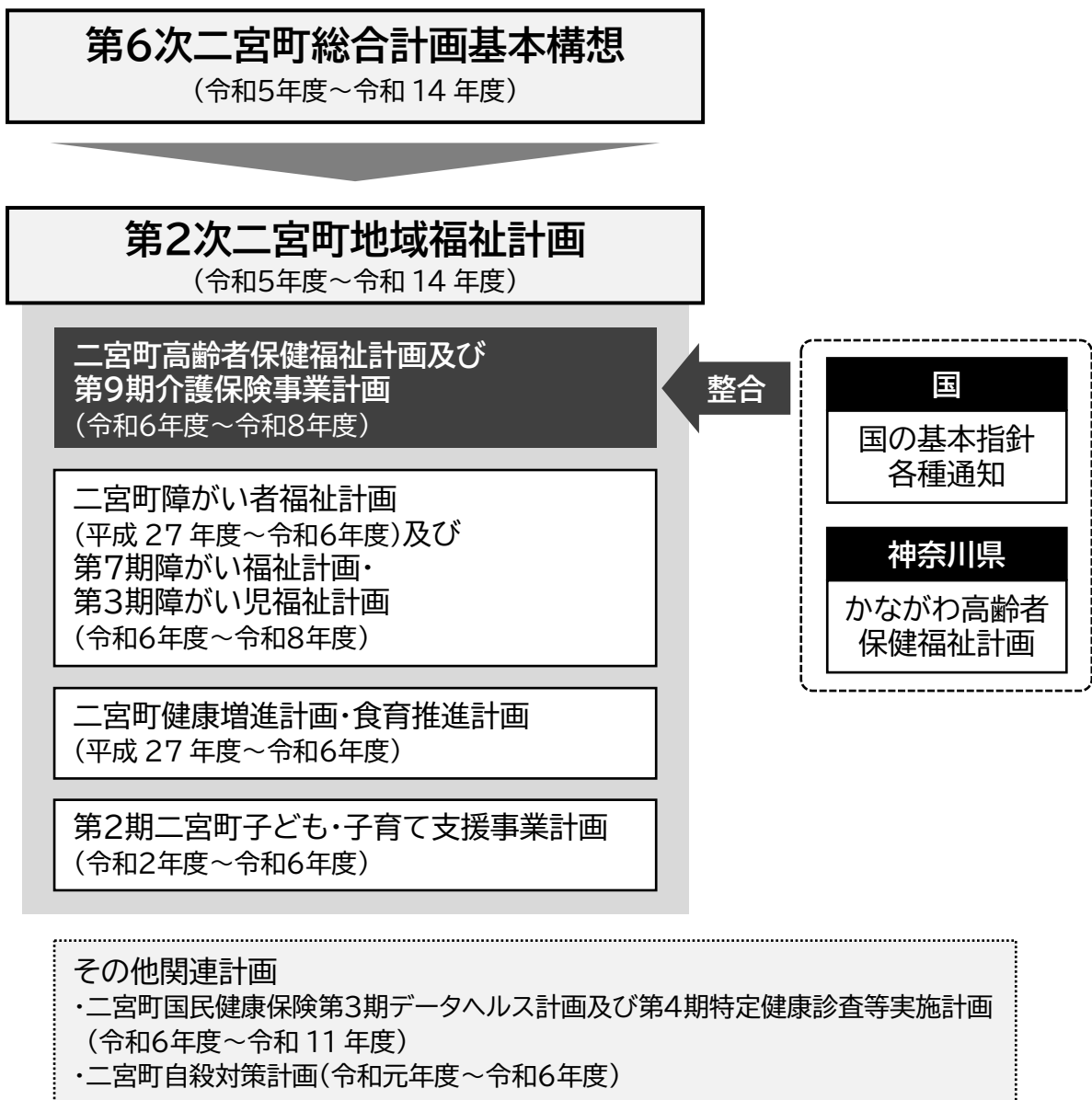
本計画は、本町の高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の運営に係る基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定めるために策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、本町が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

地域包括ケアシステムの実現を目指し、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するために、両者を一体として策定するものです。

また、二宮町総合計画における高齢者分野の個別計画として位置付けられるとともに、福祉計画の上位計画である二宮町地域福祉計画の理念に基づき策定する計画です。

○二宮町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の位置付け



SDGs(持続可能な開発目標)の推進

SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)とは、平成27年9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12年までの国際社会共通の目標です。

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。

すべての関係者が、「誰一人取り残さない」ために、経済・社会・環境などの広範な課題に、同時解決的に取り組むことを目指しています。

本計画では、基本理念の実現に向けて各施策を推進し、SDGsが定める目標の達成に貢献することを目指します。

○SDGs:17の持続可能な開発目標



○本計画と関連があるゴール

No.	目標	目標の詳細
1	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
3	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
8	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
10	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
11	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
17	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。


出典:和訳参照 総務省2017

4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。本計画期間中に団塊の世代が75歳以上になる令和7年を迎えますが、全国的に高齢者数がピークとなる令和22年も見据えた中長期的な見通しを示しています。

具体的には、直近の本町の人口数から推計される令和7年、令和22年における高齢者人口などを基に、本町の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な取り組みの方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。

○計画の期間

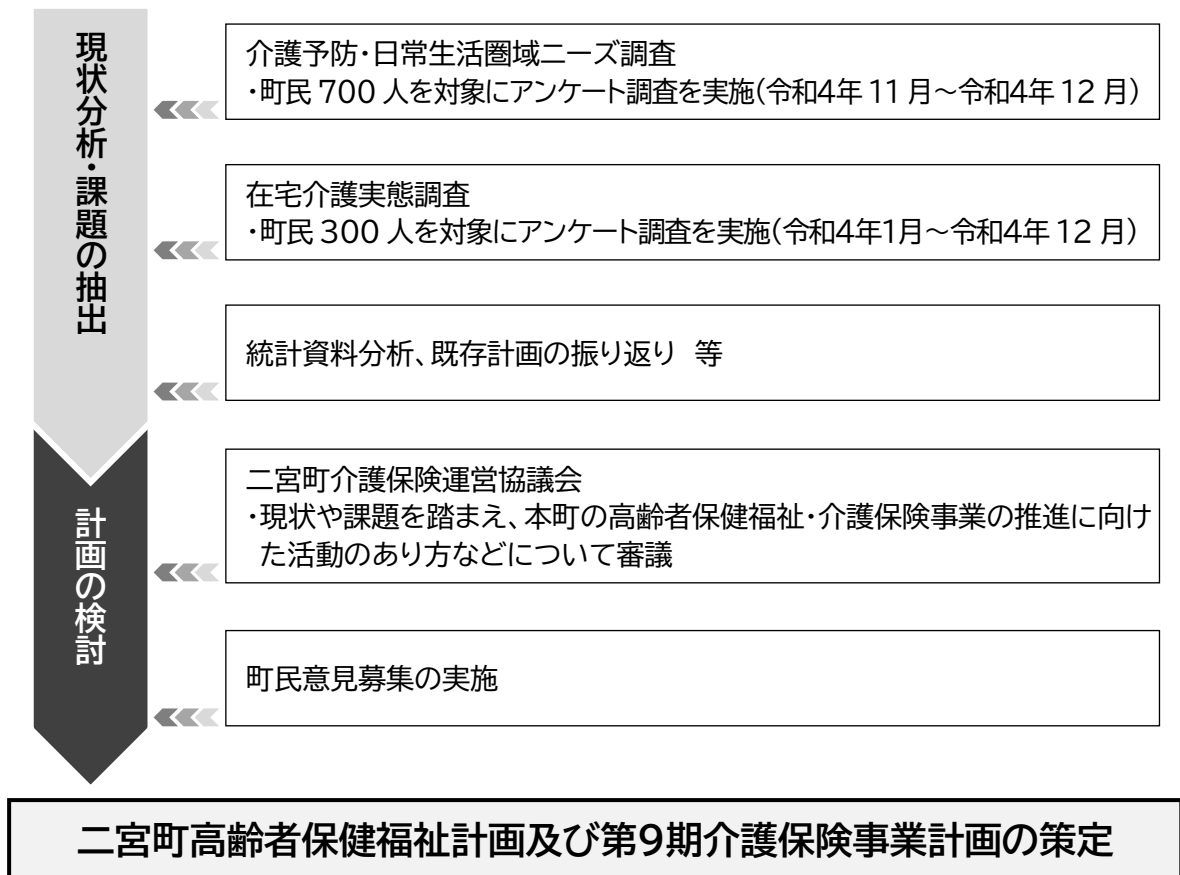
年度	二宮町高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	国等の情勢	
令和3年度	第8期計画		
令和4年度			
令和5年度			
令和6年度	第9期計画 (本計画)		令和7年 ◆団塊の世代が75歳以上に
令和7年度			
令和8年度			
令和9年度	第10期計画		
令和10年度			
令和11年度	第11期計画		
令和12年度			
令和13年度	第12期計画		
令和14年度			
令和15年度			
令和16年度	第13期計画		
令和17年度			
令和18年度	第14期計画	令和22年 ◆全国として高齢者数がピークに	
令和19年度			
令和20年度			
令和21年度			
令和22年度			
令和23年度			

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、町内在住の高齢者に対する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の実施によって、高齢者の健康状態や生活状況を分析するとともに、統計資料や既存計画の振り返りと合わせて課題を抽出し、策定の基礎資料としました。

これらの資料を基に、「介護保険運営協議会」において医療関係者や介護サービス事業者、学識経験者、被保険者などから意見を求め、計画を検討しました。

○ 計画の策定体制



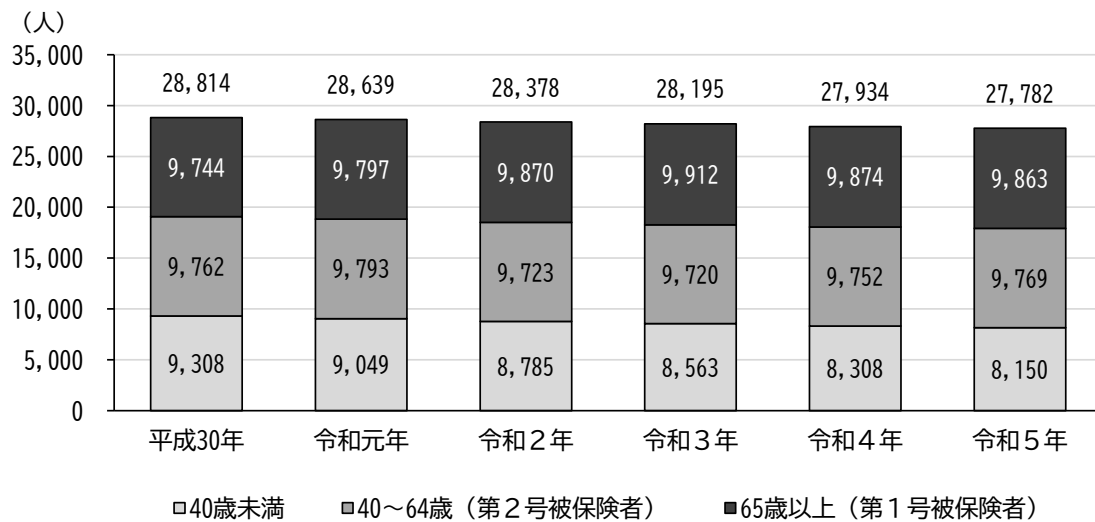
第2章 高齢者を取り巻く現状

1 町の概況と高齢者の状況

(1)町の人口

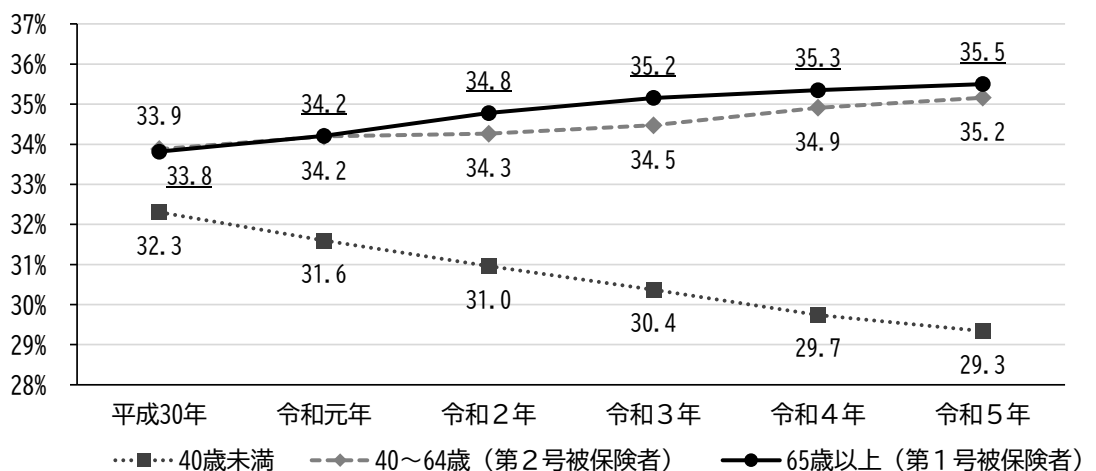
3区分別人口の推移をみると、平成30年から40歳未満の人口は減少している傾向に対し、40～64歳の人口はほぼ横ばいとなっています。65歳以上の人口は令和3年までは増加しているものの、以降は減少に転じており、令和5年では9,863人、高齢化率は35.5%となっています。

○3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

○3区分別人口割合の推移



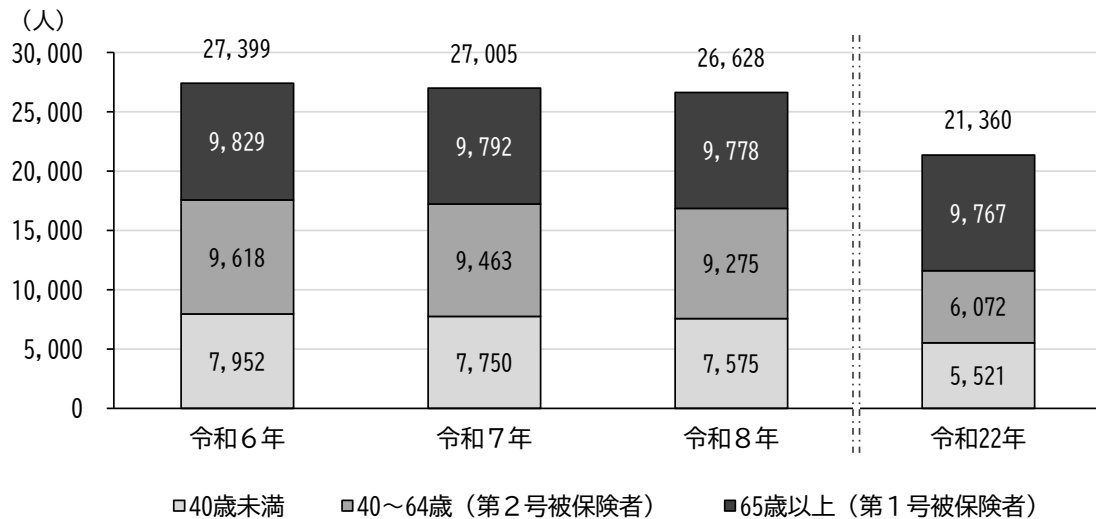
資料：住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

※割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

将来人口の推計を行った結果、本町の総人口は今後も減少を続けると予測されています。すべての団塊の世代が75歳以上に達する令和7年の推計をみると、総人口が27,005人にまで減少する一方で、高齢化率は36.3%にのぼると見込まれます。

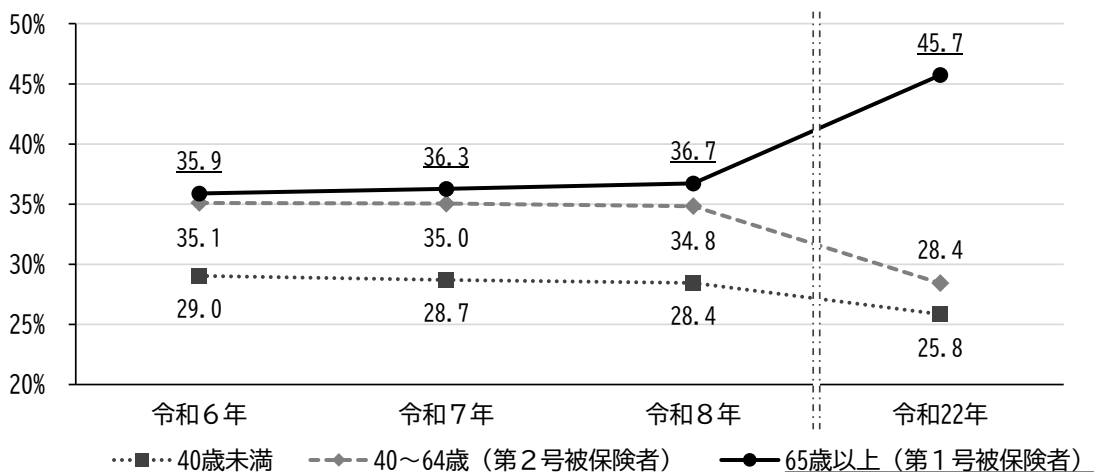
また、全国的に高齢者数がピークとなるとされている令和22年には、本町の高齢者数は9,767人と令和8年よりも減少していますが、65歳未満の人口も大きく減少しているため、高齢化率は上昇し45.7%になると見込まれます。

〇3区分別人口の推計



資料：住民基本台帳人口を基にした推計値(各年10月1日現在)

〇3区分別人口割合の推計

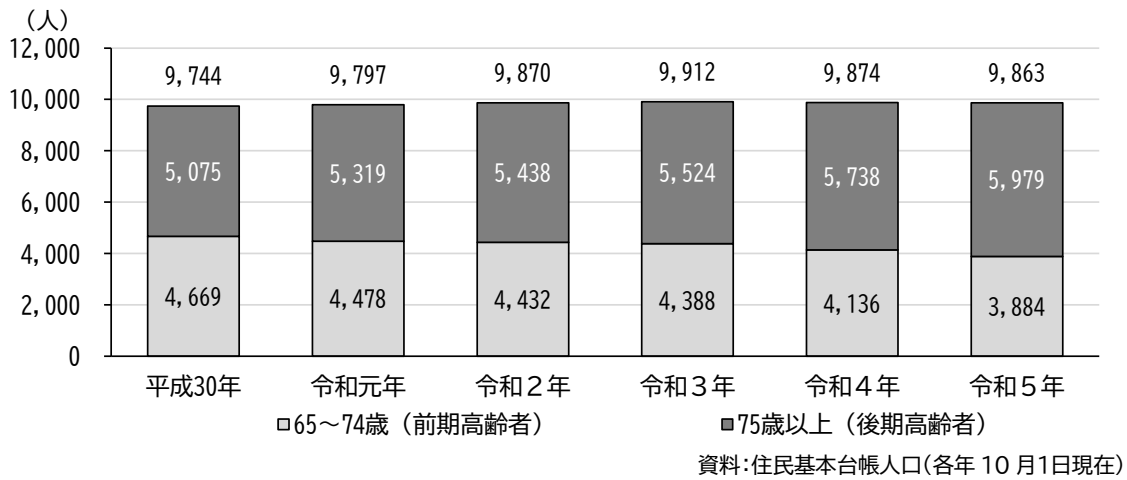


資料：住民基本台帳人口を基にした推計値(各年10月1日現在)

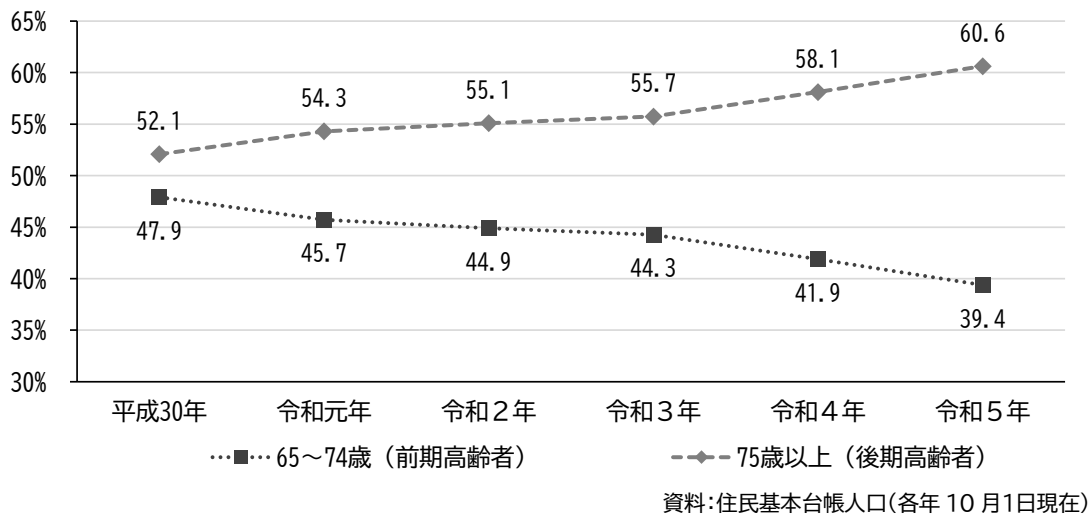
(2) 高齢者人口の推移

年齢別高齢者人口の推移をみると、65～74歳(前期高齢者)は平成30年以降減少しており、令和5年では3,884人となっています。75歳以上(後期高齢者)は増加しており、令和5年では5,979人と、高齢者のうち約6割が75歳以上(後期高齢者)となっています。

○年齢別高齢者人口の推移



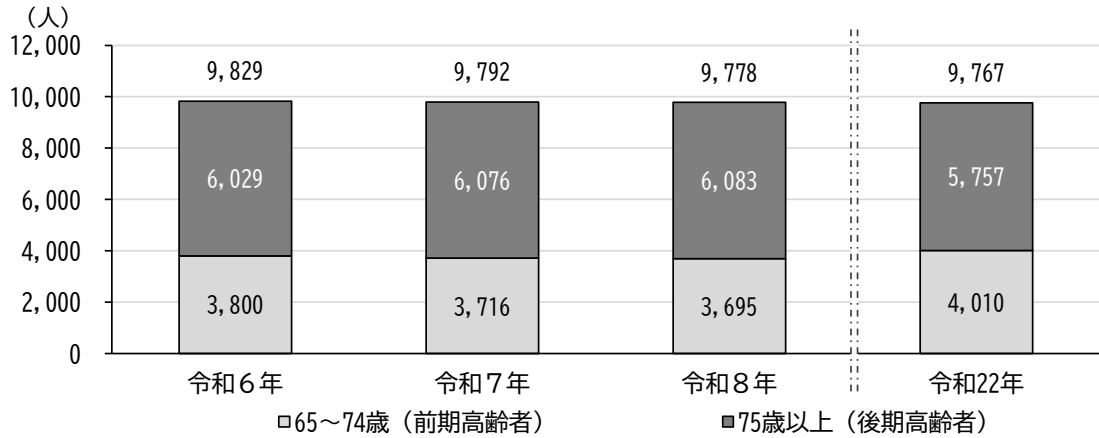
○年齢別高齢者人口割合の推移



将来人口推計の結果によると、後期高齢者数は令和7年には 6,076 人と、前期高齢者より 2,360 人上回り、割合は 62.1%に達する見込みです。

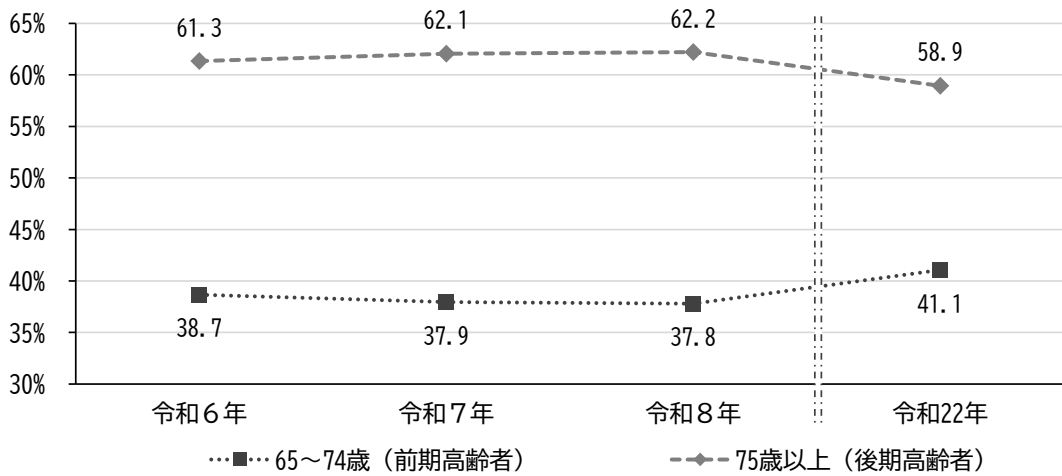
また、令和 22 年では、後期高齢者は減少し 5,757 人、割合も 58.9%となる見込みです。

○年齢別高齢者人口の推計



資料：住民基本台帳人口を基にした推計値(各年 10 月1日現在)

○年齢別高齢者人口割合の推計



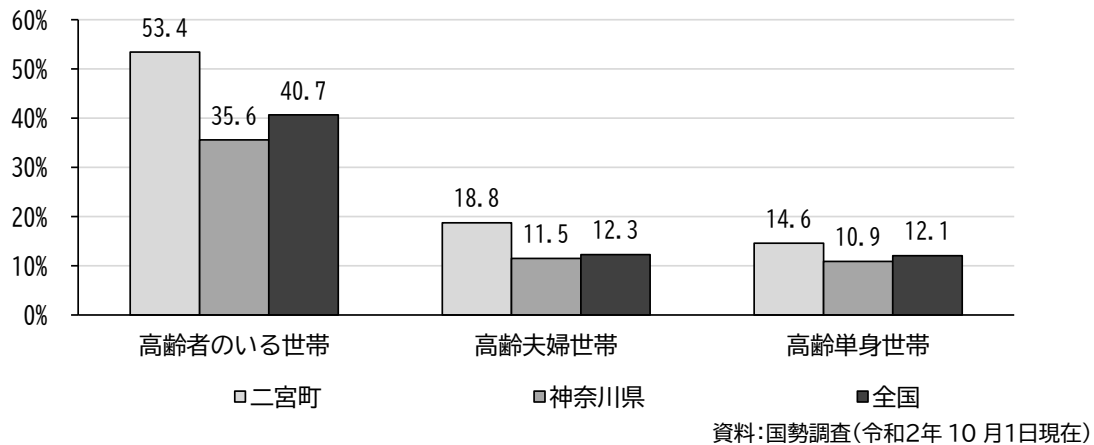
資料：住民基本台帳人口を基にした推計値(各年 10 月1日現在)

(3) 高齢者世帯の状況

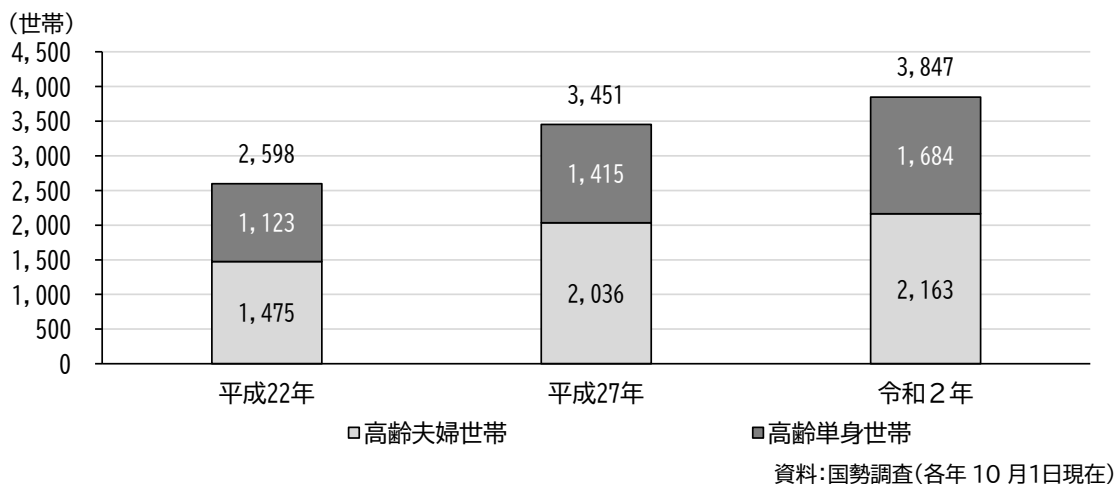
高齢者世帯割合をみると、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯共に神奈川県、全国よりも高くなっています。

また、平成 22 年から高齢夫婦世帯、高齢単身世帯共に増加しており、令和2年の高齢夫婦世帯は 2,163 世帯、高齢単身世帯は 1,684 世帯となっています。

○ 高齢者世帯割合の比較



○ 高齢者世帯数の推移



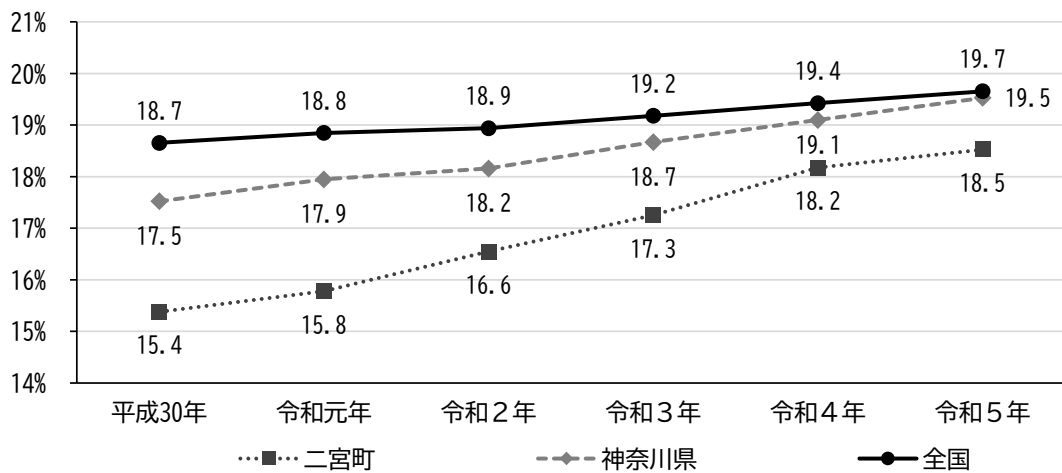
2 介護保険サービスの現状

(1) 認定率の推移と推計

認定率の推移をみると増加しており、令和5年では18.5%となっています。神奈川県、全国よりも低い値で推移しているものの、その差は縮まっています。

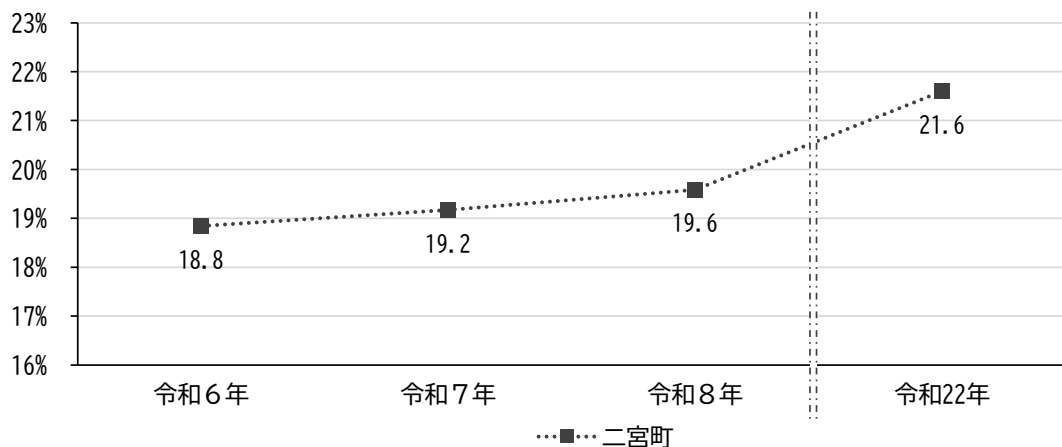
認定率の推計では、すべての団塊の世代が75歳以上になると言われている令和7年には、19.2%になると見込まれています。また、令和22年には21.6%になると見込まれています。

○認定率の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

○認定率の推計



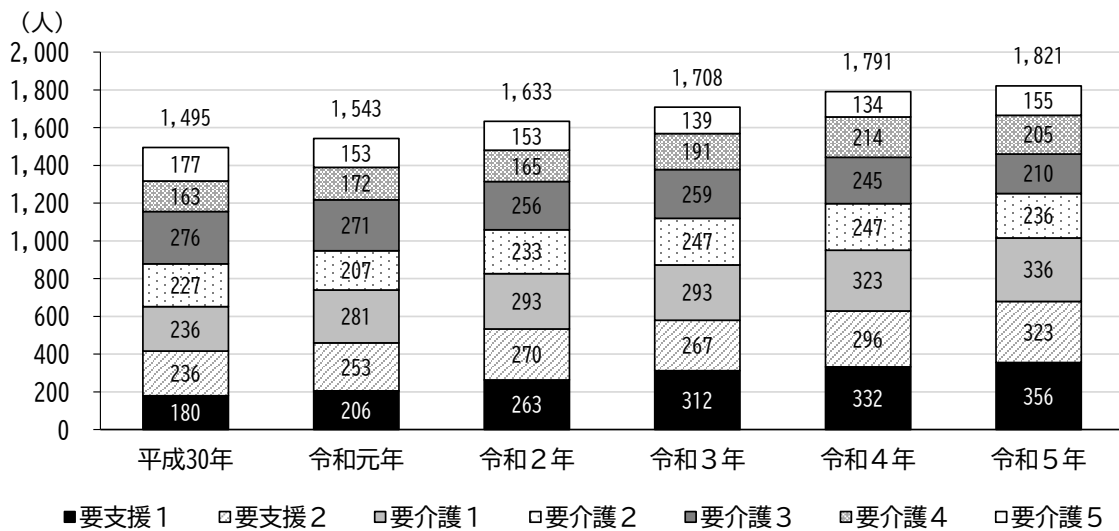
資料:介護保険事業状況報告を基に推計値(各年9月末日現在)

(2)要支援・要介護認定者の推移と推計

要支援・要介護認定者の推移をみると増加しており、特に要支援1の増加幅が大きくなっています。令和5年では要支援・要介護認定者が1,821人となっています。

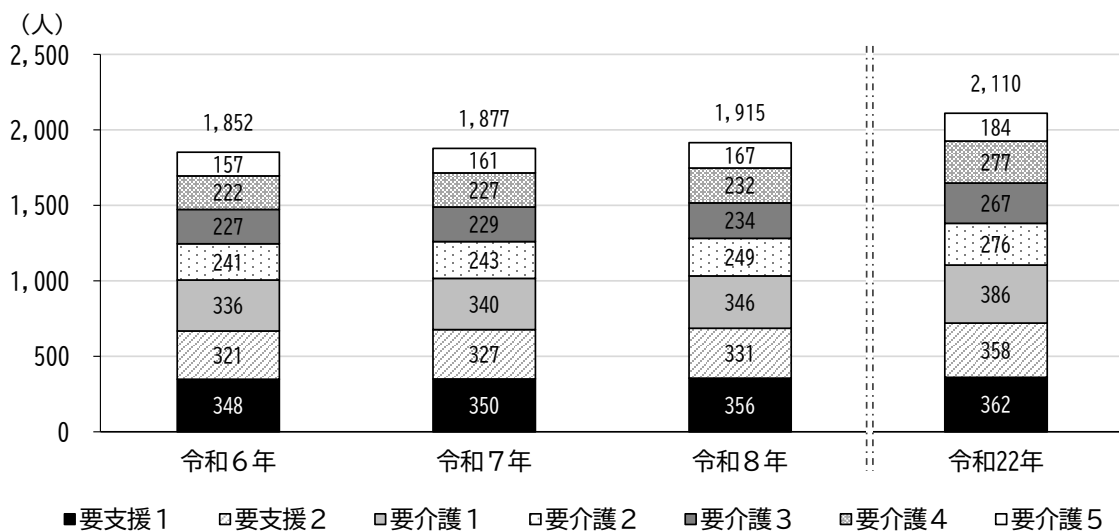
また、令和7年には1,877人と増加し、令和22年には2,110人になると見込まれています。

○要支援・要介護認定者の推移



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

○要支援・要介護認定者の推計

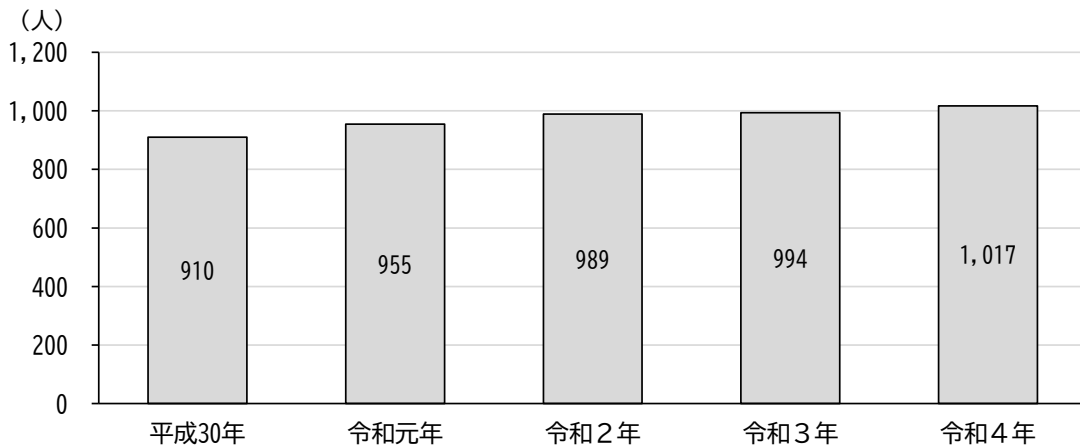


資料：介護保険事業状況報告を基に推計値(各年9月末日現在)

(3) 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の要支援・要介護認定者の推移

認定調査や主治医意見書で用いられる指標で、認知症が日常生活にどの程度の影響を及ぼしているかを確認する認知症高齢者の日常生活自立度判定において、Ⅱa以上の判定となっている要支援・要介護認定者の推移をみると、平成30年以降増加しており、令和4年では1,017人となっています。平成30年と比較すると、107人の増加となっています。

○認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の要支援・要介護認定者の推移



□認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の要支援・要介護認定者数

資料:見える化システムから得た割合を基に本町推計(各年9月末日現在)

■認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料:厚生労働省「認定調査員テキスト 2009 改訂版」(平成30年4月改定)

(4)サービスの利用実績

①居宅サービス

介護予防居宅サービスについては、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援で計画値を上回っています。

		実績値			見込値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護予防訪問入浴介護	(回/月)	実績	0.0	0.0	0.0
		計画値	2.1	2.2	2.3
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
	(人/月)	実績	0	0	0
		計画値	1	1	1
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
介護予防訪問看護	(回/月)	実績	375.7	424.9	438.9
		計画値	290.8	304.9	309.1
		計画対比	129.2%	139.4%	142.0%
	(人/月)	実績	53	64	69
		計画値	40	42	42
		計画対比	132.5%	152.4%	164.3%
介護予防訪問リハビリテーション	(回/月)	実績	40.0	24.8	9.4
		計画値	67.0	69.0	71.0
		計画対比	59.7%	35.9%	13.2%
	(人/月)	実績	3	2	1
		計画値	4	4	4
		計画対比	75.0%	50.0%	25.0%
介護予防居宅療養管理指導	(人/月)	実績	29	28	24
		計画値	35	37	41
		計画対比	82.9%	75.7%	58.5%
介護予防通所リハビリテーション	(人/月)	実績	31	40	44
		計画値	31	33	34
		計画対比	100.0%	121.2%	129.4%
介護予防短期入所生活介護	(日/月)	実績	1.3	9.3	3.5
		計画値	12.0	15.0	18.0
		計画対比	10.8%	62.0%	19.4%
	(人/月)	実績	0	1	1
		計画値	2	2	2
		計画対比	0.0%	50.0%	50.0%
介護予防短期入所療養介護	(日/月)	実績	4.3	2.7	3.3
		計画値	15.0	15.2	15.4
		計画対比	28.7%	17.8%	21.4%
	(人/月)	実績	0	1	1
		計画値	1	1	1
		計画対比	0.0%	100.0%	100.0%
介護予防福祉用具貸与	(人/月)	実績	175	208	236
		計画値	146	150	153
		計画対比	119.9%	138.7%	154.2%
特定介護予防福祉用具販売	(人/月)	実績	4	5	3
		計画値	5	6	7
		計画対比	80.0%	83.3%	42.9%
介護予防住宅改修	(人/月)	実績	5	6	5
		計画値	5	6	7
		計画対比	100.0%	100.0%	71.4%

※利用実績(人/月)は、年間の利用者数から月平均の利用者数を算出(小数点第1位は四捨五入)するため、実際にサービスを利用した方がいても、利用者数が0人/月という表記になる場合があります。

例:年間利用者数 3人 ÷ 12か月 = 0.25人/月 → 0人/月(小数点第1位で四捨五入)

(以下、同様)

			実績値		見込値
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/月)	実績	30	24	22
		計画値	30	31	31
		計画対比	100.0%	77.4%	71.0%
介護予防支援	(人/月)	実績	223	259	292
		計画値	200	207	212
		計画対比	111.5%	125.1%	137.7%

介護居宅サービスについては、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援で計画値を上回っています。

		実績値			見込値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問介護	(回/月)	実績	5209.2	5473.3	4900.2
		計画値	4377.6	4546.3	4839.2
		計画対比	119.0%	120.4%	101.3%
	(人/月)	実績	210	213	215
		計画値	208	210	222
		計画対比	101.0%	101.4%	96.8%
訪問入浴介護	(回/月)	実績	150.5	182.5	219.3
		計画値	166.2	200.5	230.7
		計画対比	90.6%	91.0%	95.1%
	(人/月)	実績	33	40	43
		計画値	37	41	44
		計画対比	89.2%	97.6%	97.7%
訪問看護	(回/月)	実績	1474.3	1455.9	1477.2
		計画値	1273.6	1338.6	1383.4
		計画対比	115.8%	108.8%	106.8%
	(人/月)	実績	174	173	179
		計画値	155	160	165
		計画対比	112.3%	108.1%	108.5%
訪問リハビリテーション	(回/月)	実績	100.0	44.1	49.1
		計画値	105.0	127.0	153.0
		計画対比	95.2%	34.7%	32.1%
	(人/月)	実績	7	4	4
		計画値	11	11	12
		計画対比	63.6%	36.4%	33.3%
居宅療養管理指導	(人/月)	実績	291	309	317
		計画値	303	317	334
		計画対比	96.0%	97.5%	94.9%
通所介護	(回/月)	実績	2383.0	2419.9	2460.1
		計画値	2645.2	2937.2	3329.8
		計画対比	90.1%	82.4%	73.9%
	(人/月)	実績	255	261	269
		計画値	284	308	348
		計画対比	89.8%	84.7%	77.3%
通所リハビリテーション	(回/月)	実績	523.0	496.9	503.3
		計画値	667.1	799.0	857.6
		計画対比	78.4%	62.2%	58.7%
	(人/月)	実績	72	67	64
		計画値	92	107	114
		計画対比	78.3%	62.6%	56.1%
短期入所生活介護	(日/月)	実績	494.5	538.9	691.9
		計画値	548.3	638.4	708.5
		計画対比	90.2%	84.4%	97.7%
	(人/月)	実績	52	55	63
		計画値	69	72	75
		計画対比	75.4%	76.4%	84.0%
短期入所療養介護	(日/月)	実績	89.0	82.3	75.8
		計画値	96.0	134.0	180.0
		計画対比	92.7%	61.4%	42.1%
	(人/月)	実績	13	12	9
		計画値	11	13	15
		計画対比	118.2%	92.3%	60.0%

			実績値		見込値
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	(人/月)	実績	397	403	385
		計画値	388	411	428
		計画対比	102.3%	98.1%	90.0%
特定福祉用具販売	(人/月)	実績	8	7	5
		計画値	9	10	10
		計画対比	88.9%	70.0%	50.0%
住宅改修	(人/月)	実績	7	5	4
		計画値	10	11	11
		計画対比	70.0%	45.5%	36.4%
特定施設入居者生活介護	(人/月)	実績	148	154	159
		計画値	155	158	162
		計画対比	95.5%	97.5%	98.1%
居宅介護支援	(人/月)	実績	575	592	581
		計画値	556	563	575
		計画対比	103.4%	105.2%	101.0%

②地域密着型サービス

介護予防地域密着型サービスについては、令和4年度、令和5年度の実績はありませんでした。

			実績値		見込値
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/月)	実績	0	0	0
		計画値	3	6	8
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/月)	実績	1	0	0
		計画値	2	2	2
		計画対比	50.0%	0.0%	0.0%

地域密着型サービスについては、認知症対応型通所介護で計画値を上回っています。小規模多機能型居宅介護は計画値を大きく下回っています。

			実績値		見込値
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/月)	実績	2	2	2
		計画値	3	3	5
		計画対比	66.7%	66.7%	40.0%
地域密着型通所介護	(回/月)	実績	516.3	467.0	481.3
		計画値	491.5	506.9	545.1
		計画対比	105.0%	92.1%	88.3%
	(人/月)	実績	65	61	57
		計画値	65	67	72
		計画対比	100.0%	91.0%	79.2%
認知症対応型通所介護	(回/月)	実績	47.1	83.2	200.0
		計画値	24.0	46.0	73.0
		計画対比	196.3%	180.9%	274.0%
	(人/月)	実績	5	7	9
		計画値	4	8	10
		計画対比	125.0%	87.5%	90.0%
小規模多機能型居宅介護	(人/月)	実績	2	1	1
		計画値	10	19	24
		計画対比	20.0%	5.3%	4.2%
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	実績	37	36	31
		計画値	43	48	52
		計画対比	86.0%	75.0%	59.6%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/月)	実績	23	24	25
		計画値	27	27	36
		計画対比	85.2%	88.9%	69.4%
看護小規模多機能型居宅介護	(人/月)	実績	1	1	0
		計画値	2	2	2
		計画対比	50.0%	50.0%	0.0%

③施設サービス

施設サービスについては、介護老人保健施設、介護医療院で計画値を上回っています。

			実績値		見込値
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	(人/月)	実績	143	140	146
		計画値	144	144	146
		計画対比	99.3%	97.2%	100.0%
介護老人保健施設	(人/月)	実績	72	82	86
		計画値	72	75	76
		計画対比	100.0%	109.3%	113.2%
介護医療院	(人/月)	実績	4	4	5
		計画値	3	4	4
		計画対比	133.3%	100.0%	125.0%
介護療養型医療施設	(人/月)	実績	1	0	0
		計画値	2	1	1
		計画対比	50.0%	0.0%	0.0%

④介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業については、訪問型サービス・通所型サービス共に計画値を上回っています。

			実績値		見込値
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス	(件/月)	実績	101	106	112
		計画値	88	90	94
		計画対比	114.8%	117.8%	119.1%
通所型サービス	(件/月)	実績	181	199	218
		計画値	157	161	164
		計画対比	115.3%	123.6%	132.9%

3 アンケート調査結果からみた現状

(1)調査の概要

①調査の目的

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定に向けた基礎資料として、アンケート調査を実施しました。

②調査対象者

調査区分	調査対象者
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者等
②在宅介護実態調査	在宅の要支援・要介護認定者

③調査期間・調査方法

調査区分	調査期間・調査方法
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・令和4年11月21日～令和4年12月5日 ・郵送による発送・回収
②在宅介護実態調査	・令和4年1月4日～令和4年12月27日 ・認定調査員による聞き取り調査、一部郵送による発送・回収

④回収状況

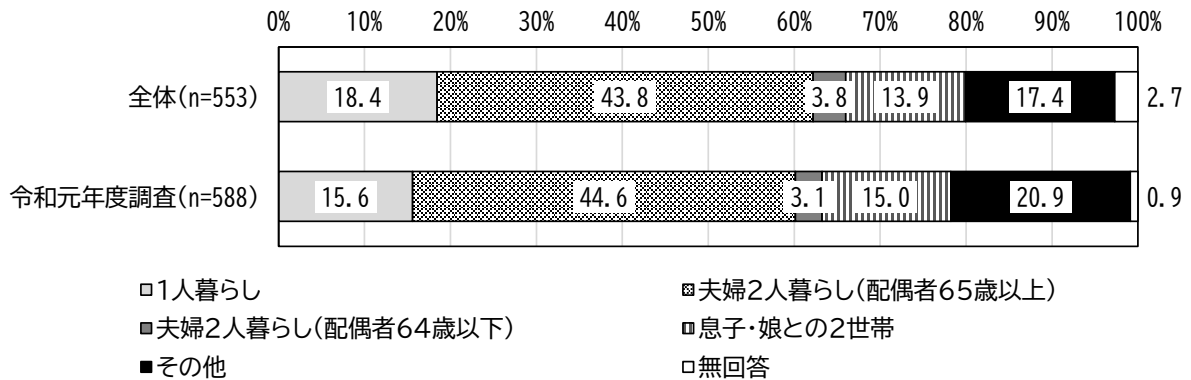
調査区分	配布件数	回収件数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	700件	553件	79.0%
②在宅介護実態調査	聞取調査分	200件	100.0%
	郵送調査分	100件	68.0%
合計	1,000件	821件	82.1%

- 回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 設問により、令和元年度の調査結果を併記しています。

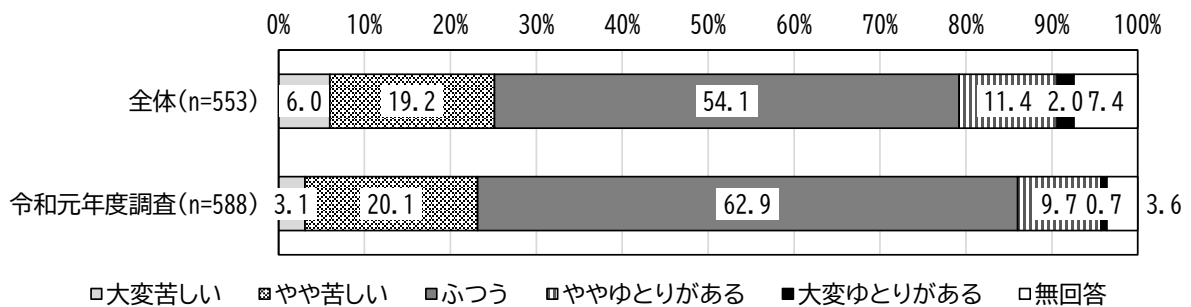
(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

①自身の家庭や生活状況について

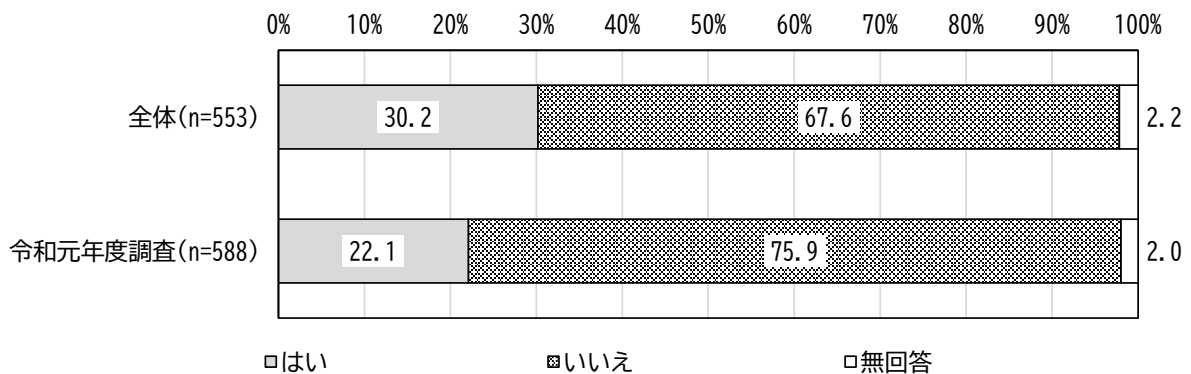
家族構成は、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が43.8%と最も高く、次いで「1人暮らし」が18.4%となっています。「1人暮らし」の割合を令和元年度調査と比べると2.8ポイント高くなっています。



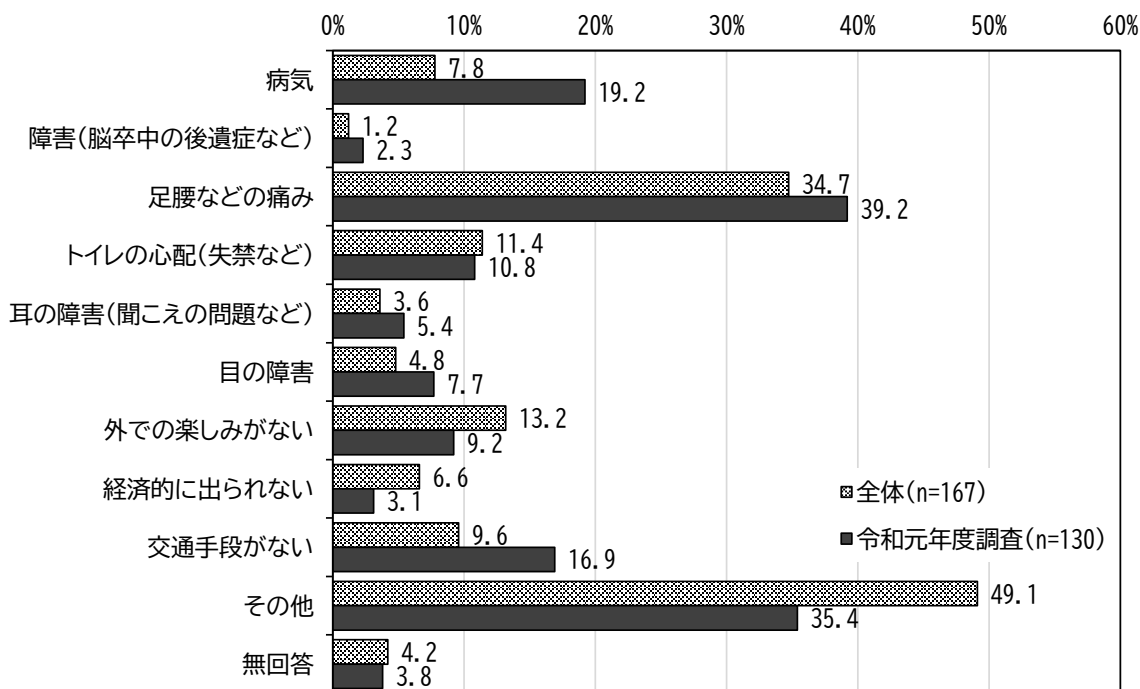
現在の暮らしの状況は、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた『苦しい』が25.2%となっており、令和元年度調査と比べると2.0ポイント高くなっています。



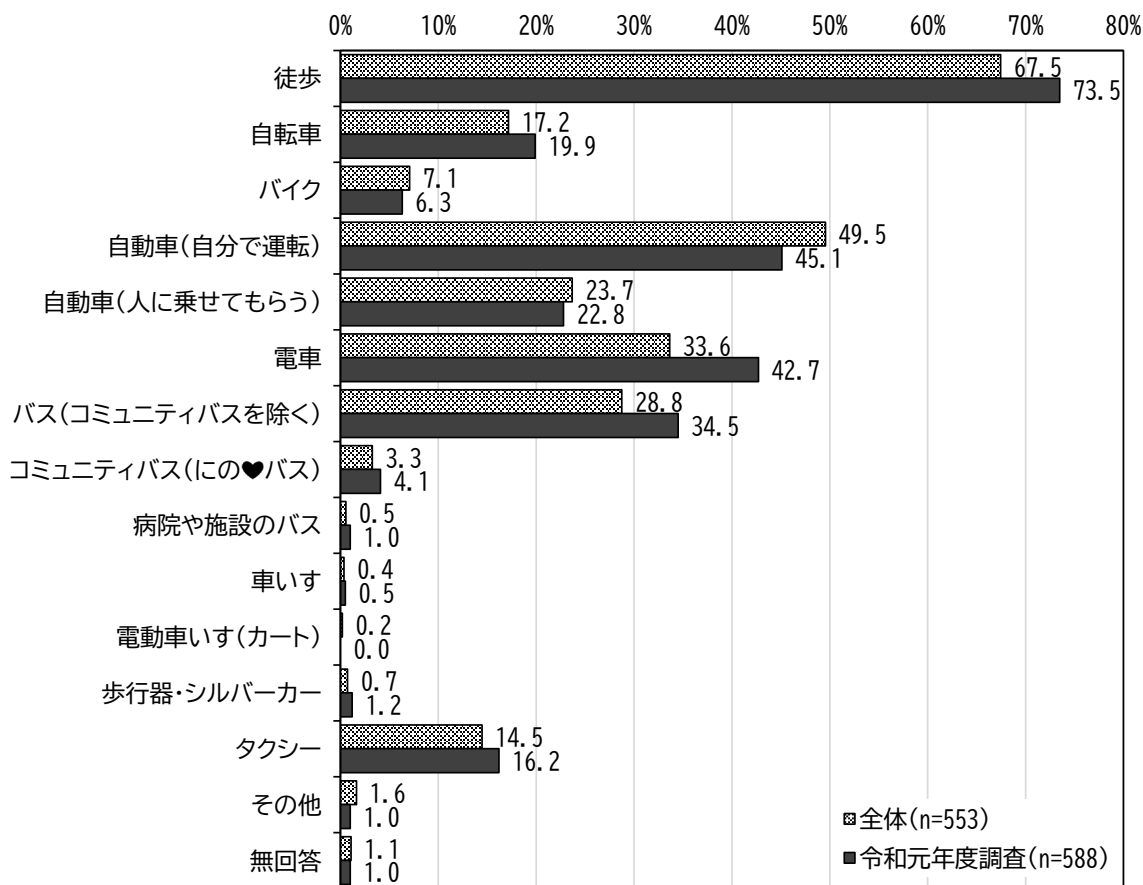
外出を控えているかについては、「はい」が30.2%、「いいえ」が67.6%となっています。令和元年度調査と比べると「はい」が8.1ポイント高くなっています。



外出を控えている方の理由は、「足腰などの痛み」や「その他」の割合が高く、「その他」の具体的な内容をみると「新型コロナウイルス感染症の影響」が多くなっています。

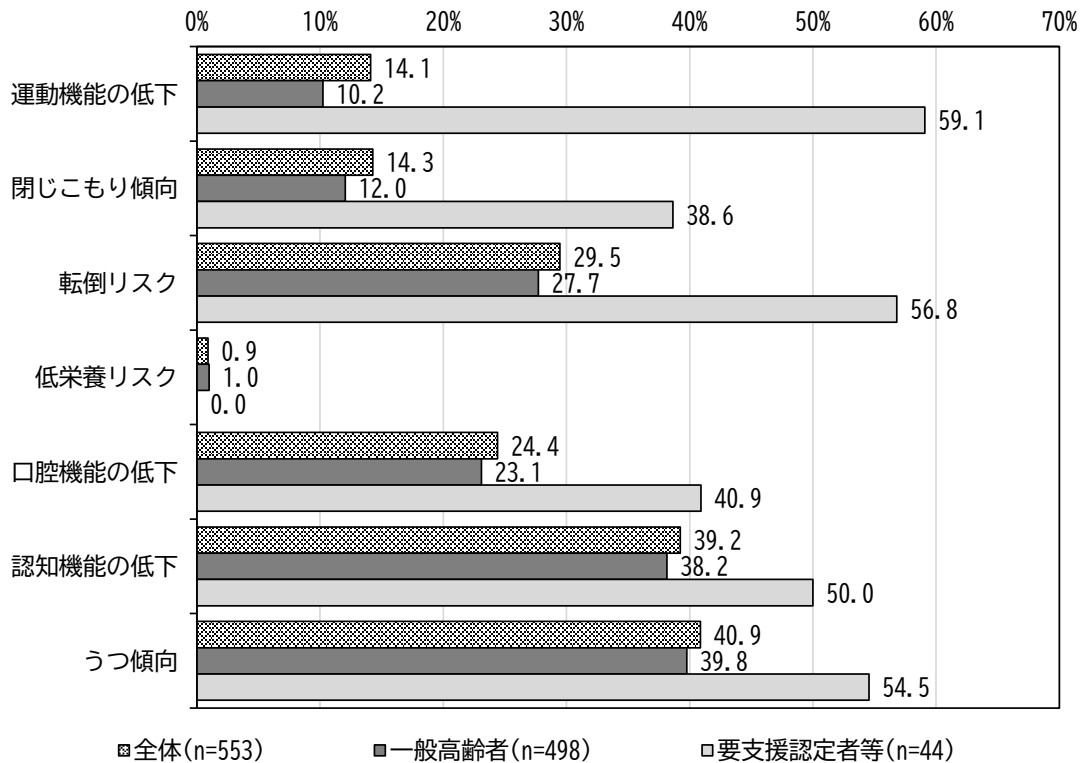


外出手段は、「徒歩」が67.5%と最も高く、次いで「自動車(自分で運転)」が49.5%、「電車」が33.6%となっています。

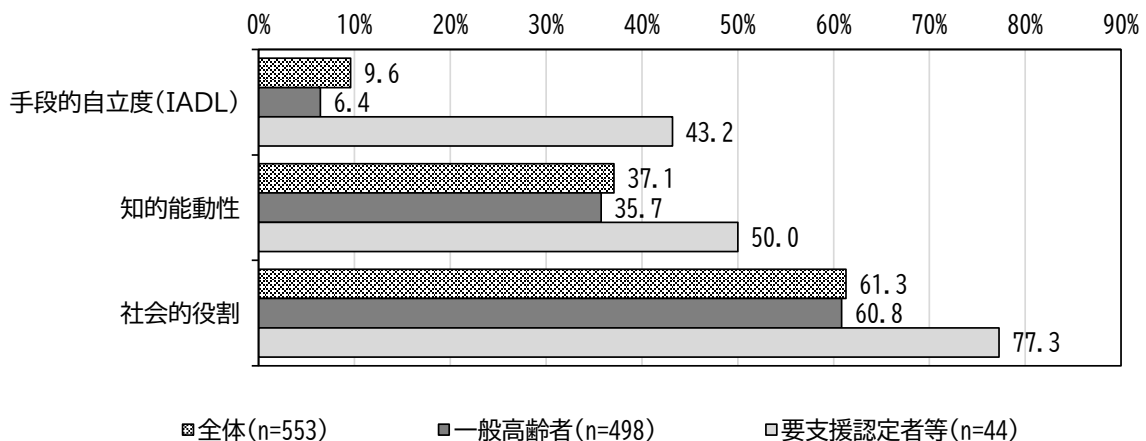


②高齢者のリスクについて

国の手引きに基づく高齢者の各種リスクの評価結果をみると、一般高齢者では、「うつ傾向」が39.8%と最も高く、次いで「認知機能の低下」が38.2%、「転倒リスク」が27.7%となっています。要支援認定者等では、「運動機能の低下」が59.1%と最も高く、次いで「転倒リスク」が56.8%、「うつ傾向」の割合が54.5%となっています。

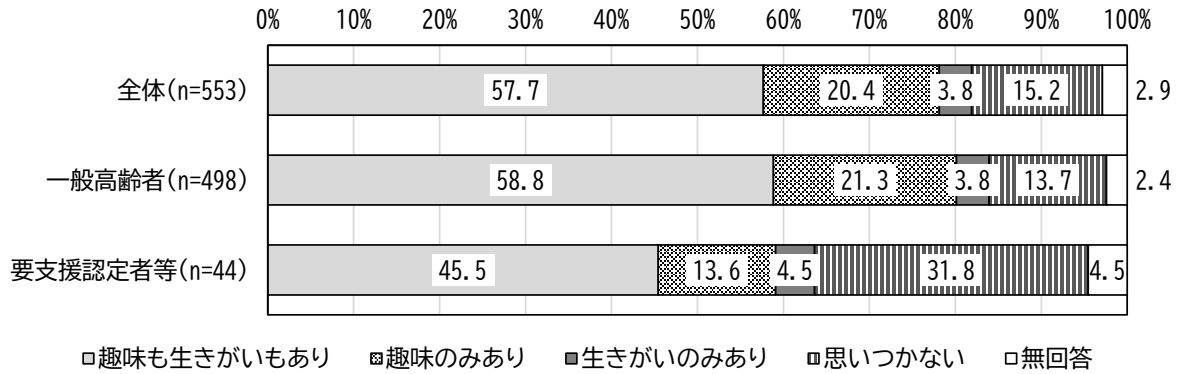


高齢者の高次の生活機能を評価することができる老研式活動能力指標の評価結果において、各指標で「低下」している一般高齢者の割合をみると、比較的高次の日常生活の動作ができる「手段的自立度」が6.4%、情報を自ら収集して表現できる「知的能動性」が35.7%、社会参加ができる「社会的役割」が60.8%となっています。要支援認定者等では、「手段的自立度」が43.2%、「知的能動性」が50.0%、「社会的役割」が77.3%となっています。



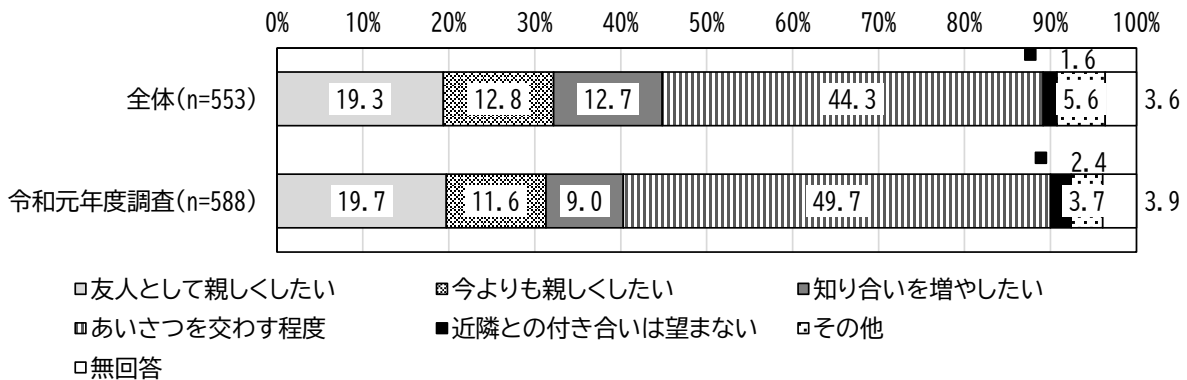
③趣味・生きがい、社会参加等について

生きがいと趣味の有無について合わせて集計したところ、一般高齢者では、「趣味も生きがいもあり」が58.8%と最も高く、次いで「趣味のみあり」が21.3%、「思いつかない」が13.7%となっています。要支援認定者等では、「趣味も生きがいもあり」が45.5%と最も高く、次いで「思いつかない」が31.8%、「趣味のみあり」が13.6%となっています。

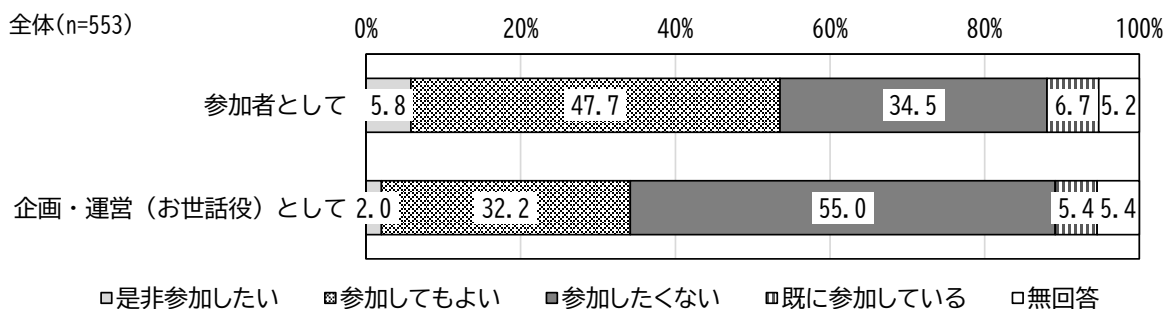


今後の近隣(近所)との関係については、「あいさつを交わす程度」が44.3%と最も高くなっています。

令和元年度調査と比べると、「今よりも親しくしたい」「知り合いを増やしたい」が高くなっています。

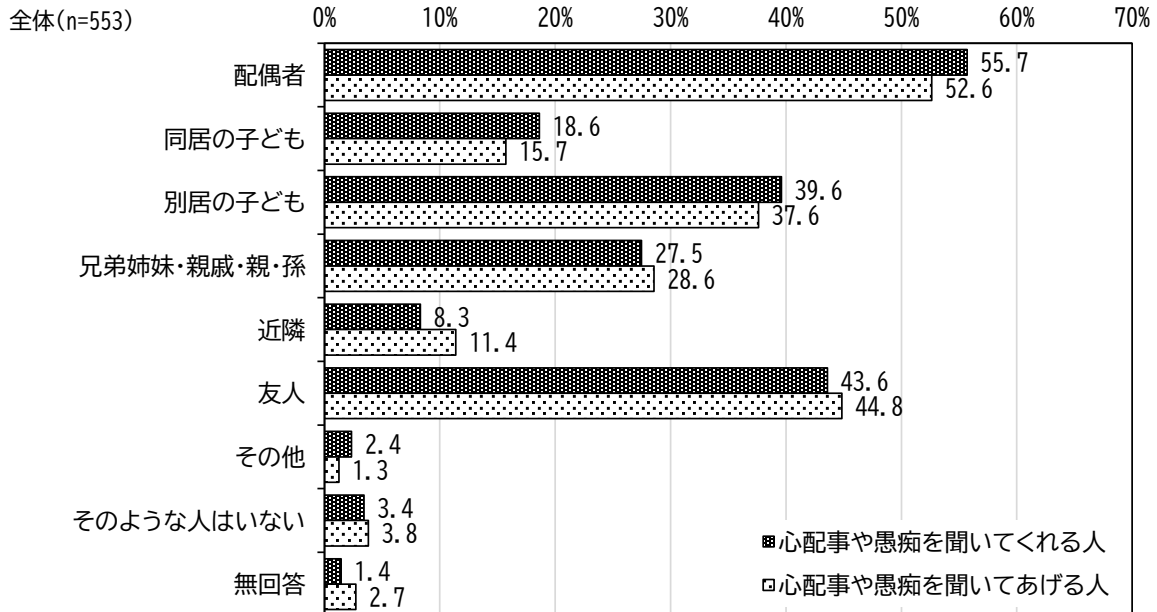


地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行っていきいきとした地域づくりを進める場合、参加者として、「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」を合わせた『参加意向がある人』は60.2%となっており、企画・運営(お世話役)として『参加意向がある人』は39.6%となっています。

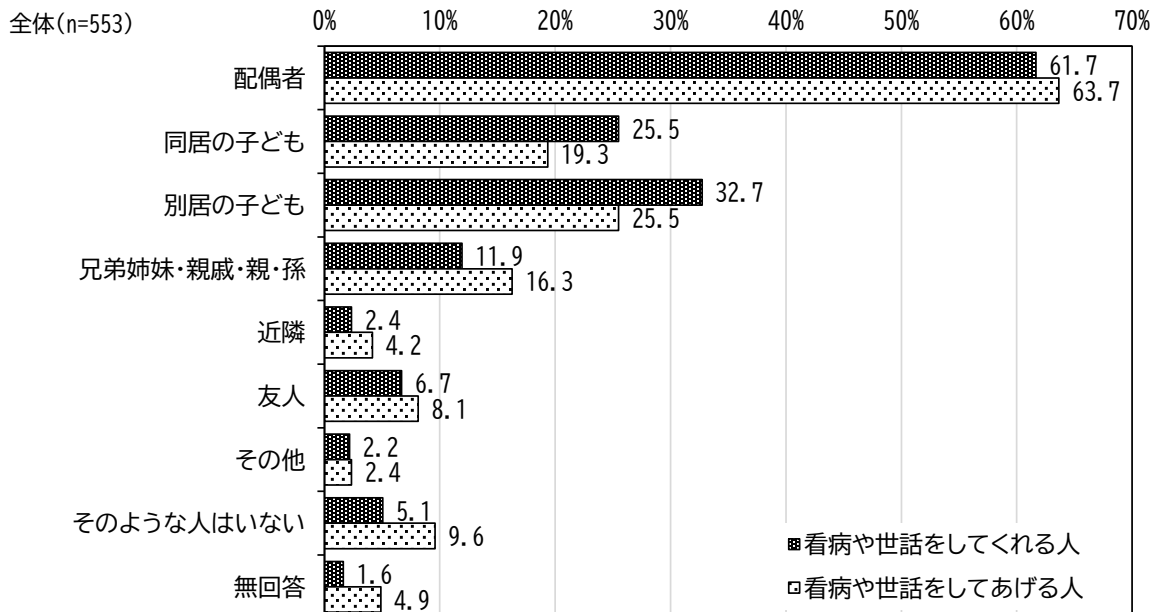


④あなたとまわりの人の「助け合い」について

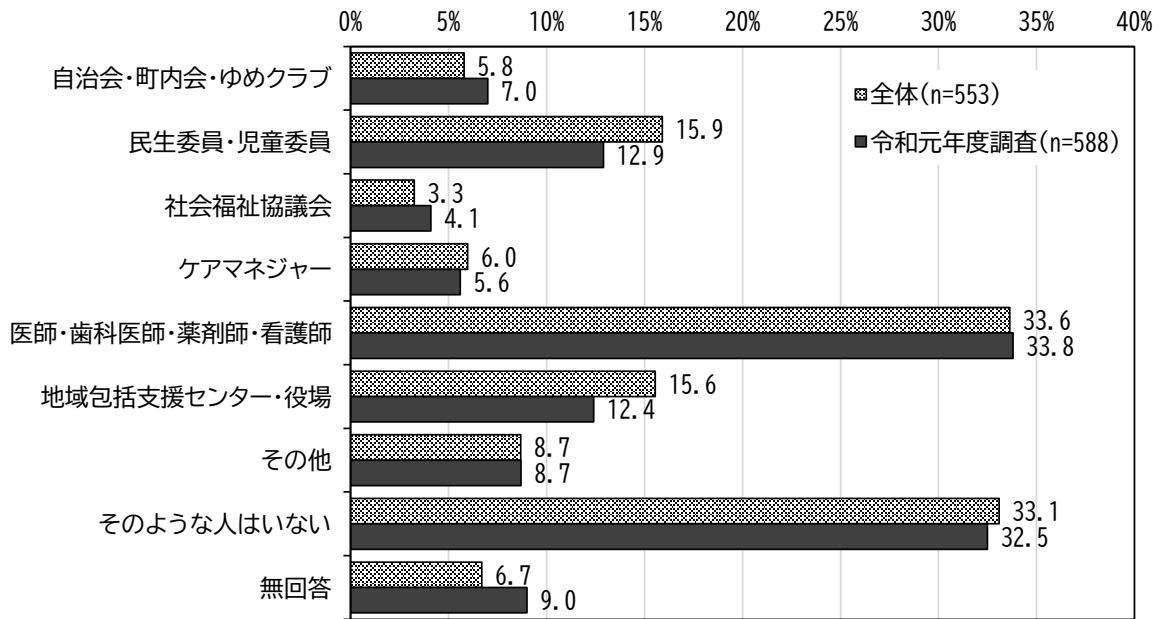
心配事や愚痴を聞いてくれる人と心配事や愚痴を聞いてあげる人は、共に「配偶者」が最も高く、次いで「友人」「別居の子ども」となっています。



看病や世話をしてくれる人と看病や世話をしあける人は、共に「配偶者」が最も高く、次いで「別居の子ども」「同居の子ども」となっています。



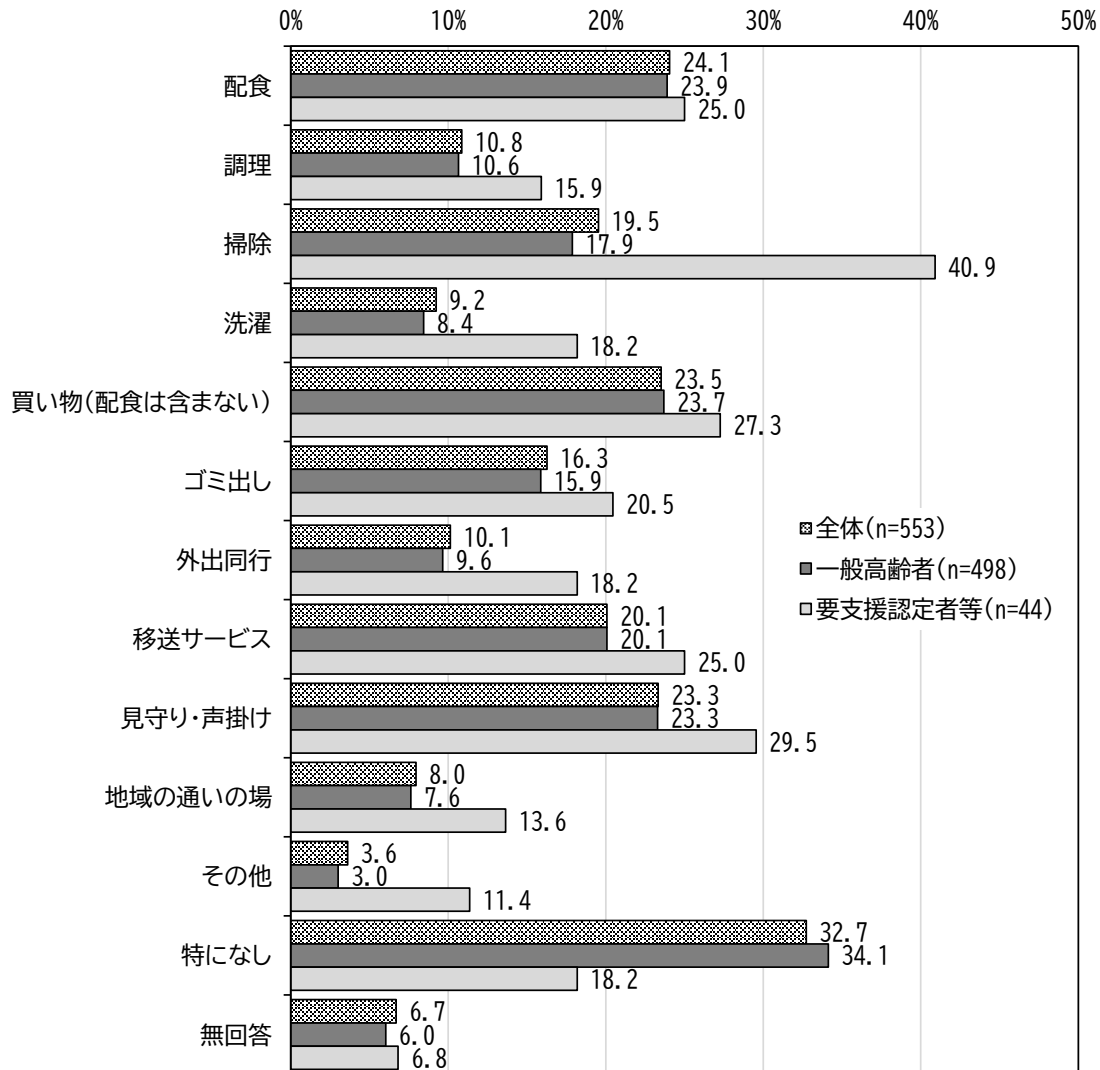
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は、「医師・歯科医師・薬剤師・看護師」が33.6%と最も高く、次いで「そのような人はいない」が33.1%となっています。



⑤日常生活支援サービスについて

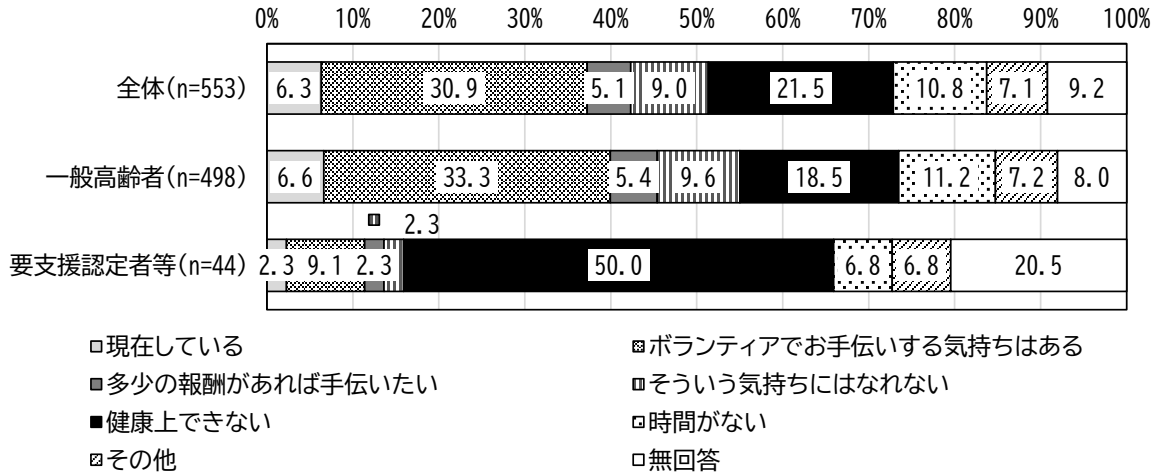
今後必要な支援サービスについて、一般高齢者では、「特になし」が34.1%と最も高く、次いで「配食」が23.9%、「買い物(配食は含まない)」が23.7%となっています。要支援認定者等では、「掃除」が40.9%と最も高く、次いで「見守り・声掛け」が29.5%、「買い物(配食は含まない)」が27.3%となっています。

要支援認定の有無別でみると、一般高齢者に比べ、要支援認定者等で「特になし」を除くすべての項目で割合が高くなっており、「掃除」の割合が特に高くなっています。



地域の高齢者が困ったときのお手伝いについては、一般高齢者では、「ボランティアでお手伝いする気持ちはある」が33.3%と最も高くなっています。要支援認定者等では、「健康上できない」が50.0%と最も高くなっています。

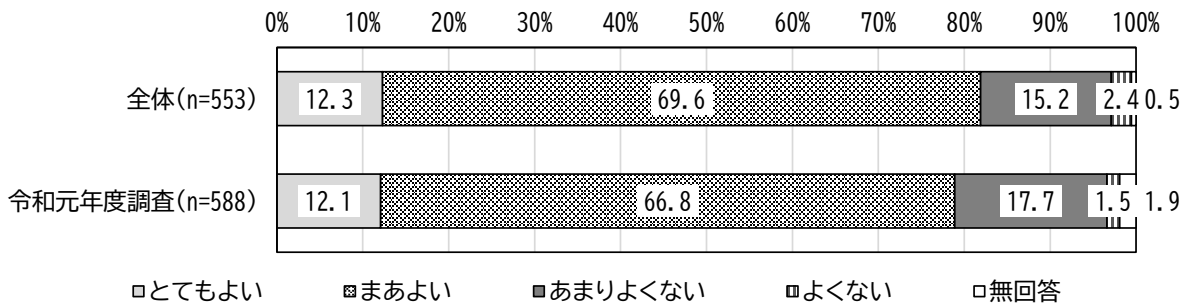
要支援認定の有無別でみると、一般高齢者に比べ、要支援認定者等で「健康上できない」の割合が高くなっています。



⑥健康について

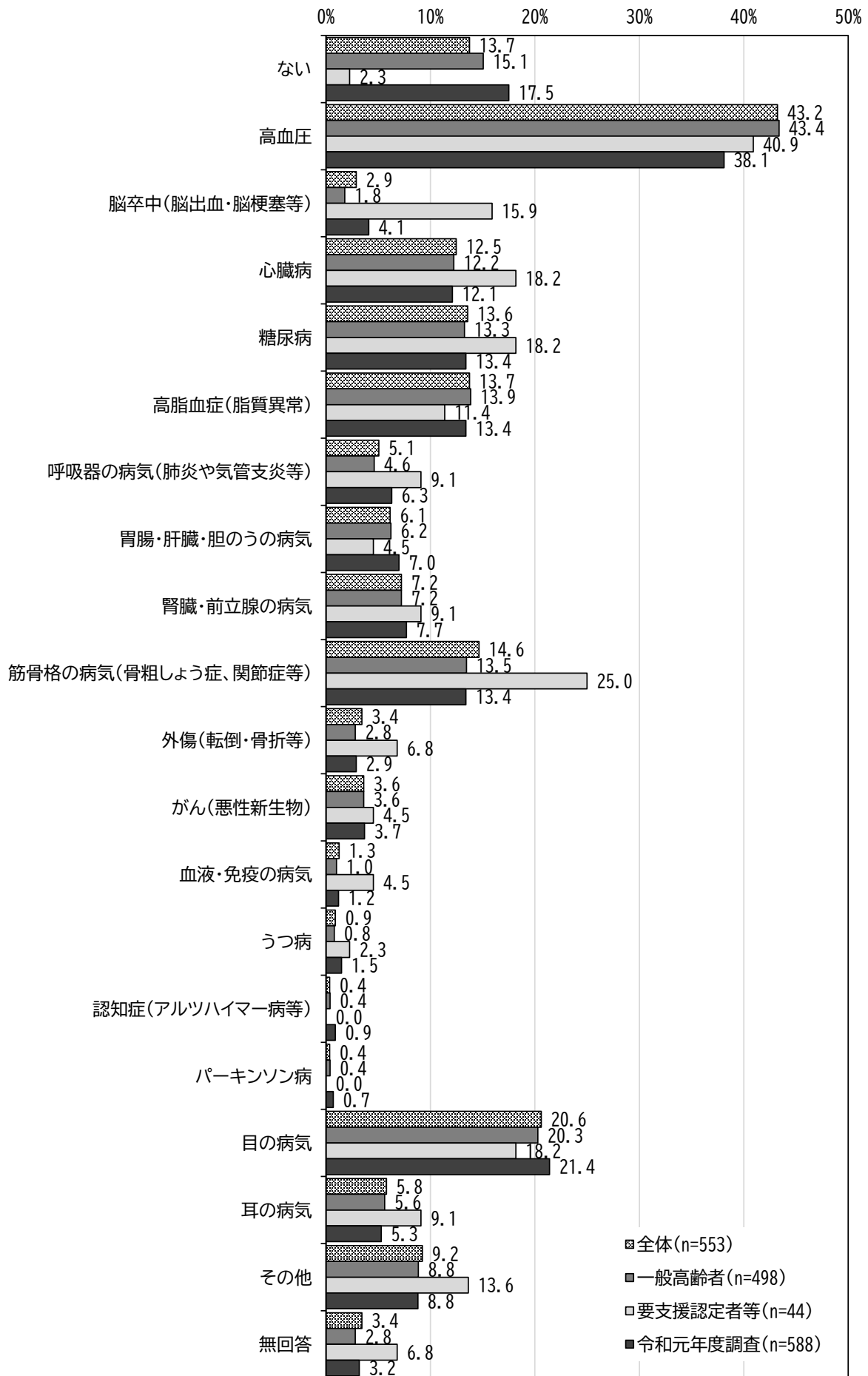
健康観は、「まあよい」が69.6%と最も高くなっています。また、「あまりよくない」と「よくない」を合わせた『健康状態がよくない人』が17.6%となっています。

令和元年度調査と比べると、『健康状態がよくない人』は1.6ポイント低くなっています。



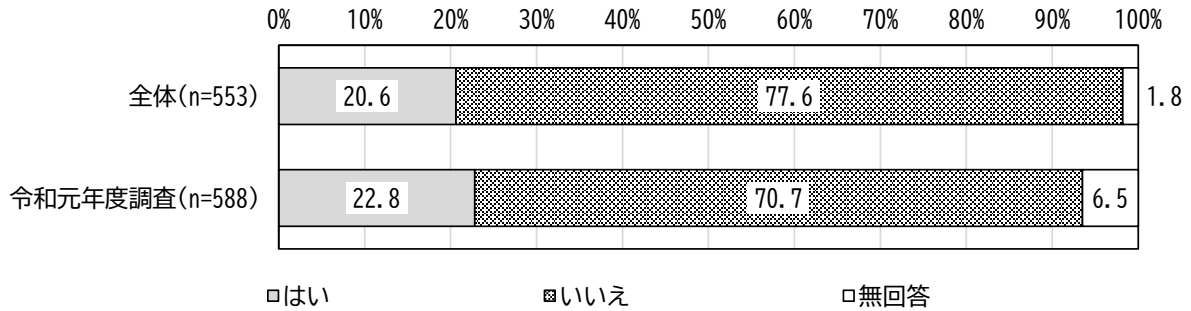
現在治療中、または後遺症のある病気は、一般高齢者では、「高血圧」が43.4%と最も高く、次いで「目の病気」が20.3%、「ない」が15.1%となっています。要支援認定者等では、「高血圧」が40.9%と最も高く、次いで「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」が25.0%、「心臓病」「糖尿病」「目の病気」が18.2%となっています。

要支援認定の有無別でみると、一般高齢者に比べ、要支援認定者等で多くの項目の割合が高くなっており、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」の割合が特に高くなっています。



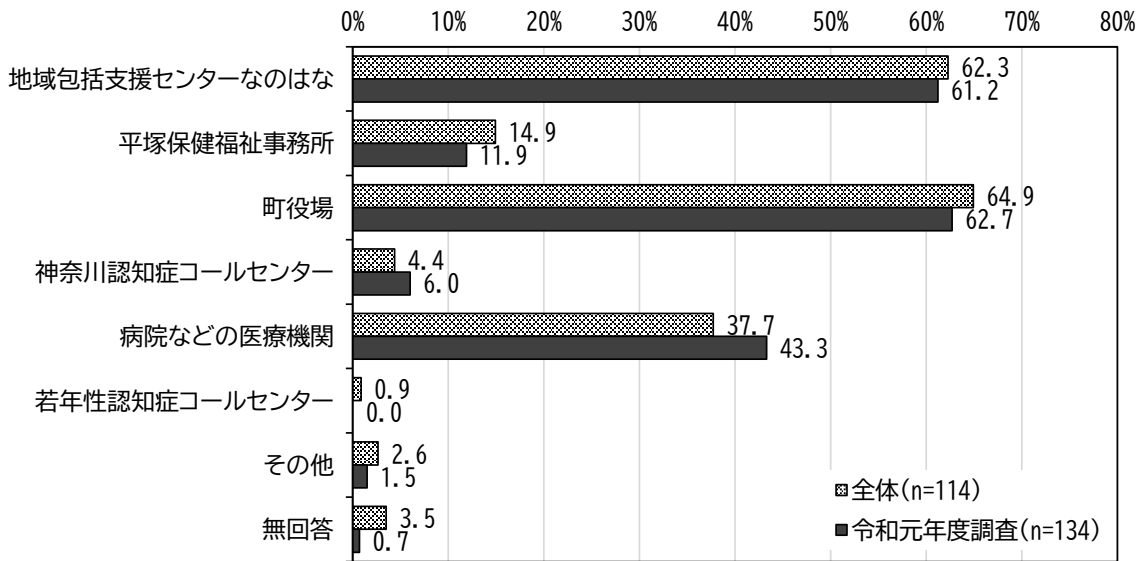
⑦認知症高齢者支援について

認知症に関する相談窓口の認知度は、「はい」が20.6%、「いいえ」が77.6%となっています。令和元年度調査と比べると「いいえ」が6.9ポイント高くなっています。

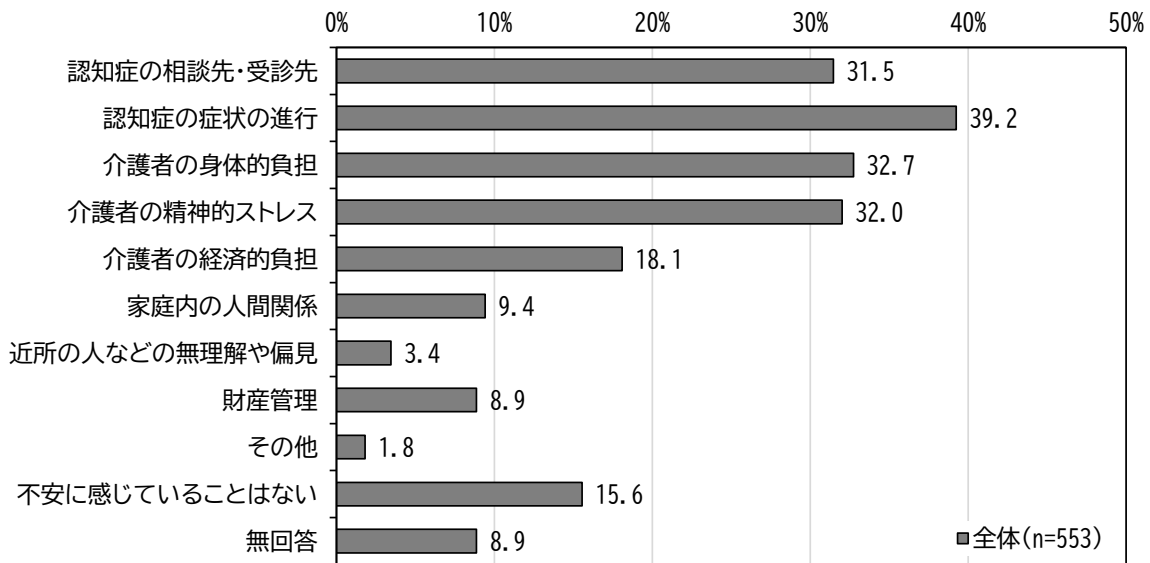


知っている認知症に関する相談窓口は、「町役場」が64.9%と最も高く、次いで「地域包括支援センターなのはな」が62.3%、「病院などの医療機関」が37.7%となっています。

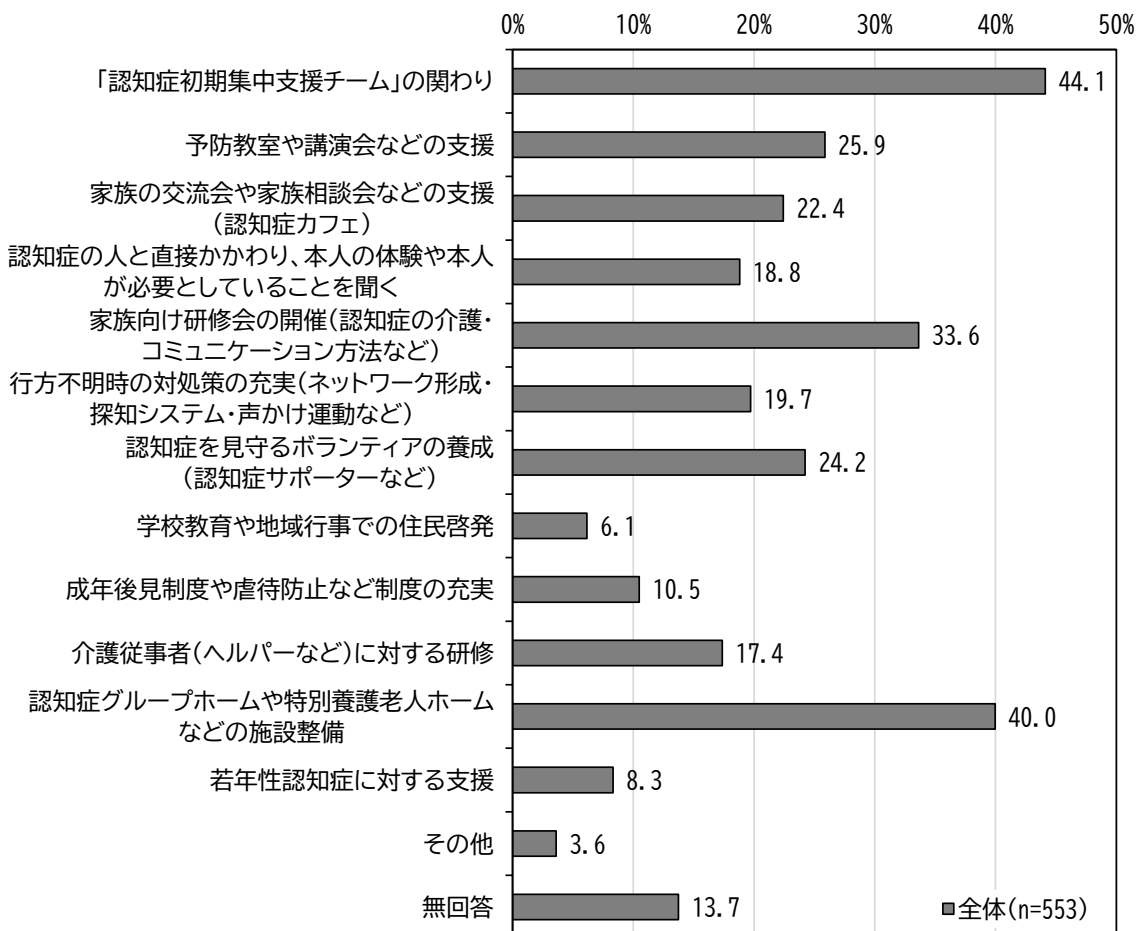
令和元年度調査と比べると、「平塚保健福祉事務所」「町役場」の割合が特に高くなっています。



認知症で不安なことは、「認知症の症状の進行」が39.2%と最も高く、次いで「介護者の身体的負担」が32.7%、「介護者の精神的ストレス」が32.0%となっています。



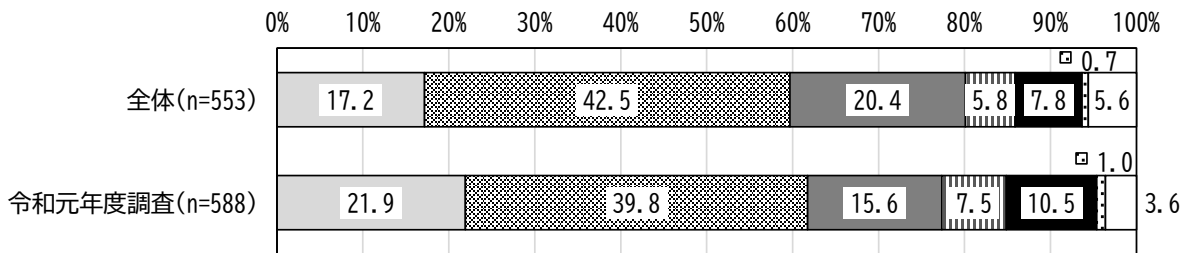
認知症対策を進めていく上で重要なことは、「『認知症初期集中支援チーム』の関わり」が44.1%と最も高く、次いで「認知症グループホームや特別養護老人ホームなどの施設整備」が40.0%、「家族向け研修会の開催(認知症の介護・コミュニケーション方法など)」が33.6%となっています。



⑧在宅医療と介護、看取りについて

自身に介護や医療が必要になった場合の暮らしは、「必要な医療や介護サービス、福祉サービスを利用しながら、自宅で暮らしたい」が42.5%と最も高く、次いで「老人ホームやサービス付高齢者向け住宅などの施設に移って、医療や介護サービスを受けたい」が20.4%、「できれば自宅で、家族、親族のみの介護をうけながら必要な医療を受けて暮らしたい」が17.2%となっています。

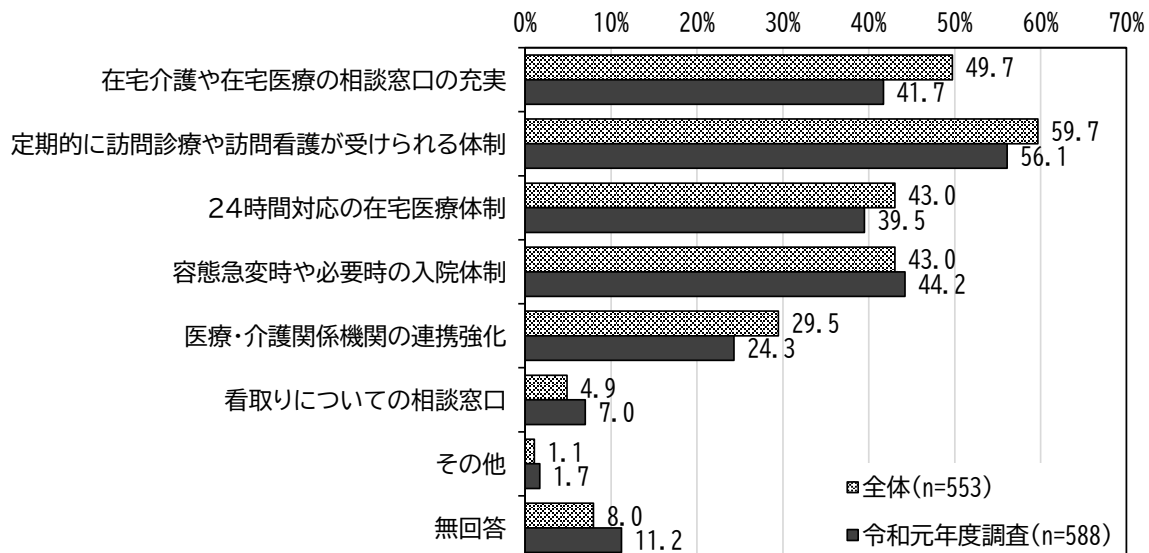
令和元年度調査と比べると、「必要な医療や介護サービス、福祉サービスを利用しながら、自宅で暮らしたい」「老人ホームやサービス付高齢者向け住宅などの施設に移って、医療や介護サービスを受けたい」の割合が高くなっています。



- できれば自宅で、家族、親族のみの介護をうけながら必要な医療を受けて暮らしたい
- ▨ 必要な医療や介護サービス、福祉サービスを利用しながら、自宅で暮らしたい
- 老人ホームやサービス付高齢者向け住宅などの施設に移って、医療や介護サービスを受けたい
- 病院で治療を受けたい
- わからない
- その他
- 無回答

介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活をするために必要な整備としては、「定期的に訪問診療や訪問看護が受けられる体制」が59.7%と最も高く、次いで「在宅介護や在宅医療の相談窓口の充実」が49.7%、「24時間対応の在宅医療体制」「容態急変時や必要時の入院体制」が43.0%となっています。

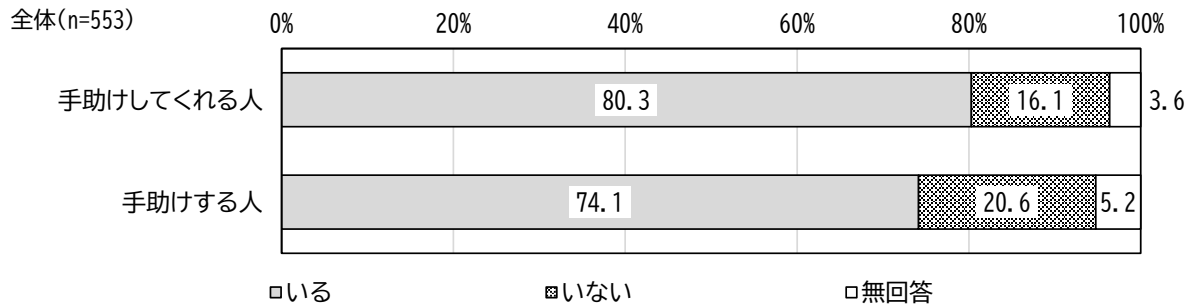
令和元年度調査と比べると、「在宅介護や在宅医療の相談窓口の充実」「定期的に訪問診療や訪問看護が受けられる体制」「24時間対応の在宅医療体制」「医療・介護関係機関の連携強化」の割合が高くなっています。



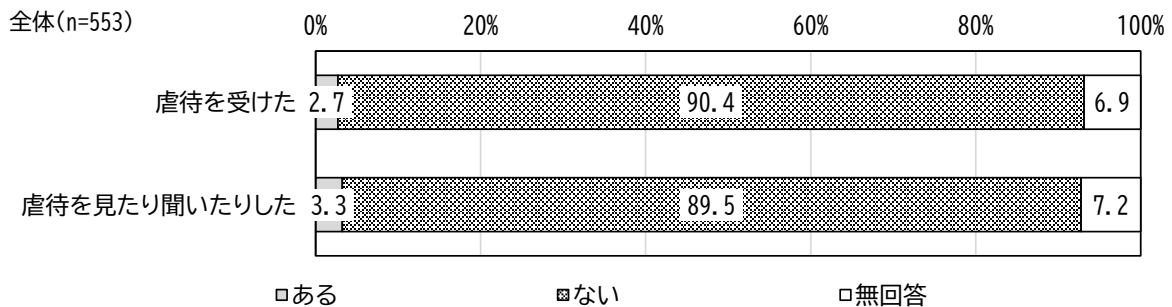
⑨災害、虐待等について

災害時や緊急時に身近で手助けをしてくれる人は、「いる」が80.3%、「いない」が16.1%となっています。

一方、災害時や緊急時に身近で手助けする人は、「いる」が74.1%、「いない」が20.6%となっています。



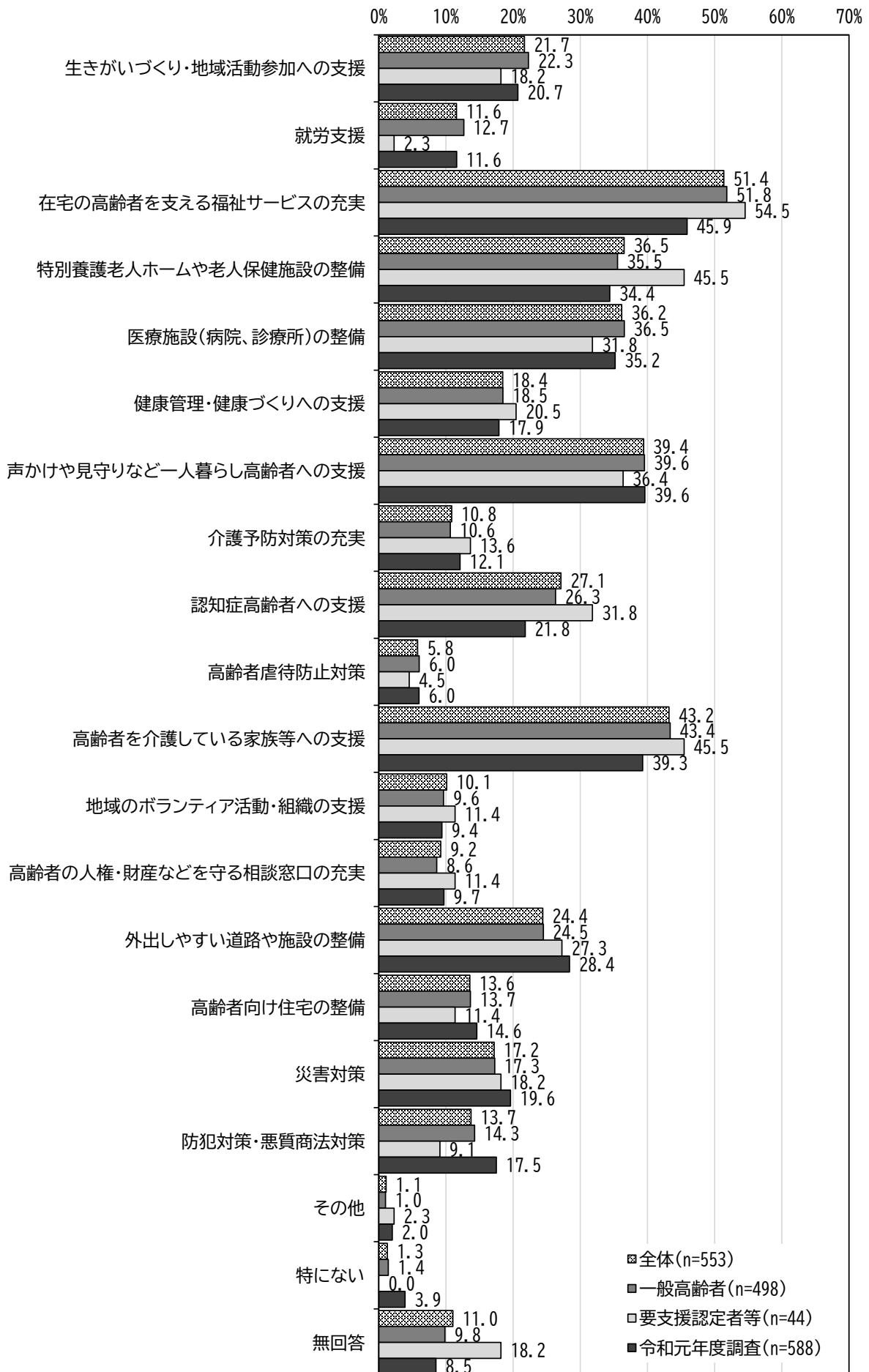
虐待を受けたことについては、「ある」が2.7%、「ない」が90.4%となっています。虐待を見たり聞いたりしたことについては、「ある」が3.3%、「ない」が89.5%となっています。



高齢者福祉施策全般について本町が取り組むべき施策としては、一般高齢者では、「在宅の高齢者を支える福祉サービスの充実」が51.8%と最も高く、次いで「高齢者を介護している家族等への支援」が43.4%、「声かけや見守りなど一人暮らし高齢者への支援」が39.6%となっています。要支援認定者等では、「在宅の高齢者を支える福祉サービスの充実」が54.5%と最も高く、次いで「特別養護老人ホームや老人保健施設の整備」「高齢者を介護している家族等への支援」が45.5%となっています。

要支援認定の有無別でみると、一般高齢者に比べ、要支援認定者等で「特別養護老人ホームや老人保健施設の整備」「介護予防対策の充実」「認知症高齢者への支援」の割合が特に高くなっています。

令和元年度調査と比べると、全体では「在宅の高齢者を支える福祉サービスの充実」「認知症高齢者への支援」「高齢者を介護している家族等への支援」の割合が特に高くなっています。

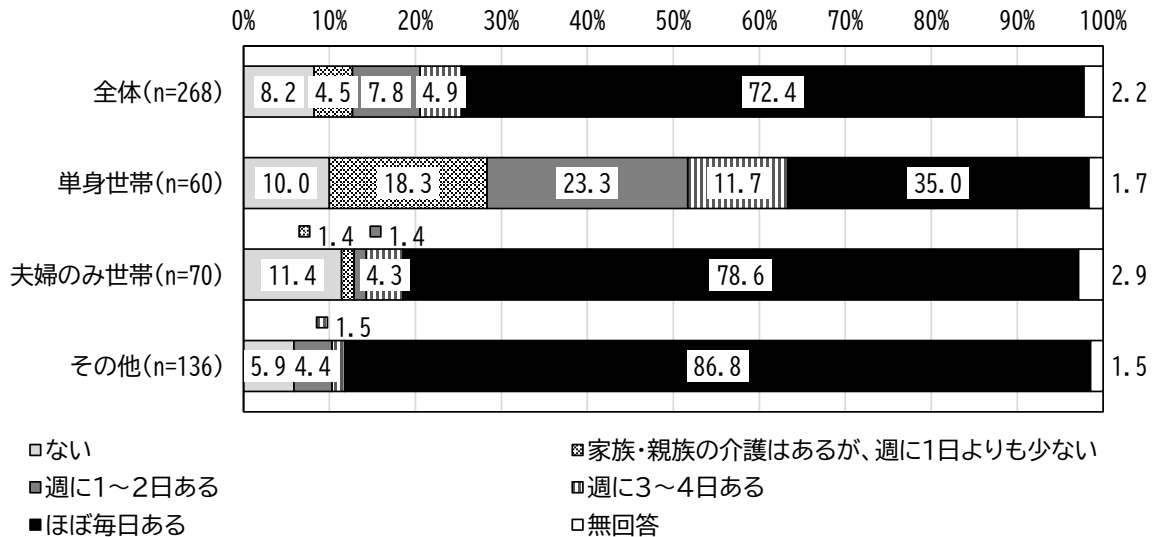


(3)在宅介護実態調査結果

①自身の家庭や生活状況について

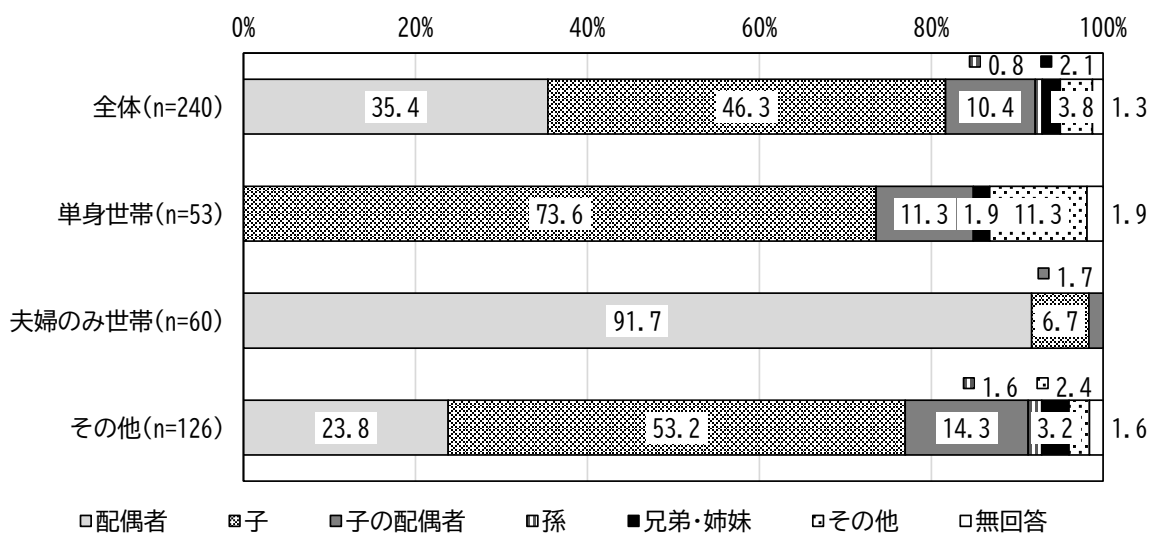
家族や親族からの介護の頻度について、全体では、「ほぼ毎日ある」が72.4%と最も高く、次いで「ない」が8.2%、「週に1～2日ある」が7.8%となっています。

世帯類型別でみると、単身世帯では「ほぼ毎日ある」が35.0%と他の世帯類型と比べて低くなっています。



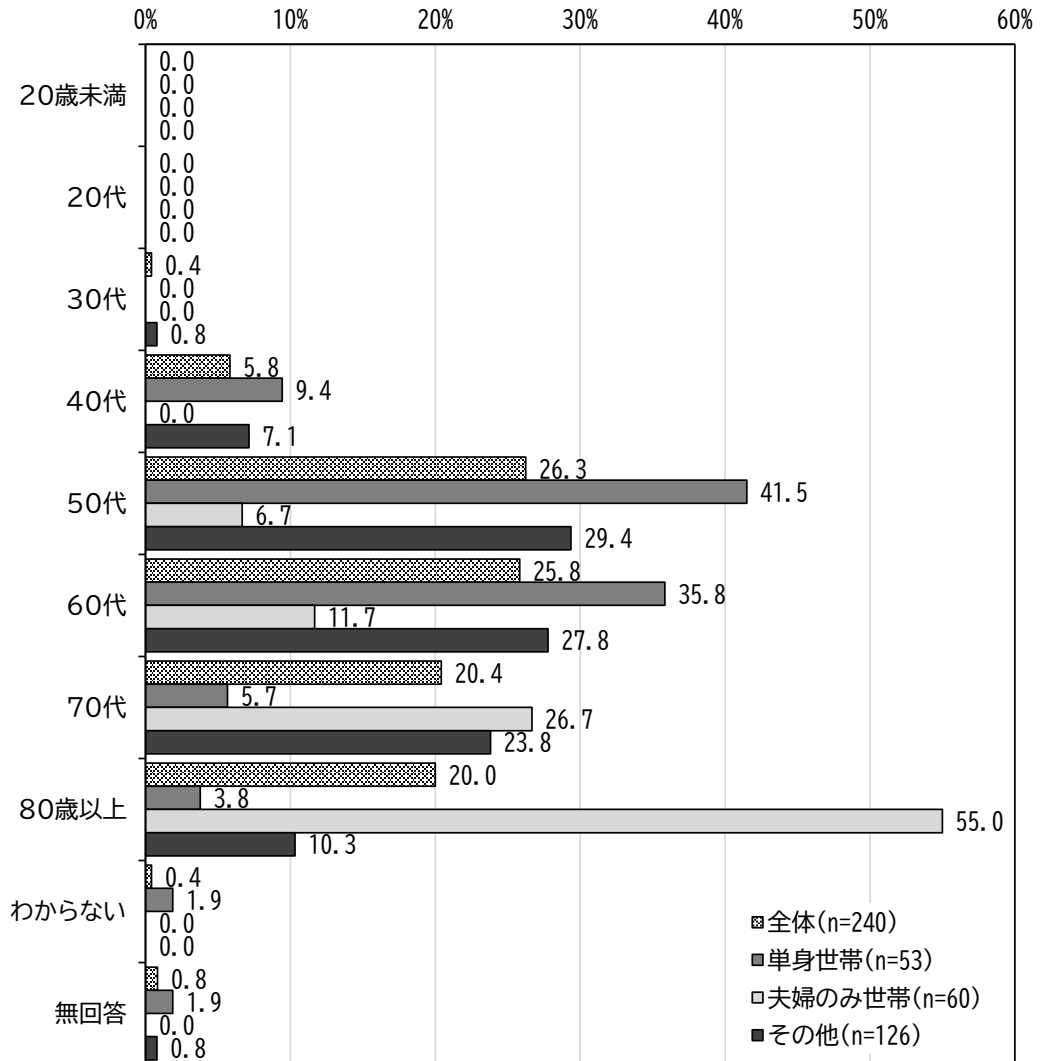
主な介護者について、全体では、「子」が46.3%と最も高く、次いで「配偶者」が35.4%、「子の配偶者」が10.4%となっています。

世帯類型別でみると、単身世帯では「子」が73.6%、夫婦のみ世帯では「配偶者」が91.7%と他の世帯類型と比べて高くなっています。



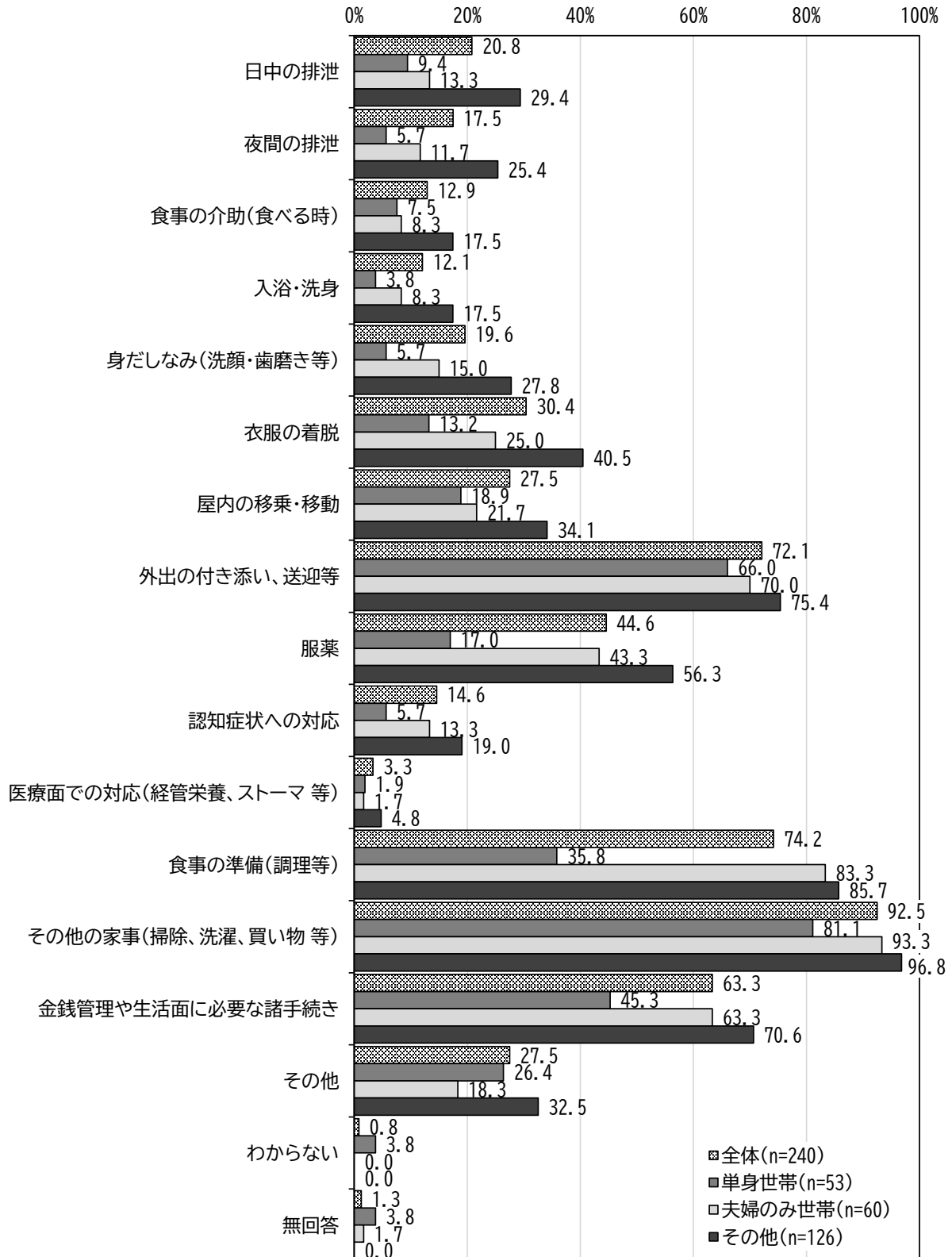
主な介護者の年齢について、全体では、「50代」が26.3%と最も高く、次いで「60代」が25.8%、「70代」が20.4%となっています。

世帯類型別でみると、単身世帯、その他では「50代」、夫婦のみ世帯では「80歳以上」が最も高くなっています。



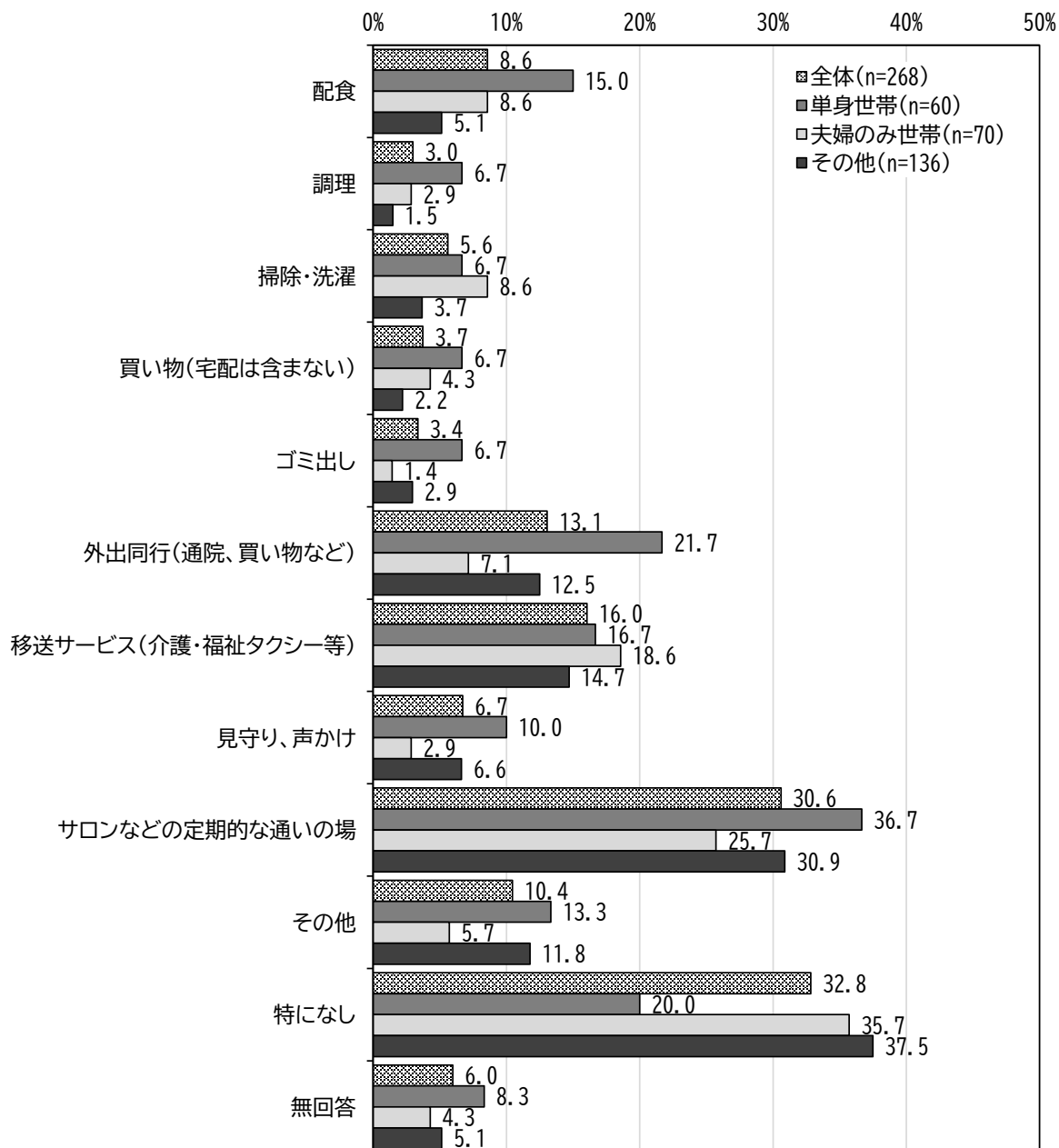
主な介護者が行っている介護等について、全体では、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が92.5%と最も高く、次いで「食事の準備(調理等)」が74.2%、「外出の付き添い、送迎等」が72.1%となっています。

世帯類型別でみると、単身世帯では「服薬」「食事の準備(調理等)」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が他の世帯類型と比べて特に低くなっています。



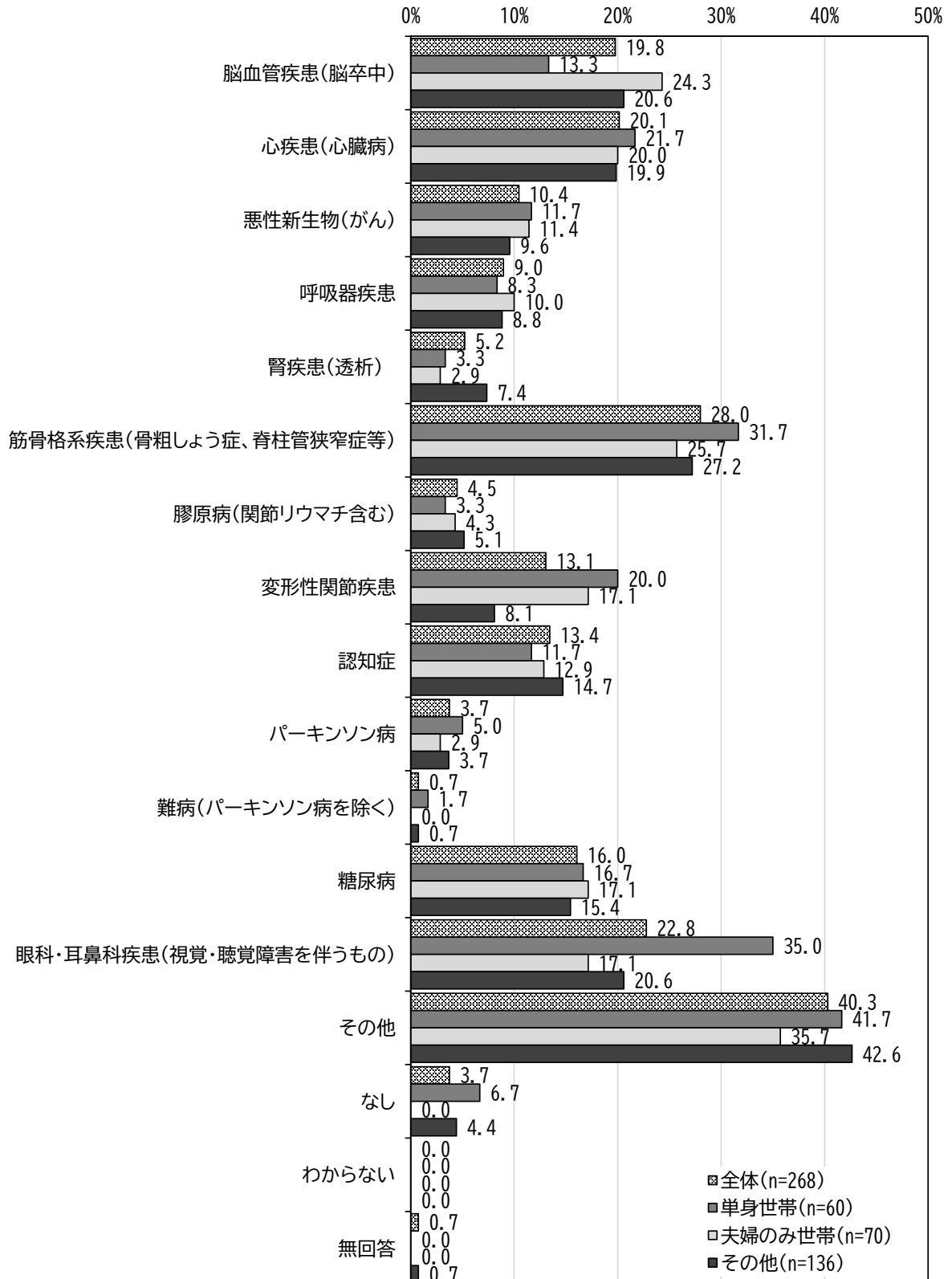
今後の在宅生活に必要と感じる支援・サービスについて、全体では、「特になし」が32.8%と最も高く、次いで「サロンなどの定期的な通いの場」が30.6%、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が16.0%となっています。

世帯類型別でみると、単身世帯では「配食」が15.0%、「外出同行(通院、買い物など)」が21.7%、「見守り、声かけ」が10.0%、「サロンなどの定期的な通いの場」が36.7%と他の世帯類型と比べて特に高くなっています。



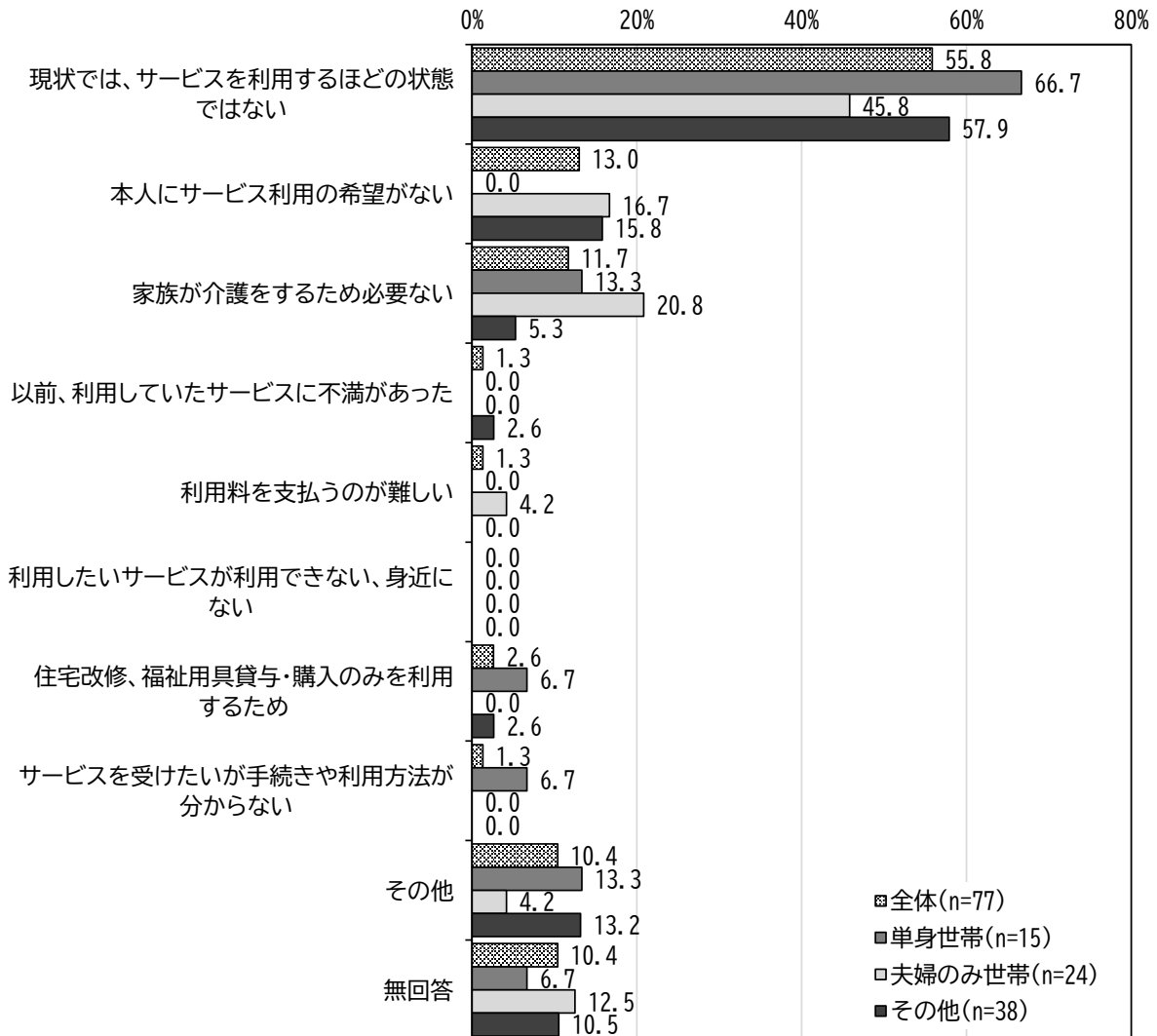
現在抱えている傷病について、全体では、「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」が28.0%と最も高く、次いで「眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの)」が22.8%、「心疾患(心臓病)」が20.1%となっています。なお、「その他」も40.3%と高くなっています。

世帯類型別でみると、単身世帯では「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」が31.7%、「変形性関節疾患」が20.0%、「眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの)」が35.0%と他の世帯類型と比べて特に高くなっています。



介護サービスを利用していない方で、介護保険サービスを利用していない理由について、全体では、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が55.8%と最も高く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」が13.0%、「家族が介護をするため必要ない」が11.7%となっています。

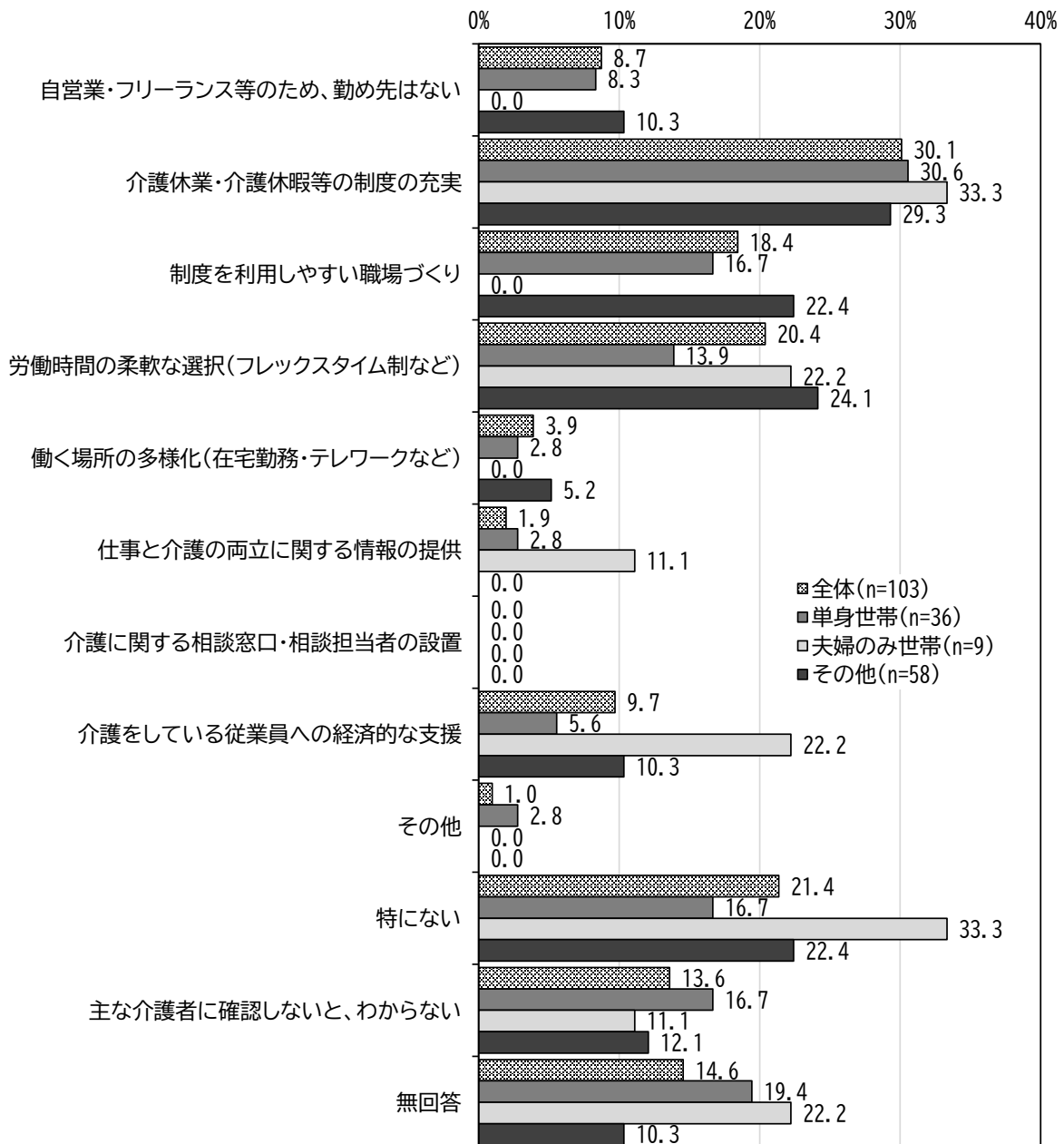
世帯類型別でみると、単身世帯では「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が66.7%、「サービスを受けたいが手続きや利用方法が分からない」が6.7%、夫婦のみ世帯では「家族が介護をするため必要ない」が20.8%と他の世帯類型と比べて特に高くなっています。



②主な介護者の方の就労状況について

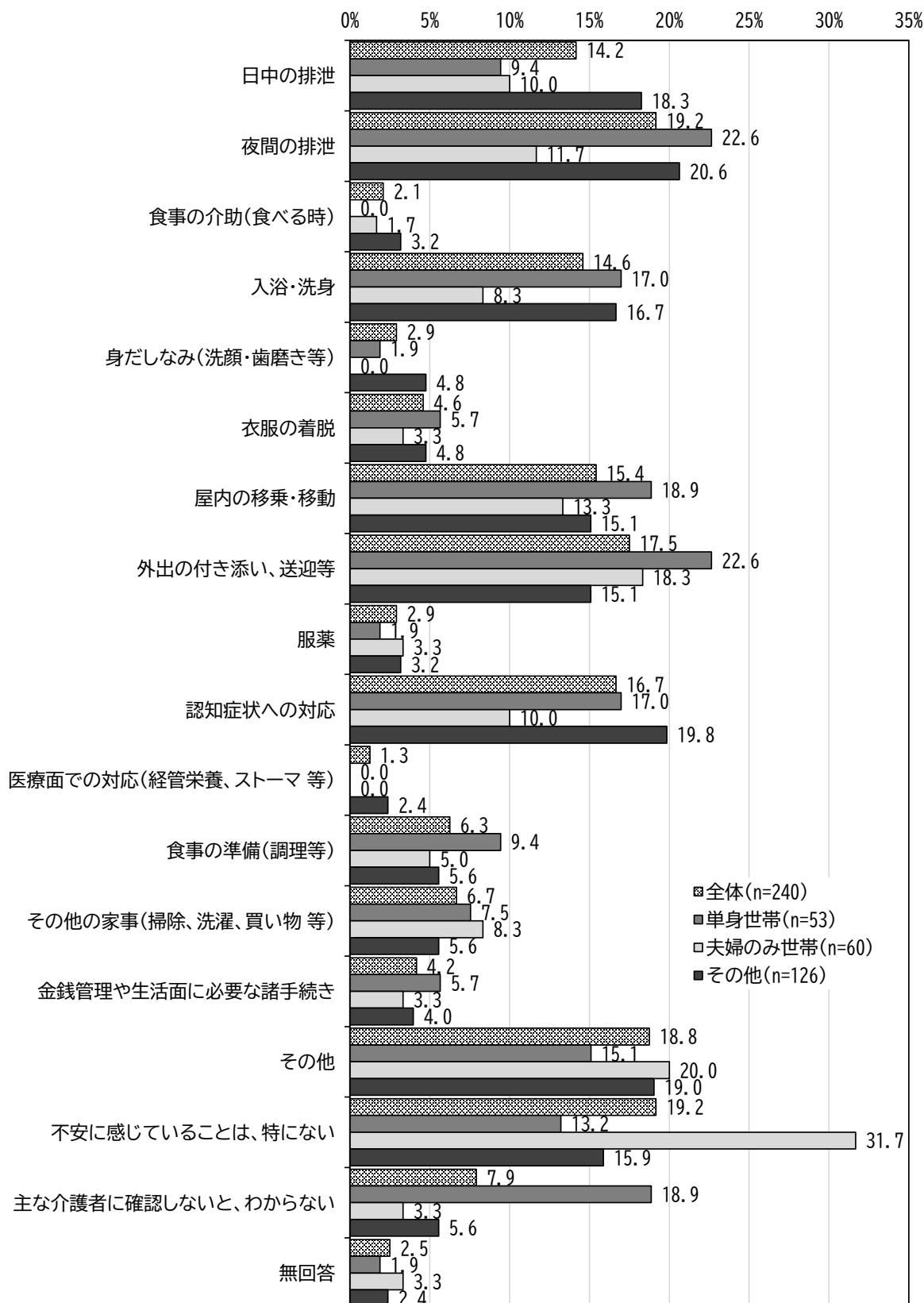
主な介護者が就労している方で、仕事と介護の両立に効果がある支援について、全体では、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が30.1%と最も高く、次いで「特にない」が21.4%、「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」が20.4%となっています。

世帯類型別で見ると、夫婦のみ世帯では「仕事と介護の両立に関する情報の提供」が11.1%、「介護をしている従業員への経済的な支援」が22.2%、「特にない」が33.3%と他の世帯類型と比べて特に高くなっています。



主な介護者が現在の生活を継続していくにあたって不安を感じる介護について、全体では、「夜間の排泄」「不安を感じていることは、特にない」が19.2%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が17.5%、「認知症状への対応」が16.7%となっています。

世帯類型別でみると、単身世帯では「外出の付き添い、送迎等」が22.6%、「屋内の移乗・移動」が18.9%、「食事の準備(調理等)」が9.4%、夫婦のみ世帯では「不安を感じていることは、特にない」が31.7%と他の世帯類型と比べて特に高くなっています。



4 第8期計画の評価

基本目標1 地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が75歳以上になる令和7年、全国的に高齢者数がピークとなる令和22年を見据え、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの推進に努めました。

地域包括支援センターの機能強化により、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、警察等の地域の関係機関との連携や介護サービス事業者連絡会等、顔の見える関係づくりを行い、相談しやすい体制づくりを推進しました。また、見守りとして実施してほしいこと、注意してほしいことをまとめた「みまもりガイド」を作成し、住民の見守り意識の醸成を図りました。さらに、令和3年4月に開設したことわからない相談窓口では、制度や分野が分かれることで対応しにくい相談に対応し相談窓口の充実を図りました。

基本目標2 健康づくりと連携した介護予防の推進

健康相談や健康づくりに関する情報発信を行うとともに、特定健康診査等を早期に受診し、健康づくりステーション(未病センターにのみや)を利用することで、ジョイポイントを付与するといった新たな取り組みを通じて、受診勧奨、利用促進を図りました。

また、コロナ禍で地域の通いの場の休止によるフレイル予防を呼びかけるチラシやポスターの配布、感染拡大防止に努めながらの再開支援等、介護予防に対する普及啓発を行いました。

フレイルとは

フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の段階で、加齢により心身が老い衰えた状態のことです。

基本目標3 生きがいづくりと社会参加の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な活動において自粛せざるを得ない時期もありましたが、ゆめクラブでは感染症対策を講じながら参加促進を行い、参加者の回復を図りながら、生きがいづくりと社会参加の推進に努めました。

基本目標4 認知症施策の更なる推進

高齢化の進行により認知症高齢者が増えることが予想される中、認知症に関する正しい知識の普及を図るため、本町職員や中学校生徒のほか、地域住民やボランティア団体等、幅広い方への認知症サポーター養成講座を実施しました。また、認知症ケアパスの普及・啓発とともに、地域の通いの場にて、オリジナル二宮体操やコグニサイズの実施、認知症の講話を行うなど、認知症予防に努めるとともに、認知症当事者の声を発信する講演会や相談支援、認知症本人やその家族の支援の推進に努めました。

基本目標5 介護保険サービスの充実

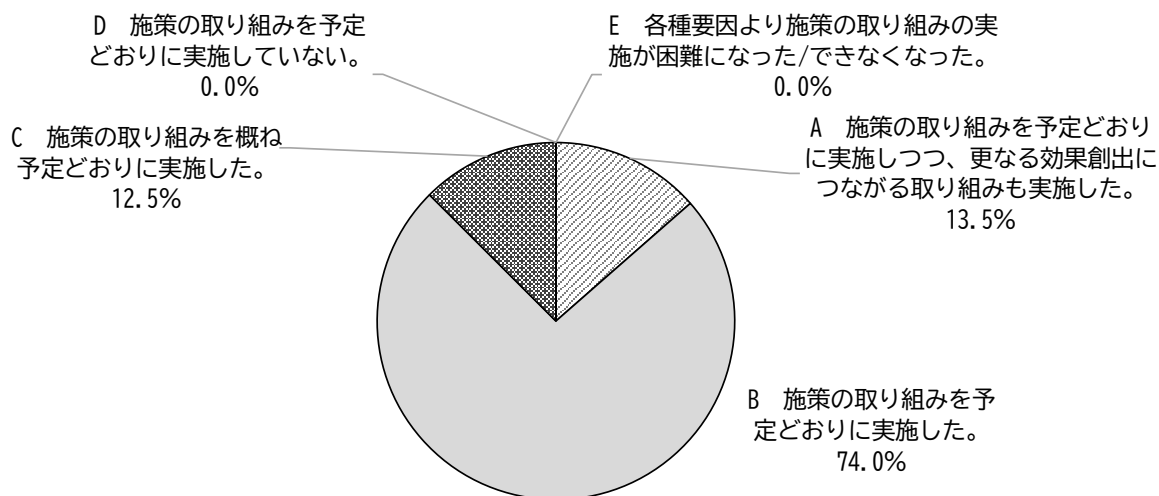
要介護高齢者が安心して自宅で暮らせるよう、小規模多機能型居宅介護が新たに開設したほか、看護小規模多機能型居宅介護の開設に向けて整備を進めるとともに、介護保険サービスの対象となる「生活機能」の低下した高齢者に対して、有する能力を最大限に発揮できるよう、リハビリテーションのサービス提供を行いました。

また、集団指導講習会や運営指導を通じて介護サービスの質の向上を図るとともに、介護職員になるための初任者研修を受講した際の経費の助成を行うなど、介護人材の確保に努めました。

具体的取り組みに対するA～Eの5段階による進捗評価

第8期の取り組みについて、進捗状況をA～Eの5段階で評価したところ、96の取り組みのうち、B(施策の取り組みを予定どおりに実施した。)が74.0%で最も多く、次いでA(施策の取り組みを予定どおりに実施しつつ、更なる効果創出につながる取り組みも実施した。)が13.5%、C(施策の取り組みを概ね予定どおりに実施した。)が12.5%、D(施策の取り組みを予定どおりに実施していない。)、E(各種要因より施策の取り組みの実施が困難になった/できなくなった。)は、それぞれ0.0%となっています。

○ 基本目標別評価



○ 評価の基準

評価	進捗の度合	事業数	構成比
A	施策の取り組みを予定どおりに実施しつつ、更なる効果創出につながる取り組みも実施した。	13	13.5%
B	施策の取り組みを予定どおりに実施した。	71	74.0%
C	施策の取り組みを概ね予定どおりに実施した。	12	12.5%
D	施策の取り組みを予定どおりに実施していない。	0	0.0%
E	各種要因より施策の取り組みの実施が困難になった/できなくなった。	0	0.0%
事業数合計		96	100.0%

5 課題のまとめ

(1) 地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの構築

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた自宅や地域で自らの能力に応じてできる限り自立した生活を送れるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供されることを目指したものです。

第8期計画では、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律を踏まえ、これまでの取り組みを強化しながら、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の充実を図ってきました。

今後は、地域の住民が役割を持ち、公的な福祉サービスと協働して、みんなで「支え手」「受け手」として支え合いながら、自分らしく活躍することができる「地域共生社会」の実現に向けて、中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくことが求められます。

- 本計画では、団塊の世代が 75 歳以上になる令和7年を迎えることから、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果を参考にしながら、既存の地域資源を活用し、更なる推進を図ることが重要となります。
- 本町では、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センター「なのはな」において、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、警察等の地域の関係機関との連携や介護サービス事業者連絡会等、顔の見える関係づくりを行い、地域包括支援センターの機能強化を図っています。
今後の高齢化の進行等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、業務負担軽減を進めるとともに体制の整備が求められます。
- 本町の高齢者世帯の状況を見ると、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯は年々増加しており、今後も増加することが予測され、見守りや生活支援のニーズが高まることが考えられます。
また、ニーズ調査結果では、高齢者施策において、「声かけや見守りなど一人暮らし高齢者への支援」を充実すべきとの声が多く、地域での見守りや支え合いを強化していく必要があります。
- 介護や医療が必要になった場合でも自宅での生活を希望する人は約6割となっています。そのため、安心して在宅での生活を送れるよう、医療・介護について、より効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要があります。
- ニーズ調査結果では、高齢者で虐待を受けている人を見たり聞いたりした経験があると答えた人が少数ではあるが一定数いることがわかります。高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境の構築のため、高齢者に対する虐待等の権利侵害の防止が求められます。
- ニーズ調査結果では、災害時や緊急時に身近で手助けをしてくれる人がいないと答えた人が1割以上います。近年の災害発生状況を踏まえると、地域での自主防災体制の強化及び避難行動要支援者登録制度並びに個別避難計画を推進していくことが重要です。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の通いの場などの活動については自粛せざるを得ず、その間に低下した参加率を向上させる取り組みが求められます。また、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することが求められます。
- 在宅介護実態調査において、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして、「サロンなどの定期的な通いの場」が挙がっており、地域の通いの場への参加促進が求められています。
- 主な介護者の年齢は50代～70代が多くなっていますが、夫婦のみ世帯では80歳以上が半数を超えており、今後は老老介護の状況が更に増加することが見込まれます。
- 在宅で介護をしている7割以上の介護者は、ほぼ毎日介護をしている状況となっており、介護者が一人で介護を抱え込まないためにも、介護保険サービスの充実が必要です。また、日常生活を支援するサービス等の活用や地域住民による支え合い活動など、介護者の心身の負担軽減に向けた取り組みが求められています。

(2)健康づくりと介護予防

平均寿命が長くなる中、健康寿命を延伸し、要介護状態等になることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を図ることが重要となります。高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して生活を送れるよう、高齢期の健康づくりと介護予防を一体とした取り組みが必要です。

- ニーズ調査結果では、現在治療中、または後遺症のある病気をみると、「高血圧」の割合が最も高くなっています。高血圧が重症化することで脳卒中(脳出血・脳梗塞)等の疾患につながるため、生活習慣病の予防対策や持病の悪化・重度化防止の取り組みが求められます。
- ニーズ調査結果より高齢者のリスクの評価結果をみると、「うつ傾向」「認知機能の低下」「転倒リスク」の該当割合が高くなっています。
また、外出を控えていると答えた人は、約3割となっており、その主な理由として、新型コロナウイルス感染症の影響等の他、「足腰などの痛み」を挙げている人が多くなっています。高齢者が住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送る上でも、心身機能の維持が重要となることから、自立支援、介護予防・重度化防止の取り組みが必要と考えられます。

(3) 高齢者の生きがいづくりと社会参加

高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、就労の場や地域活動・社会活動の場など、活動的で生きがいを持って生活できる環境づくりが重要となります。

- ニーズ調査結果では、生きがいと趣味の有無について合わせて集計したところ、一般高齢者では、「どちらも思いつかない」の割合が 13.7%、要支援認定者では 31.8%となっています。生きがいや趣味を持って暮らすことは健康の保持とともに、介護予防にもつながるため、高齢者が参加しやすい場の提供や仕組みづくりが必要です。
- 地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動に、参加者として参加意向がある人の割合は 60.2%と参加意欲は高くなっています。一方で、現在、地域で行われている活動には結びついていないという現状が見受けられます。そのため、実際の活動につなげるためのきっかけづくりを進めていくことが必要となります。
- グループ活動に企画・運営として、参加意向がある人の割合は 39.6%となっており、生活支援・介護予防サービスの担い手としても期待されます。地域の元気な高齢者が活動に参画しやすい仕組みづくりや人づくりを強化していく必要があります。

(4) 認知症の予防と共生

令和元年6月18日に制定された「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても自分らしく日常生活を過ごせる社会を目指す中で、認知症の人や家族の意見を踏まえ、「予防」と「共生」の施策を進めることが重要とされています。各市町村では取り組みを進めてきましたが、今後は令和4年に行われた中間評価の結果や地域住民のニーズを踏まえ、施策を進めることが重要となります。

- ニーズ調査結果では、認知症に関する相談窓口の認知度をみると、77.6%が「知らない」と回答しており、前回調査時よりも認知度が低くなっていることから、認知症関連施策の周知・啓発について、より一層の推進を図る必要があります。
- 認知症について不安に感じることについて、「認知症の症状の進行」「介護者の身体的負担」「介護者の精神的ストレス」の割合が高くなっています。また、認知症対策を進めていく上での重点として、『「認知症初期集中支援チーム」の関わり』や「認知症グループホームや特別養護老人ホームなどの施設整備」などが多く求められています。今後、認知症の人が更に増えることが予想される中、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、認知症予防を進めるとともに、認知症になっても、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる総合的な認知症施策の強化が求められます。

- 近年、認知症高齢者が増加する中、判断能力が十分でない高齢者の権利を尊重して擁護するため、権利擁護事業、成年後見制度に関する周知や利用促進を進めることが重要です。

(5)介護保険制度の運営

今後、後期高齢者の増加に伴い、介護保険サービスへの需要も高まることが予測されます。そのため、安定的な介護保険制度の運営に努めるとともに、中長期的な視点を踏まえながら、地域の実情や高齢者本人の状況に応じた適切な介護保険サービスの提供体制の確保に努めることが求められています。

- 介護保険サービスを必要とする人の増加が見込まれる中、利用者のニーズに応じたサービスを安定的に供給していくためには、利用見込量と供給量のバランスを見極めながら、新規介護サービス事業者の参入を促していくことが必要です。
- 様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう複合的な在宅サービスの整備の検討も必要となります。
- 要介護認定者が増加し、介護ニーズが高まる中、介護人材の不足は全国的な課題となっています。元気高齢者、外国人人材を含めた介護人材の確保・定着や介護ロボットやICTの活用等の検討が必要となります。
- 介護の質の向上、業務の効率化に関する取り組みについては、引き続き推進を図る必要があります。
- 介護保険制度を適正に運営するため、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検を行い、より効果的、効率的な実施の検証が重要となります。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

今後、後期高齢者(75歳以上)の増加に伴い、介護サービス等への需要がますます高まり、多様化していくものと予測される中、65歳未満の人口減少等を要因とする介護人材不足への対応及び一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者などを地域ぐるみで見守り、支える仕組みづくりが求められています。

本計画では、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年や「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年等を念頭に置き、高齢者福祉のあるべき姿として、地域の一人ひとりが主体となってお互いを尊重し支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。また、「地域共生社会」の実現とともに、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活を送ることができる社会の実現を目指すことから、基本理念を「住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり」とし、高齢者福祉のより一層の推進を図ります。

基本理念

住み慣れた地域で
自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

2 重点的な取り組み

(1)地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進

地域共生社会とは、すべての人々が、「支える側」「支えられる側」という一方向の関係ではなく、誰もが支え・支えられるものであるという考え方のもと、それぞれ役割を持ち、地域の資源や人の多様性を活かしながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をいいます。

全国的には、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上を迎え、高齢者数がピークとなると予想される中、本町においても高齢化率が更に上昇し、要介護等高齢者も増加することが予測されています。

このような状況を踏まえ、地域で共に支え合う地域共生社会の実現に向けて、中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。

地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図るため、関係機関との連携体制をより強固なものにします。また、町で作成した「みまもりガイド」を通じて、地域の支え合いや見守りに対する意識醸成を図るとともに、実践につながる環境づくりを推進します。

(2)認知症と共生する社会の実現に向けた取り組みの推進

高齢化の進行とともに認知症高齢者も増加することが予測され、令和7年には全国で認知症の人が約700万人前後となり、65歳以上の高齢者に対する割合は約5人に1人になると見込まれています。これを単純に人口比で当てはめると、本町では約2,000人前後となります。

そのような中、平成27年1月に厚生労働省が関係府省庁と共同して策定した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」、令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づき、本町でも認知症施策を推進してきました。

令和5年6月に、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。同法では、認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らすことができるように、国や自治体が一体となって認知症施策に取り組んでいくことが定められています。

本計画においては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容も踏まえ、認知症の人を含めた一人ひとりが共生する社会の実現に向けた取り組みを推進します。

また、地域の通いの場などへの参加が介護予防のみならず認知症予防にもつながるとされることから、活動への支援や参加促進を実施します。

(3)介護サービス基盤の整備と介護人材の確保

今後、後期高齢者の増加に伴い、介護保険サービスへの需要も高まることが予測される中、要介護認定者数の推移や既存施設等の利用状況など、地域の実情に応じたサービス基盤の整備が重要となります。

また、ニーズ調査結果からも介護が必要になっても在宅での生活を望む高齢者が多いことから、居宅要介護者の在宅生活を支えるための小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの更なる利用の推進を図ります。

なお、円滑なサービス提供を実施する上で、介護人材不足については依然として大きな課題となっています。これまでの取り組みについて、より一層の推進を図るとともに、元気高齢者、外国人人材を含めた多様な介護人材を検討するなど、県と連携を図りながら、介護人材の確保・定着を推進します。

3 基本目標

基本目標1 地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、包括的な支援体制の充実に努めます。

また、多職種連携による在宅医療・介護の一体的な提供や多様な生活支援サービス、地域における支え合いや見守りの体制づくり、ケアラー支援などを推進し、高齢者が地域の中でそれぞれの役割を持ち、共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

◆施策の方向性

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 地域包括支援センターの機能強化 | 2 地域における支え合いの推進 |
| 3 生活支援サービスの充実 | 4 在宅医療・介護の連携の推進 |
| 5 ケアラー支援の推進 | 6 高齢者の住まいの確保 |
| 7 安心・安全なまちづくり | |

基本目標2 健康づくりと連携した介護予防の推進

高齢者がいつまでもいきいきと元気に人生を送ることができるように、高齢期の健康づくりと介護予防を一体とした取り組みを推進するとともに、高齢者の健康・介護予防に対する意識を高め、高齢者自身による健康づくり・介護予防を更に支援します。

◆施策の方向性

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 健康づくりへの支援の充実 | 2 身近な介護予防の展開 |
|----------------|--------------|

基本目標3 生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、地域活動の充実により趣味や生きがいづくりの機会の場を引き続き提供するとともに、高齢者が貴重な経験や知識・技術を活かし、社会の担い手として参加し、生きがいを持った活躍ができるよう支援します。

◆施策の方向性

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 生きがい活動の推進 | 2 社会参加の促進 |
|-------------|-----------|

基本目標4 認知症と共生する地域づくりの推進

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、国の認知症施策推進基本計画や認知症施策推進大綱の中間評価の結果を踏まえて、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症への理解を深めるための普及・啓発や認知症の状態に応じた適時・適切な医療・介護等の細やかな提供などを更に推進し、認知症と共生する地域づくりを推進します。

◆施策の方向性

- | | |
|------------|--------------|
| 1 認知症予防の推進 | 2 相談・支援体制の充実 |
| 3 権利擁護の推進 | |

基本目標5 介護保険制度の安定的な運営の推進

高齢化の更なる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護サービスの人材確保や資質の向上など、様々な状況に適応できる介護サービスの提供体制の確保を推進し、介護保険制度の安定的な運営を図ります。

◆施策の方向性

- | |
|---------------------------|
| 1 介護人材確保・資質の向上並びに生産性向上の推進 |
| 2 介護保険制度の適正な運営 |

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。

本町では第3期計画より、人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況等から、「日常生活圏域」を1つに設定しており、本計画においても引き続き1圏域と設定します。

5 計画の体系

基本理念

基本目標

施策の方向性

住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

【基本目標1】
地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進

(1)地域包括支援センターの機能強化

(2)地域における支え合いの推進

(3)生活支援サービスの充実

(4)在宅医療・介護の連携の推進

(5)ケアラー支援の推進

(6)高齢者の住まいの確保

(7)安心・安全なまちづくり

【基本目標2】
健康づくりと連携した介護予防の推進

(1)健康づくりへの支援の充実

(2)身近な介護予防の展開

【基本目標3】
生きがいづくりと社会参加の推進

(1)生きがい活動の推進

(2)社会参加の促進

【基本目標4】
認知症と共生する地域づくりの推進

(1)認知症予防の推進

(2)相談・支援体制の充実

(3)権利擁護の推進

【基本目標5】
介護保険制度の安定的な運営の推進

(1)介護人材確保・資質の向上並びに生産性向上の推進

(2)介護保険制度の適正な運営

第4章 計画の具体的な取り組み

基本目標1 地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括支援センターの機能強化

施策の展開

地域の課題や目標、地域包括ケアシステムの構築状況を共有しながら関係団体と相互に連携した効果的な取り組みにつながるよう、庁内各課との連携強化を図り、地域包括支援センター全体の資質向上、機能強化を図るとともに、包括的な相談支援等による窓口機能の充実に努めていきます。

また、地域ケア会議の機能の充実や協議体との連携などにより効率化を図り、引き続き個別ケースに関する対策の検討・情報交換、地域資源の状況や不足しているサービスなどの地域課題を汲み取り、地域への展開に向けて取り組みます。

具体的取り組み

(1) 地域包括支援センターを核としたネットワークの充実

地域包括支援センターを中心として、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、警察、自治会、ボランティア団体、居宅介護支援事業所等、地域の各種団体との連携を強化し、地域の相談窓口や人的資源などを活用し、複雑化・複合化する地域課題の解決に取り組みます。

また、それらの地域資源との連携を強化する中で、地域包括支援センターを中心としたネットワークを充実し、地域ケア会議や協議体が効率的に機能するように今後も施策の方針や個別の事業展開について、主管部、主管課と緊密な連携を図っていきます。

(2) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者が抱える課題や問題などに、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に対応する、高齢者の生活を総合的に支援するための中核機関として位置付けられます。

高齢者のニーズや健康状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供するとともに、今後も更に増加するニーズに適切に対応できるよう、地域包括支援センターの体制整備や業務負担軽減を進め、機能の充実に努めていきます。

(3) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳を保持しながらその人らしい生活が継続できるよう、地域課題の共有・検討、ネットワークの構築を図る会議です。

地域ケア会議においては、保健・医療・福祉の関係者や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域の関係者の参画により開催し、個別課題の解決、ネットワーク構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策形成等を協議するとともに、地域包括支援センター運営協議会などに諮りつつ地域づくりを進めます。

また、自立支援・介護予防の観点を踏まえて、介護予防のための地域ケア個別会議を開催します。

目標値（令和8年度）

地域ケア会議の開催：年12回

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者の自立の保持のため、身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標として、地域包括支援センター等において、高齢者自身が介護予防に主体的に取り組めるよう支援を行います。

また、事業対象者の実態把握、介護予防事業への参加を働きかけ、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再アセスメント、事業評価を行い、要介護・要支援状態にならないよう支援を行うとともに、高齢者の自立支援や重度化防止等が実現することを目的に作成した「自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する基本指針」の周知を図ります。

(5) 総合相談支援事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、地域の多様な関係者とのネットワークの構築、ネットワークを通じた支援を行います。高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供時の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援を行います。

(6) 包括的・継続的マネジメント事業

主治医や保健福祉専門職とケアマネジャーとの多職種協働体制の構築を推進し、地域の介護予防活動等と連携してケアマネジメントの後方支援を行います。

また、個別の事例を通じた個々のケアマネジャーの資質向上、支援困難事例への指導助言等を引き続き実施します。介護保険事業者連絡会等と協働し、ケアプラン作成についての指導の充実を図ります。

2 地域における支え合いの推進

施策の展開

本町では、「みまもりガイド」を活用し、町民と共に地域の関係団体(自治会・地区社協・ゆめクラブ・ボランティア)や機関(お互いさま推進協議会・地域ケア会議)及び地域包括支援センターや地域の各種事業所の参画も促し、各種ネットワークを結びつけるとともに、地域住民による共助や地域の福祉団体などによる活動と併せ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など要援護者への効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの更なる充実を図ります。

具体的取り組み

(1) 地域の通いの場

高齢者を中心に誰もが参加可能で、健康づくりや交流、情報交換などができ、歩いて通える身近な居場所としての地域の通いの場は、町内 18 箇所で実施されています。新型コロナウイルスの流行により、低下した参加率の向上を図るとともに、感染症予防対策を講じながら新たな参加者の拡大に努め、活動が継続していけるよう支援します。

目標値(令和8年度) 高齢者人口の8%以上の参加

(2) ゆめクラブの友愛活動

地域における高齢者の健康づくり、生きがいつくりの場であるゆめクラブでは、友愛活動として、一人暮らし高齢者などへの友愛訪問を実施しています。

地域で見守りが必要な方の話し相手や困りごとの相談等、地域での支え合い活動を行っています。

(3) 民生委員・児童委員による見守り活動

高齢者、障がい者、児童等を抱えている世帯への日常的な見守りと、福祉サービスが必要な世帯への適切な情報提供やサービス利用を促すために、行政や学校、各地域の自主防災組織などへの橋渡しを行い、一人で抱え込まないように、関係機関へつなげます。

(4) 地域での見守りネットワークの構築

多様な課題を抱えた高齢者やその家族が安心して暮らしていくことができるよう、民生委員・児童委員、地区長、社会福祉協議会、警察等との情報共有とともに、地域の通いの場を中心とした住み慣れた地域での日常的な安否確認を基盤に、変化の把握から支援の提供までの緩やかなネットワーク構築を推進します。

町内の課題を住民レベルで認識し、対応策を検討する本町全域の『お互いさま推進協議会』と小学校区単位での「一色小学校区福祉協議会(いちふく)」「(一色小学校区)」、「クローバーの笑・和・輪」(二宮小学校区)、「たんぽぽささえたい」(山西小学校区)が立ち上がり、地域資源の整理や生活支援についての普及啓発を図っています。

(5) 緊急時医療情報シート(避難行動要支援者台帳)の登録

75歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯及び障がい者など日常生活で見守りが必要な方に対して、緊急時や災害時などにおいて対応を速やかに実施することができるように民生委員・児童委員やケアマネジャー等が登録を呼びかけ、緊急時医療情報シートを配布しています。平常時には民生委員・児童委員の見守り活動に、緊急時は福祉や消防部局での対応に、災害時の備えとしては地区長及び自主防災組織が安否確認で活用します。

(6) みまもりガイドの活用

高齢者のみの世帯、認知症高齢者への対応などの援護が必要な高齢者を、日常生活の中で、安否確認などの見守り活動、緊急時の対応、災害時要援護者の把握や個別避難計画の作成を含め、住民の見守り意識の醸成のために作成した「みまもりガイド」の普及啓発を図り、みまもりガイドを活用した地域の中で助け合える顔の見える関係づくりを進めます。

3 生活支援サービスの充実

施策の展開

人口の高齢化、一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯の更なる増加、日常生活上のニーズの多様化などを踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、適正な高齢者福祉サービス(ごみ出し支援・移動支援)の検討と重点化を進めます。

「生活支援コーディネーター」は、地域の理解と協力を求めながら、地域の社会資源の把握や生活支援サービスの開発・担い手の育成、関係者のネットワークの構築などを行い、地域の社会資源などを活かした多様な主体による生活支援サービスの提供体制の拡充を推進します。

また、サービスを必要としている人が利用につながるよう、広報紙、ホームページ、関係機関との会議等の様々な機会に周知を図ります。

具体的取り組み

(1) ごみ出し支援

自ら指定の時間までにごみ置き場までごみを持って行くことができない高齢者等に対する支援について、福祉や環境部局と連携して進めていきます。

(2) 移動支援

付き添いがいなければ一人で外出ができない高齢者の外出機会を確保するため、福祉タクシーの助成券を支給します。

また、全町的な高齢化等により増加している、バス停まで歩行することが難しい交通弱者の生活の足を確保するため、福祉的視点を持った交通弱者対策を政策部局と研究します。

(3) 買物配達・宅配弁当

生活支援を要する高齢者の安否確認及び健康の維持を図ることを目的に、宅配業者等の情報提供を行います。

(4) ほっと安心ヘルパー派遣

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が、現状の生活水準を低下させることなく、在宅での自立した生活を継続していけるよう、シルバー人材センターの会員を派遣し、草取りなどの家事支援・軽作業(介護保険外のサービス)の支援を行います。

(5) シルバー緊急通報システム

日常生活を安心して過ごすことができるよう、高齢者に対し、社会福祉協議会が主体となり、24 時間いつでも相談ができ、簡易に緊急通報が可能な見守りサービスを提供しています。

固定電話が無くても利用可能な通信機能を内蔵しているほか、温湿度センサーによる熱中症の見守りや災害時にはエリアメールを受信して音声案内をし、安否確認などのメールを家族等が受け取れて、離れて暮らす家族でも見守ることができるため、普及に努めていきます。

(6) 訪問理美容サービス

衛生管理の維持・向上のため、要介護3から5に認定されている、外出が困難な在宅の高齢者及び重度障がい者に対して、訪問理美容サービスの出張料金の補助を行います。

(7) 紙おむつの支給

経済的負担の軽減と、介護者の介護負担を減らしていけるよう、また、安心して在宅介護ができるよう、介護保険認定において要介護3から5の状態であり、概ね 65 歳以上の常時紙おむつを必要としている在宅高齢者に対して、紙おむつを支給します。

(8) 日常生活自立支援事業（あんしんセンター）

社会福祉協議会が窓口となり、判断能力が不十分なことにより日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで適切に行うことが困難な方に対し、福祉サービスの利用援助、行政手続きに関する援助、日常的金銭管理などを行います。

(9) 生活支援サービスの体制整備

高齢者の多様な生活スタイルを支える地域活動支援について検討します。

インターネット上のサイトや地域の通いの場などで閲覧できるよう生活支援ファイルの情報を随時更新します。今ある生活支援サービスについては周知を図るとともに、それ以外に求められる支援については、地域の多様な主体と共に必要な活動に取り組めるよう生活支援コーディネーターを中心に支援体制を推進します。町域の協議体であるお互いさま推進協議会を進めるとともに、地域の協議体の取り組みを支援します。

目標値（令和8年度）

お互いさま推進協議会・地域の協議体 開催 年 16 回

(10) みまもりガイドの活用

基本目標1-2-(6)再掲 ※P61

4 在宅医療・介護の連携の推進

施策の展開

今後、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が支援を必要となっても住み慣れた地域でできる限り生活を継続していけるよう、医療、介護、保健・福祉のサービスや様々な生活支援サービスを、継続的、包括的に提供できるよう引き続き体制づくりに努めます。

具体的取り組み

(1) 在宅医療・介護連携の充実

神奈川県・平塚保健福祉事務所の支援の下、中郡医師会、平塚歯科医師会、平塚中郡薬剤師会、介護保険事業所等と緊密に連携しながら、地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討の基に、人材育成、在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、在宅医療・介護関係者に関する研修や相談支援、地域住民への普及啓発等を行い、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

目標値（令和8年度）

多職種連携会議開催 年2回

(2) かかりつけ医等の普及

疾病の予防、早期発見等の適切な医療の提供を行っていく上で、個人の日常生活や健康状態を熟知したかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局があることは非常に有効であるため、かかりつけ医を持つことで安心して医療が受けられることを、今後も普及していきます。

5 ケアラー支援の推進

施策の展開

育児と介護のダブルケア、老老介護、ヤングケアラーなど、家族等の介護者は年齢を問わず存在しており、中には過度のケア負担を引き受けざるを得ない人もいることから、高齢者を支える家族介護者の身体的・経済的・心理的な負担を軽減するための支援の充実を図ります。

また、介護保険制度や高齢者福祉サービス、相談窓口等の情報提供については、家族介護者にとっての解りやすさ・入手しやすさを重視し、必要な支援が必要な時に活用できるようガイドブック等を見直すなど情報の更新や提供方法の継続的な改善に取り組みます。今後も、介護する家族の経済的負担や介護に伴う離職等を減らすため、必要な時に活用できる支援の提供に努めます。

具体的取り組み

(1) 介護者への支援

家族介護教室や介護者のつどいを通じて、介護をしている家族を対象とした相談や介護の仕方を提供するなど、介護者の悩みの解消を支援します。必要な情報が介護者に行き届くように情報共有とネットワークの強化を図りながら、地域包括支援センターにて介護全般の相談を今後も継続して行います。

地域包括支援センターへの相談内容から、介護保険制度の在宅及び施設サービスや行政の福祉サービス、民間事業者が提供する各種サービスの利用などにつなげ、介護者の生活の安定を支援します。

インターネット上のサイトや地域の通いの場での閲覧ができるよう生活支援ファイルの情報を随時更新します。

(2) 介護用品の支給

要介護認定を受け、かつ一定の基準を満たす高齢者を在宅で介護している介護者の経済的負担や精神的負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品等の支給やタクシー券、訪問理美容券の交付を行います。

(3) 介護相談の充実

高齢者の権利擁護に関する悩みごとや不満などについて、地域包括支援センターを中心に地域の身近な相談窓口として、相談体制を強化していきます。

(4) 相談支援

地域包括支援センター「なのはな」では、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの各専門職が、地域で暮らす高齢者が抱える課題や問題などに、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に対応します。

また、「ことわらない相談窓口」では、介護や子育て、生活困窮等、制度や分野が分かれることで対応しにくい相談についてもワンストップで対応します。

6 高齢者の住まいの確保

施策の展開

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、高齢者のニーズが介護も含め多様化する中、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域生活の基盤である住まいの確保はますます重要となるため、住まいを自力で確保することが困難だったり、住まいの確保に配慮が必要だったりする高齢者への支援を推進します。

具体的取り組み

(1) 高齢者に相応しい住まいの整備

高齢者が住み慣れた住環境で安心して暮らし続けるために、介護保険サービスの住宅改修について推進します。

介護保険の申請から認定が出るまでの間に住宅改修を行いたい方等が、居宅介護支援事業所に相談を行いやすくするため、住宅改修費の支給申請を希望する高齢者の相談に対応するとともに、必要な助言を行います。

また、理由書を作成して申請を代行した場合、事業者に対して経費を助成します。

(2) 高齢者等の居住支援

サービス付き高齢者向け住宅登録制度は、民間の賃貸住宅において、高齢者であることを理由に入居を敬遠されるケースがあるため、県が指定した登録機関が賃貸人からの申請に基づいて、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、その情報を提供するものです。本町では、引き続き近隣の介護保険施設・有料老人ホームの一覧や、パンフレットを通じて情報提供をしていきます。

(3) 老人ホーム入所（入居）者の支援

■養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上の高齢者で、身体的・精神的・経済的・環境的な理由により、居宅において介護を受けることが困難な方を一時的に入所させ、養護することを目的とする入所施設です。養護老人ホームは、介護保険導入後も老人福祉法による現行の措置として取り扱われており、本町では入所者について引き続き支援していきます。

■住宅型有料老人ホーム

住宅型有料老人ホームは、有料老人ホームの一種です。生活支援などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設で、入居者自身の選択により、介護サービスを利用することができます。

■サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯に、介護・医療と連携したサービスを提供するバリアフリー構造の住宅で、入居者自身の選択により、介護サービスを利用することができます。

7 安心・安全なまちづくり

施策の展開

高齢者の日常生活の安心・安全を確保するため、緊急通報システムや避難時の支援、感染症対策などを推進し、今後も高齢者が不安を感じることなく生活できるよう支援します。まちづくりとしては、施設整備や公共施設のバリアフリー化や、外出支援等の移動手手段の確保が更にできるよう取り組みます。

また、高齢者虐待の防止や特殊詐欺等の被害にあわないよう、対策の推進を図ります。

具体的取り組み

(1) 町民相談

町民の皆さんの困りごとを解決するお手伝いをしています。
また、相談の内容に応じて、より専門的な相談機関を紹介します。

(2) 災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、各種感染症への対応を踏まえ、日頃から地域やサービス提供事業者等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、訓練や研修を行うとともに、関係部局と連携し、入所施設等における災害・感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達体制の整備に努めます。

また、災害や感染症が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要なため、介護サービス事業者に対し、業務継続計画の見直しや研修・訓練の実施等について、必要な助言を行います。

(3) 防火対策などの推進

一人暮らし高齢者等が安心して暮らせるよう、火事などの緊急時に備え、住宅用火災警報器の設置やシルバー緊急通報システムなどのサービスについて周知を図るとともに、制度が利用しやすくなるよう運用について検討します。

防火対策について

住宅用火災警報器の設置は義務となっており、設置済みの機器は点検や電池交換が必要となります。また、防火の観点から、家庭用消火器の設置は初期消火に有効です。

(4) 個別避難計画の推進

災害時に備え、一人暮らし高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難できないなどの方々を対象とした要支援者の登録について、必要性を啓発するとともに、民生委員・児童委員や地域との連携を強化し、必要な方の登録を一層進めます。

また、要支援者が災害時に逃げ遅れることがないように、個別避難計画の作成を進めます。併せて、緊急時医療情報シートへの登録の呼びかけも行います。

(5) バリアフリー化の推進

高齢者などが安心して外出ができ、大きな負担を感じることなく行動できるように、公共施設や道路、公園などのバリアフリー化について関係部局と連携し、より良い環境づくりに努めます。

(6) 福祉有償運送事業の推進

要介護者など、公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象として、通院・通所・レジャーなどを目的とした有償で送迎を行うサービスです。サービスの適正化及び円滑化を図るために、NPOや社会福祉法人などとの協力を得て事業の推進を図るとともに、ホームページや広報紙などで更なる周知を図り、介護者の負担を軽減していきます。

(7) 交通安全や防犯対策の推進

高齢者の交通事故防止のために、交通安全対策協議会や警察署等の協力を得て、高齢者向けの各種交通安全教室を開催するなど啓発を行います。

また、高齢者が特殊詐欺等の被害者となることがないように、警察等と協力し出前講座等を実施することで注意喚起を行っていきます。

(8) 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者に対する虐待防止のために、相談窓口や高齢者虐待防止法等の周知を行うとともに、地域包括支援センターや介護サービス事業者等との連携による高齢者虐待の早期発見・早期解決に努めます。

また、介護サービス事業者への集団指導や運営指導を通じた周知を図ります。

基本目標2 健康づくりと連携した介護予防の推進

1 健康づくりへの支援の充実

施策の展開

地域住民が更に主体的に健康づくりを行えるよう、環境整備を図り、生活習慣病の予防や閉じこもりがちな町民の社会的孤立感の解消、自立生活の助長を通じて認知症や寝たきりを予防し、高齢者がより長く、元気に活躍できるように支援します。

早い段階からの生活習慣病予防対策として、血圧や体重管理などで、自分の健康状態をチェックし、主体的に健康づくりに取り組めるように健康づくりステーション(未病センターにのみや)を中心に働きかけをしていきます。

具体的取り組み

(1) 集団健康教育

地域住民や地域の通いの場などの地域の各団体に対して、他機関と連携し、集団健康教育を実施します。

(2) 健康相談

健康の維持増進や生活習慣病の予防を中心に、保健師や管理栄養士、歯科衛生士が健康に関する助言や指導を行う健康相談を実施します。

(3) 特定健康診査

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上74歳以下の国民健康保険被保険者に対し、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査を実施します。未受診者に対しては、受診の呼びかけなどを行います。

目標値(令和8年度) 特定健康診査受診率：37.5%

(4) 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病等の早期発見、健康の保持増進のため後期高齢者健康診査を実施します。今後も、高齢者が継続的に自身の体調を自己管理できるよう、引き続き健診環境・体制の整備を推進するとともに、健康づくりステーション(未病センターにのみや)の利用者や地域の通いの場の参加者等に対して、受診の呼びかけを行います。

(5) 健康づくりステーション(未病センターにのみや)

病気の方向に進むことを防ぎ、健康的でより良いライフスタイルを目指していく場です。新規利用者が増えるよう、普及啓発、利用促進を図ります。

【内容】・自分の健康状態の見える化

- ・健康に関する相談、アドバイス
- ・食、運動等の知識の習得、情報提供

(6) 健康診査の保健指導

特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームの該当者・予備群については、特定保健指導を行います。

目標値(令和8年度) 特定保健指導終了者率：32.0%

(7) 重症化予防事業

様々な合併症を引き起こす糖尿病について、重症化による疾病を予防するため、リスクの高い人に受診勧奨や保健指導の実施、生活習慣、食生活を見直す教室を開催しています。

(8) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の健康状態・課題を把握・分析し、フレイルと慢性疾患等の予防・改善の個別的な支援及び地域の通いの場を通じた集団的な働きかけを保健事業・介護予防の観点から一体的に実施することで、住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう支援に努めます。

(9) 健康づくり普及委員協議会

地区から選出された健康づくり普及委員に正しい健康知識を提供し、それらを基に自身の健康を維持するとともに、家庭や地域の通いの場も含めた地域の中での健康づくり運動を展開していきます。

(10) ヘルスメイト二宮（食生活改善推進団体）

食生活改善推進員養成講座の修了者が、食生活の改善を目標に、本町と協働し乳幼児から高齢者まで幅広い世代に健全な食生活の推進を進めるための活動を行うヘルスメイト二宮の活動を推進します。

2 身近な介護予防の展開

施策の展開

高齢者が自ら主体的に健康や介護予防へ取り組む意識を高められるよう、関係者との話し合いを通じて地域の通いの場の充実を推進します。

運動機能の向上、口腔機能の向上等の介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するために、各種講座を地域に出向いて実施します。

さらに、健康づくりや介護予防を一体的に取り組むために、関係機関との連携を図ります。

具体的取り組み

(1) 介護予防普及啓発事業

地域集会施設を拠点にしながら、自主的な介護予防の活動が広く実施され、高齢者が積極的に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会を構築するため、現在元気な高齢者や、介護予防対象者に該当する高齢者に出前講座等を実施し、介護予防に関する知識の普及・啓発を進め、積極的に取り組んでいけるよう支援していきます。

目標値（令和8年度）

出前講座等を実施した団体数：20 団体

(2) 地域介護予防活動支援事業

地域の通いの場の活動を運営費の補助や専門スタッフの派遣などを行い支援します。

また、口腔機能・認知機能・閉じこもりの予防や仲間づくりを目的として、オリジナルニ宮体操を身近な地域で開催し、介護予防ボランティアを引き続き育成します。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

基本目標2-1-(8)再掲 ※P69

基本目標3 生きがいづくりと社会参加の推進

1 生きがい活動の推進

施策の展開

高齢者のニーズを捉えながら、就労機会の確保や生きがいづくり・健康づくりの拡充機会の一つとして活動を推進します。

高齢者の就労機会が広がるように、シルバー人材センターの周知を行い、登録者の確保とともに利用機会の向上を図ります。

また、仲間づくりや各種催しを通じて、アクティブなシニア生活を楽しめるよう、ゆめクラブの活動も支援しています。さらに、地域の通いの場を通じて、生きがいや趣味の活動に関する情報発信も行います。

具体的取り組み

(1) シルバー人材センターの支援

企業等を退職した後、培ってきた経験や知識を生かす活動の場や就労先として、シルバー人材センターを高齢者の就労支援の中核組織として、新たな就業機会の開拓や、会員の加入促進の支援を行っていきます。

(2) ゆめクラブの支援

ゆめクラブは、健康づくりや介護予防など積極的に取り組んでおり、高齢者の社会参加、仲間づくり、生きがいづくりの場として期待されています。

また、高齢者活動の母体であり、社会参加の基礎の場となる活動となっています。

会員は徐々に減少しており、魅力的な活動への取り組みや情報提供、広報などを行い、参加促進と組織の活性化を支援していきます。

(3) 生きがい活動の情報提供

地域の通いの場を通じて、生きがい活動に関する情報を発信するとともに、インターネット上のサイトや地域の通いの場などで閲覧できるように生活支援ファイルの情報を随時更新します。

2 社会参加の促進

施策の展開

高齢者が培った経験や技術を社会の中で生かし、社会の担い手として活躍できるよう、NPOやボランティア等のコミュニティ活動を引き続き支援します。

具体的取り組み

(1) 地域集会施設等の活用

高齢者相互の親睦や、地域福祉活動、学習の場、サークルや団体・ボランティアの活動拠点として、老人憩の家や児童館・防災コミュニティセンター等の既存施設の有効活用を図ります。

(2) ふれあい農園

農地の荒廃化防止と町民の余暇利用を推進するために、ふれあい農園事業を継続していきます。

(3) 学習・スポーツ活動の場の提供

ラディアンや体育館などの文化・スポーツ施設の整備や運営方法の改善により、学習活動やサークル活動がしやすくなるような管理運営を推進します。

(4) 学習活動の支援

にのみや町民大学講座等の開催や社会教育関係団体への支援、学習・文化活動の情報提供を通じ、町民の学びを支援します。

基本目標4 認知症と共生する地域づくりの推進

1 認知症予防の推進

施策の展開

高齢化の進行により認知症高齢者が増えることが予想される中、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごすことができ、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる、総合的な認知症施策を推進します。

認知症に関する正しい知識と理解の向上を、認知症サポーター養成講座や地域の通いの場の講座を通じて取り組むとともに、かかりつけ医等の医療との連携も含め、医療従事者や介護従事者が認知症の対応力を持って認知症高齢者を支える地域のネットワーク体制の整備と認知症予防の更なる取り組みを推進します。

具体的取り組み

(1) 認知症に関する正しい知識の普及

認知症は誰もがなりうる病気であることを前提に、原因となる疾患を予防する生活習慣等の定着を支援します。

一人ひとりが認知症を我が事と捉え、認知症高齢者やその家族が尊厳を持って暮らせるまちづくりを進めることで、認知症の行動・心理症状の軽減を図れるよう、広報や出前講座等で普及啓発します。

児童・生徒に対する認知症の理解を深めるため、学校の授業の一環として、認知症サポーター養成講座を実施します。

また、本町職員全員が認知症サポーター養成講座を受講し、住民サービスの向上を図ります。

目標値（令和8年度）

認知症サポーター養成者数：延べ4,660人

(2) 認知症の予防

地域の通いの場の中で、認知症予防に効果があるとされる運動や人との交流活動を展開しており、今後も継続し、地域において継続的な認知症予防の取り組みを推進します。

(3) 認知症対応力向上の促進

在宅医療・介護連携推進事業での研修会を通じて、医療従事者の認知症への対応力向上を図ります。

また、介護従事者にも認知症対応力向上のための取り組みを進めます。

2 相談・支援体制の充実

施策の展開

認知症高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるよう、相談機関の充実・周知や早期発見・早期対応の支援を推進します。生活の支援や社会参加の場の確保と支援、家族等の介護者の身体的・精神的な負担軽減の支援に取り組みます。

認知症地域支援推進員を中心に、引き続き、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ります。

また、地域の中で認知症のある高齢者が困っていれば、その人の尊厳を尊重しつつ手助けができるという地域の再生という視点を持ち、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを進めます。

具体的取り組み

(1) 相談先の周知

広報紙やホームページを通じて認知症の相談窓口となる地域包括支援センター「なのはな」の周知を図ります。

(2) 認知症初期集中支援チームの活動の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症サポート医や認知症地域支援推進員等を中心とした「認知症初期集中支援チーム」による早期診断・早期対応に向けた支援を推進します。医療機関への受診や地域包括支援センター等への相談の際には、症状や困りごとについて家族等が正確に伝えられ早期診断・早期対応につなげることができる「物忘れ相談シート」を活用していきます。

また、認知症予防に関する活動事例等を収集し、効果的な予防等の取り組みを検討します。

(3) 認知症ケアパスの活用

発症予防から人生の最終段階まで、認知症による生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示した「認知症ケアパス」の充実に努めます。

(4) 認知症地域支援推進員による支援体制の整備

地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が、認知症関連事業の企画・立案、調整を図ります。

また、関係機関と連携し、若年性認知症の人への支援を図ります。

さらに、認知症の人が必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう、医師会・認知症サポート医、介護サービス事業者等関係機関との連携体制の構築を進めます。

(5) 認知症高齢者とその家族への支援

認知症高齢者本人から発信できる機会を設けるとともに、認知症高齢者の社会参加や社会貢献の場を検討します。

また、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う「にのんカフェ(認知症カフェ)」を定期的で開催します。

(6) 認知症サポーターをはじめとした地域の支援体制の構築

認知症サポーターのステップアップ講座を開催するとともに、認知症サポーターがチームを組み、認知症の方の見守り・声かけ、話し相手、外出等の支援などの活動を行い、早期からの継続的な支援に取り組みます。

(7) 町民全体で見守る体制づくり

みまもりガイドを活用した地域による見守りや、地域包括支援センター等による専門的な見守り、関係機関と連携した認知症等行方不明SOSネットワークの活用により、見守り体制の拡充を図り、認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるように、日頃からお互いが見守り合う関係づくりを進めます。

また、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等による認知症の人やその家族のニーズにあった支援を進めます。

身寄りのない認知症高齢者、虐待など不適切な環境におかれた高齢者等に対しては、介護支援専門員等と連携し、必要に応じ成年後見制度の利用などにつなげます。

目標値（令和8年度）	認知症等行方不明SOSネットワーク登録者数：40人 認知症サポーターステッカー配布事業所数：30事業所
-------------------	--

3 権利擁護の推進**施策の展開**

判断能力が十分でない高齢者の権利を尊重して擁護するために、権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を行い、成年後見制度を円滑に利用できるよう促進します。

具体的取り組み**(1) 権利擁護事業**

地域包括支援センターを中心に、高齢者に対し身体、精神、財産等権利擁護の観点から、対応が必要な方への支援を行います。権利擁護に関する相談窓口として関係者との連携を図ります。

また、終活をサポートする一環で、葬儀やお墓のこと、所有している資産のこと、介護や治療に関することなどを事前に考え、書き留め、整理ができるエンディングノートを作成し、本町のホームページの他、公共施設等で冊子版を配布しています。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度について、広報や講演会を通じて周知を行い、利用の普及を図るとともに、地域包括支援センターにて相談を受けます。

また、成年後見制度が必要な方を早期に発見し、迅速な対応が図れるよう、関係機関との綿密な連携を図ります。

基本目標5 介護保険制度の安定的な運営の推進

1 介護人材確保・資質の向上並びに生産性向上の推進

施策の展開

介護保険制度の安定的な運営や地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護人材の確保が重要となります。今後、介護を必要とする高齢者が増えることが見込まれることから、必要な介護人材の確保に向けた取り組みを進めていきます。加えて、介護が必要な高齢者に効果的にサービスが提供できるよう、ケアマネジャーへの指導や助言、介護サービス事業者の運営指導とともに、介護サービス利用者や未利用者に、サービスの種類やサービス内容、サービス事業者情報、苦情・相談窓口に関する情報提供を行い、サービスの質の向上に努めます。

また、介護現場におけるICTの活用等により、業務の効率化を図るとともに、介護職員の負担軽減、職場環境の改善などによる生産性の向上を図ります。

具体的取り組み

(1) 介護人材の確保・育成の取り組み

慢性的に介護職の不足が見込まれる中、本町としても地域で高齢者を支援していく「担い手」や介護人材の確保・養成に努めます。介護人材として、初任者研修を受講した人への助成を行うとともに、受講者が町内の事業所に就労するよう努めていきます。また、介護ロボットやICTの活用、元気高齢者・外国人人材を含めた人材確保・定着を進めます。

(2) 福祉有償運送等運転者講習

要介護者など、公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象として、通院・通所・レジャーなどを目的とした有償で送迎を行うサービスの運転手として、認定ドライバーを養成する講座を実施します。

外出支援に必要な基礎知識や心構え、リスクへの備えと対応、車いすの扱い方などの講義を通じて、地域に必要な各種外出支援の担い手を養成します。

(3) 介護の質の向上・業務効率化の取り組み

介護保険で重要な役割を果たすケアマネジャーへ指導や助言、研修等を行い、より効率的なサービスが提供されるように引き続き支援します。

県が指定する介護サービス事業者の運営指導に同行し、状況確認、指導、助言に努めます。本町が指定する事業所については、本町が運営指導を行い、適正なサービスが行われているかを確認するとともに、好事例について情報共有するなど質の向上を支援します。

また、介護現場におけるICTの活用を進めるとともに、介護分野の文書に係る負担軽減を図るなど、業務効率化に取り組みます。

2 介護保険制度の適正な運営

施策の展開

保険給付費の抑制を図るため、要介護認定調査の適正化、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検などを実施し介護費用の適正化を進めていきます。

具体的取り組み

(1) 介護給付等費用適正化事業

- 主要3事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検)
これまで行ってきた取り組みを踏まえつつ、より効果的、効率的な実施について検証します。主任介護支援専門員等と連携し、介護支援専門員の行うマネジメントを支援します。

目標値① (令和8年度)	要介護認定の適正化：100%
--------------	----------------

目標値② (令和8年度)	ケアプランの点検件数：18件
--------------	----------------

目標値③ (令和8年度)	医療情報との突合・縦覧点検件数
	医療情報との突合：100件
	縦覧点検件数：220件

(2) 介護サービス相談員派遣事業

介護サービスの実施状況を把握し、サービスの質の向上を図るために、専門の養成講座を受けた相談員を介護サービス事業者や施設に派遣し、直接その場でサービス利用者の相談を受け、サービス提供事業者との橋渡しを行うことで、利用者の疑問や不安、不満解消を図ります。利用者の相談から処遇の改善につながる事案もみられ、今後も継続して実施します。

第5章 介護保険給付・事業費の見込み

1 介護保険事業の対象者数の推計

(1) 被保険者数の推計

○被保険者数の推計

単位：人

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
第1号被保険者数	9,829	9,792	9,778	9,767
第2号被保険者数	9,618	9,463	9,275	6,072
合計	19,447	19,255	19,053	15,839

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

○要支援・要介護認定者数の推計

単位：人

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	348	350	356	362
要支援2	321	327	331	358
要介護1	336	340	346	386
要介護2	241	243	249	276
要介護3	227	229	234	267
要介護4	222	227	232	277
要介護5	157	161	167	184
合計	1,852	1,877	1,915	2,110

※第2号被保険者数を含む。

2 介護保険サービス等の見込み

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

① 訪問介護

訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	回/月	5,209.2	5,473.3	4,900.2	5,047.9	5,343.6	5,591.0	6,235.5
	人/月	210	213	215	225	236	246	276

② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

訪問介護員と看護師などが寝たきりの方などの居宅を移動入浴車で訪問し、特殊浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介助を行うサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	回/月	150.5	182.5	219.3	234.1	233.9	241.3	289.3
	人/月	33	40	43	45	45	46	55

③ 訪問看護、介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら病状の観察や床ずれの手当て、看護業務の一環としてのリハビリテーションなどを行うサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	回/月	375.7	424.9	438.9	477.6	491.0	497.7	530.5
	人/月	53	64	69	74	76	77	82
介護給付	回/月	1,474.3	1,455.9	1,477.2	1,520.1	1,509.2	1,554.9	1,721.8
	人/月	174	173	179	183	182	186	206

④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	回/月	40.0	24.8	9.4	18.4	18.4	18.4	18.4
	人/月	3	2	1	2	2	2	2
介護給付	回/月	100.0	44.1	49.1	42.9	43.1	43.3	69.8
	人/月	7	4	4	4	4	4	5

⑤居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	29	28	24	29	30	32	33
介護給付	人/月	291	309	317	334	344	349	379

⑥通所介護(デイサービス)

通所介護施設において、食事、入浴の提供や、日常生活動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	回/月	2,383.0	2,419.9	2,460.1	2,715.6	2,743.1	2,819.0	3,193.8
	人/月	255	261	269	282	291	299	339

⑦通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、医療機関に通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	31	40	44	48	49	49	52
介護給付	回/月	523.0	496.9	503.3	522.3	543.8	556.2	620.5
	人/月	72	67	64	65	66	67	75

⑧短期入所生活介護(ショートステイ)、介護予防短期入所生活介護

短期入所施設において、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	回/月	1.3	9.3	3.5	6.7	6.7	6.7	6.7
	人/月	0	1	1	1	1	1	1
介護給付	回/月	494.5	538.9	691.9	790.8	795.7	810.2	896.6
	人/月	52	55	63	70	71	72	80

⑨短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設において、短期間入所のもと、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療、日常生活上の援助などを行うサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	回/月	4.3	2.7	3.3	3.6	3.6	3.6	3.6
	人/月	0	1	1	1	1	1	1
介護給付	回/月	89.0	82.3	75.8	99.9	99.9	99.9	106.6
	人/月	13	12	9	11	11	11	12

⑩福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

車椅子、特殊ベッドなど、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出すサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	175	208	236	258	272	274	293
介護給付	人/月	397	403	385	405	418	425	474

⑪特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使われる特定福祉用具の購入費を支給します。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	4	5	3	4	4	4	4
介護給付	人/月	8	7	5	10	10	10	10

⑫住宅改修、介護予防住宅改修

居宅の手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修費用を支給します。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	5	6	5	6	6	6	6
介護給付	人/月	7	5	4	6	6	6	6

⑬特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、ケアハウスなどの入居者に対し、介護サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護やその他日常生活上の援助などを行うサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	30	24	22	22	22	22	24
介護給付	人/月	148	154	159	166	169	172	195

⑭居宅介護支援、介護予防支援

介護支援専門員(ケアマネジャー。介護予防支援にあつては保健師など)がケアプランを作成し、ケアプランに基づき介護サービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業者との連絡調整を行います。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	223	259	292	303	318	327	357
介護給付	人/月	575	592	581	593	604	618	678

(2)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護員、看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護サービスと看護サービスを一体的に提供するサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	2	2	2	2	2	2	2

②夜間対応型訪問介護

排せつケアを中心に定期的な巡回訪問や随時通報システムを組み合わせ提供する夜間専用の訪問介護サービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0

③認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に認知症専門のケアを提供する通所介護サービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	回/月	47.1	83.2	200.0	107.3	109.0	124.1	155.9
	人/月	5	7	9	11	11	12	14

④小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ合わせて提供する多機能サービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	0	0	0	4	4	4	4
介護給付	人/月	2	1	1	25	25	25	25

⑤認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

介護が必要な認知症の方が5～9人で共同生活をする場で、家庭的な環境のもとで入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
予防給付	人/月	1	0	0	0	0	0	0
介護給付	人/月	37	36	31	36	50	54	54
利用定員	人/月	36	36	36	36	54	54	54

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の小規模な特定施設入居者生活介護サービスです。第8期期間中には、開設の予定はありません。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0
利用定員	人/月	0	0	0	0	0	0	0

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設サービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	23	24	25	27	27	27	27
利用定員	人/月	27	27	27	27	27	27	27

⑧看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて看護職員が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助(訪問看護)を行うサービスです。

項目	第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付 人/月	1	1	0	16	29	29	29

⑨地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護サービスです。

項目	第8期実績値			第9期計画値			令和22年度	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
介護給付	回/月	516.3	467.0	481.3	522.0	563.4	577.7	666.9
	人/月	65	61	57	68	72	73	84

(3)施設サービス

①介護老人福祉施設

常時介護が必要で居宅での介護が困難な方が入所して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練、健康管理などを行うサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	143	140	146	146	146	146	186

②介護老人保健施設

病状が安定し自宅へ戻ることができるようリハビリテーションに重点をおいた医療ケアが必要な方が入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行うサービスです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	72	82	86	86	86	86	105

③介護医療院

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供します。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	人/月	4	4	5	5	5	5	6

(4)介護予防・日常生活支援総合事業

従来の専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体による地域の支え合い体制づくりや要支援者等の要介護状態等の予防又は軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施するものです。

項目		第8期実績値			第9期計画値			令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問型サービス	件/月	101	106	112	119	127	135	97
通所型サービス	件/月	181	199	218	240	264	290	192

3 介護保険給付費見込み額の推計

第1号被保険者の保険料を算定する基礎となる介護保険給付費の見込み額は次のとおりです。

○介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み

単位:千円

項目	第8期実績値			第9期計画値			参考値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	16,838	20,611	19,922	21,999	22,664	22,982	24,515
介護予防訪問リハビリテーション	1,277	827	325	632	633	633	633
介護予防居宅療養管理指導	3,731	3,419	3,047	3,610	3,754	3,962	4,066
介護予防通所リハビリテーション	13,743	17,879	20,517	22,675	23,233	23,233	24,821
介護予防短期入所生活介護	83	660	288	537	538	538	538
介護予防短期入所療養介護	165	236	322	382	382	382	382
介護予防福祉用具貸与	12,273	15,061	18,422	20,113	21,246	21,394	22,981
特定介護予防福祉用具販売	875	1,608	840	1,156	1,156	1,156	1,156
介護予防住宅改修	5,641	5,798	5,139	6,373	6,373	6,373	6,373
介護予防特定施設入居者生活介護	29,105	23,127	22,077	22,389	22,417	22,417	24,783
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	3,245	3,249	3,249	3,249
介護予防認知症対応型共同生活介護	1,681	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	12,649	14,928	16,864	17,746	18,648	19,176	20,936
給付費合計	98,062	104,154	107,762	120,857	124,293	125,495	134,433

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数字と内訳の合計が一致しない場合があります。

(以下、同様)

○居宅介護・地域密着型介護・施設介護サービス給付費の見込み

単位:千円

項目	第8期実績値			第9期計画値			参考値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	197,146	203,666	185,235	193,537	204,814	214,176	238,985
訪問入浴介護	22,934	27,962	33,333	36,067	36,084	37,226	44,602
訪問看護	90,122	91,631	91,155	95,112	93,711	96,652	106,991
訪問リハビリテーション	3,539	1,663	1,657	1,515	1,524	1,531	2,494
居宅療養管理指導	47,820	47,896	50,016	53,596	55,270	56,062	60,809
通所介護	227,221	231,874	235,868	263,639	267,968	275,467	311,895
通所リハビリテーション	56,181	52,606	53,846	56,480	58,566	60,269	67,098
短期入所生活介護	50,895	55,075	71,543	83,055	83,535	85,140	94,047
短期入所療養介護	10,867	9,094	8,282	11,463	11,478	11,478	12,250
福祉用具貸与	70,344	75,840	72,613	76,470	79,224	80,667	89,351
特定福祉用具販売	2,133	2,268	1,880	3,963	3,963	3,963	3,963
住宅改修	7,116	5,020	4,045	6,226	6,226	6,226	6,226
特定施設入居者生活介護	363,058	364,643	389,809	413,943	422,425	430,225	488,787
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,443	3,084	4,212	4,271	4,277	4,277	4,277
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	6,392	11,609	32,830	15,474	15,710	17,875	22,490
小規模多機能型居宅介護	3,470	2,166	1,631	61,806	61,885	61,885	58,102
認知症対応型共同生活介護	112,239	106,778	96,654	114,099	160,524	173,142	172,442
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	67,954	71,863	78,624	86,229	86,339	86,339	86,411
看護小規模多機能型居宅介護	3,251	3,568	0	51,971	94,505	94,505	93,629
地域密着型通所介護	45,042	41,333	44,146	52,284	57,135	58,505	67,853
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	444,504	435,723	464,343	470,898	471,494	471,494	600,265
介護老人保健施設	238,468	274,872	285,533	289,564	289,930	289,930	354,995
介護医療院	19,807	19,005	24,843	25,194	25,226	25,226	30,083
介護療養型医療施設	3,463	0	0				
(4) 居宅介護支援	112,378	115,640	116,040	120,260	122,762	125,678	137,627
給付費合計	2,208,789	2,254,879	2,348,137	2,587,116	2,714,575	2,767,938	3,155,672

○総給付費の見込み

単位:千円/年

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
在宅サービス	1,285,657	1,360,513	1,394,660	1,532,339
居住系サービス	550,431	605,366	625,784	686,012
施設サービス	871,885	872,989	872,989	1,071,754
合計	2,707,973	2,838,868	2,893,433	3,290,105

○標準給付費の見込み

単位:千円/年

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	2,707,973	2,838,868	2,893,433	3,290,105
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	44,005	45,693	47,216	52,599
高額介護サービス費等給付額	61,059	63,201	65,247	70,057
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,000	16,000	17,000	18,481
算定対象審査支払手数料	2,070	2,160	2,250	2,346

○地域支援事業費の見込み

単位:千円/年

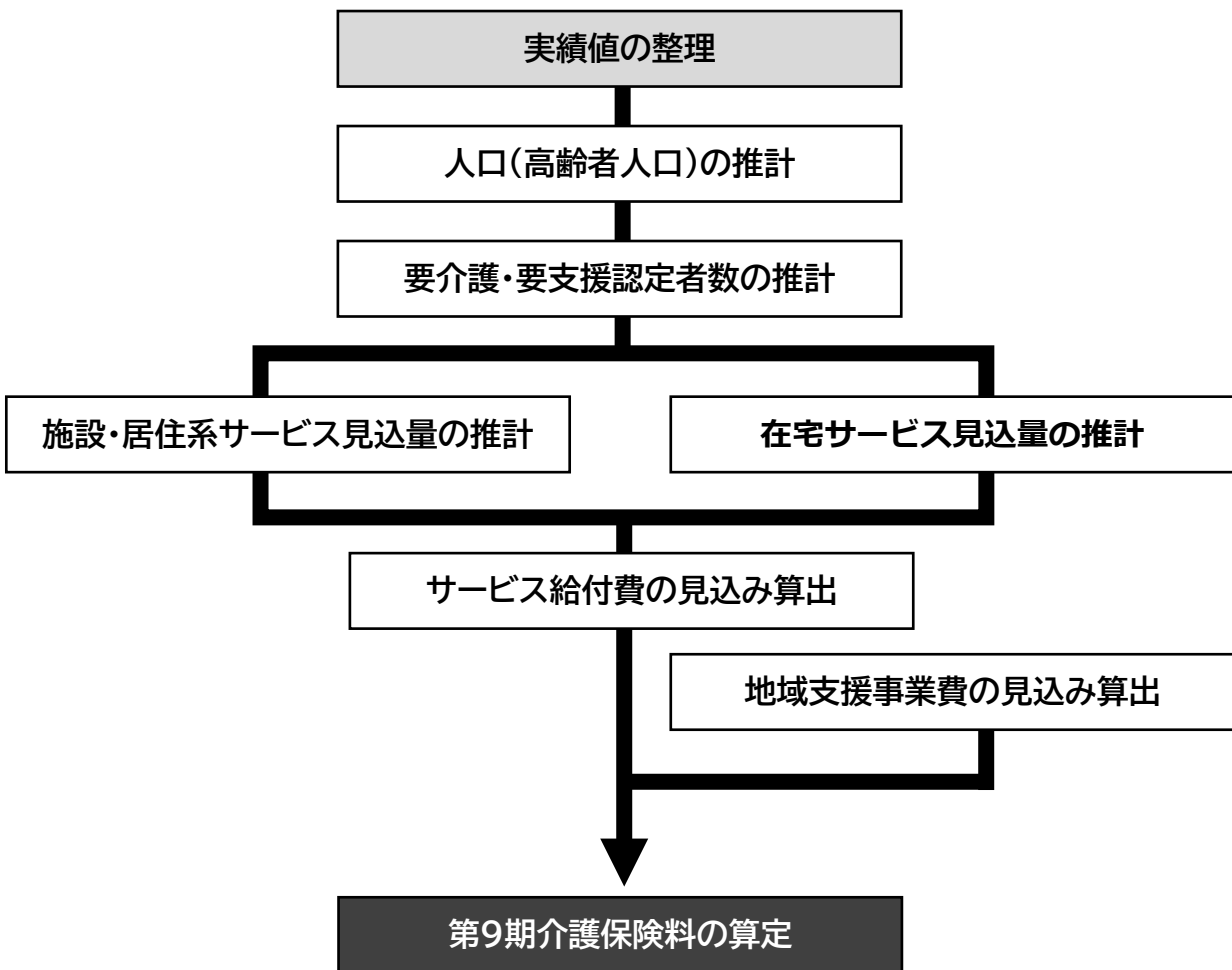
区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	98,031	105,912	114,455	82,277
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	45,983	49,395	53,144	40,511
包括的支援事業（社会保障充実分）	10,590	10,881	11,176	11,140
合計	154,604	166,189	178,775	133,928

4 介護保険料

(1)介護サービス見込量及び介護保険料の算定手順

介護サービスの見込量及び介護保険料の算定にあたっては、厚生労働省より提供される「地域包括ケア『見える化』システム」を活用しました。本町におけるサービスの利用実績を基礎としながら、利用の伸びなどの傾向やサービス提供の実情、将来の整備見込み等を反映させて算定を行いました。

○介護保険料の算出フロー



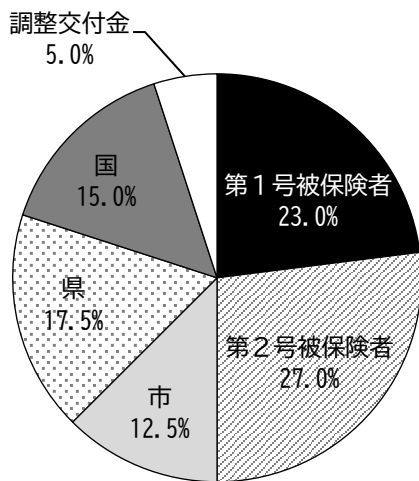
(2)介護保険の財源内訳

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

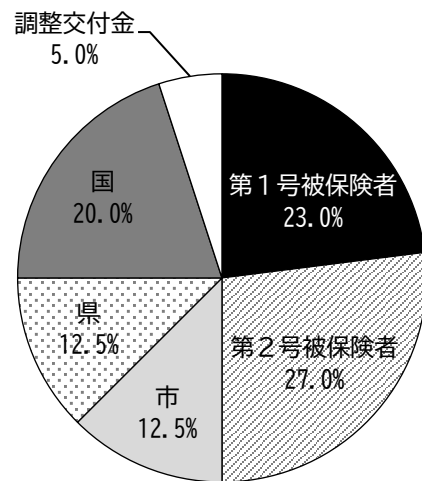
町民の介護保険料で負担する50.0%は、第1号被保険者、第2号被保険者で担います。第1号被保険者の負担は、第9期においては23.0%を担うことになります。

地域支援事業については、包括的支援事業・任意事業は、第2号被保険者の負担がなく、公費負担が77.0%、第1号被保険者の負担割合が23.0%となります。

○介護保険法で定められる基本的な介護保険の財源構成

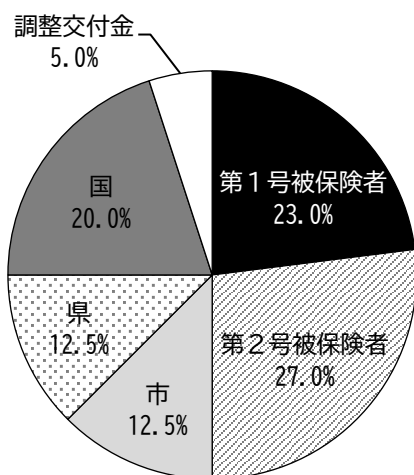


施設等給付費

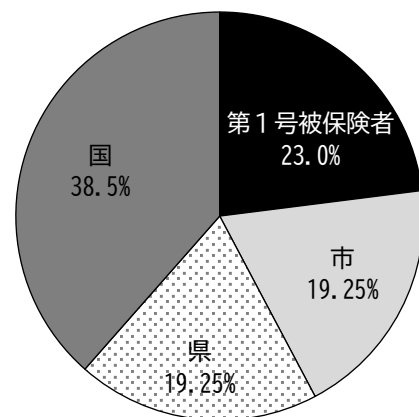


居宅給付費

○介護保険法で定められる基本的な地域支援事業の財源構成



地域支援事業費
(介護予防・日常生活支援総合事業)



地域支援事業費
(包括的支援事業・任意事業)

(3)所得段階の人数

本町では、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かい保険料段階とするため、第8期計画の13段階から17段階に保険料段階を設定します。

所得段階別の被保険者数は以下のように見込まれます。

○所得段階別第1号被保険者数の推計

所得段階	対象者		負担割合	被保険者数の推計（人）				
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.455	1,376	1,371	1,369	4,116	
	住民税 非課税 世帯	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人						
合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人		基準額 ×0.685	659	656	655	1,970		
合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人		基準額 ×0.69	580	578	577	1,735		
第2段階	住民税 課税 世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		基準額 ×0.90	1,406	1,400	1,398	4,204
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人		基準額 ×1.00	1,337	1,333	1,331	4,001
第4段階 (基準段階)		合計所得金額が120万円未満の人		基準額 ×1.20	1,248	1,244	1,242	3,734
第5段階	住民税 本人 課税	合計所得金額が120万円以上210万円未満の人		基準額 ×1.30	1,661	1,655	1,653	4,969
第6段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		基準額 ×1.50	855	852	851	2,558
第7段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人		基準額 ×1.70	305	304	303	912
第8段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人		基準額 ×1.90	138	137	137	412
第9段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人		基準額 ×2.10	49	49	49	147
第10段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人		基準額 ×2.30	39	39	39	117
第11段階		合計所得金額が720万円以上820万円未満の人		基準額 ×2.40	29	29	29	87
第12段階		合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人		基準額 ×2.50	38	38	38	114
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人		基準額 ×2.60	29	29	29	87
第14段階		合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人		基準額 ×2.70	29	29	29	87
第15段階		合計所得金額が1,500万円以上の人		基準額 ×2.80	51	49	49	149
第16段階		合計			9,829	9,792	9,778	29,399
第17段階								

○所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別加入割合補正後被保険者数は、各所得段階別見込人数に負担割合を乗じたものです。

所得段階	対象者		負担割合	被保険者数の推計（人）				
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.455	626	624	623	1,873	
	住民税 非課税 世帯 住民税 課税 世帯で 本人 非課税 住民税 本人 課税	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人						
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人		基準額 ×0.685	451	449	449	1,349
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人		基準額 ×0.69	400	399	398	1,197
第4段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		基準額 ×0.90	1,265	1,260	1,258	3,783
第5段階 (基準段階)		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人		基準額 ×1.00	1,337	1,333	1,331	4,001
第6段階		合計所得金額が120万円未満の人		基準額 ×1.20	1,498	1,493	1,490	4,481
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人		基準額 ×1.30	2,159	2,152	2,149	6,460
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		基準額 ×1.50	1,283	1,278	1,277	3,838
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人		基準額 ×1.70	519	517	515	1,551
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人		基準額 ×1.90	262	260	260	782
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人		基準額 ×2.10	103	103	103	309
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人		基準額 ×2.30	90	90	90	270
第13段階		合計所得金額が720万円以上820万円未満の人		基準額 ×2.40	70	70	70	210
第14段階		合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人		基準額 ×2.50	95	95	95	285
第15段階		合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人		基準額 ×2.60	75	75	75	225
第16段階		合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人		基準額 ×2.70	78	78	78	234
第17段階	合計所得金額が1,500万円以上の人		基準額 ×2.80	143	137	137	417	
合計				10,454	10,412	10,398	31,265	

※人数に負担割合を乗じると端数が生じるため、合計欄と必ずしも一致しません。

(4)第1号被保険者保険料

令和6年度から令和8年度にかけての第1号被保険者の1か月あたりの保険料基準額は下表のようになります。

項目	計算式	金額等
① 標準給付費		8,821,175,000円
② 地域支援事業費		499,567,486円
③ 第1号被保険者負担相当額	$(①+②) \times 23\%$	2,143,770,772円
④ 調整交付金相当額		456,978,678円
⑤ 調整交付金見込額	(今後見込み割合により変動)	479,557,000円
⑥ 財政安定化基金拠出金見込額		0円
⑦ 財政安定化基金償還金		0円
⑧ 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	(今後見込み割合により変動)	24,000,000円
⑨ 準備基金取崩額		160,000,000円
⑩ 保険料収納必要額	$③+④-⑤+⑥+⑦-⑧-⑨$	1,937,192,450円
⑪ 予定保険料収納率		99.3%
⑫ 所得段階別加入割合補正後被保険者数	各所得段階別見込み人数 ×各所得段階別保険料率	31,265人
⑬ 保険料・年間	$⑩ \div ⑪ \div ⑫$	62,400円
⑭ 保険料・月額	$⑬ \div 12$	5,200円

この結果、本計画における第1号被保険者保険料基準額(月額)は、5,200円とします。

○第8期との比較

第8期（令和3年度～令和5年度）			
所得段階	対象者	負担割合	
1	生活保護受給者	0.50	
	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
2	住民税非課税世帯 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	0.75	
3	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	0.75	
4	住民税課税世帯で 本人非課税 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	
5	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	1.00	
6	住民税本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	1.20
7		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30
8		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50
9		合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70
10		合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.90
11		合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	2.00
12		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.10
13		合計所得金額が1,000万円以上の人	2.20

第9期（令和6年度～令和8年度）			
所得段階	対象者	負担割合	
1	生活保護受給者	0.455	
	同左		
2	住民税非課税世帯 同左	0.685	
3	同左	0.69	
4	住民税課税世帯で 本人非課税 同左	0.90	
5	同左	1.00	
6	住民税本人課税	同左	1.20
7		同左	1.30
8		同左	1.50
9		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70
10		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90
11		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10
12		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30
13		合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	2.40
14		合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人	2.50
15		合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.60
16		合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人	2.70
17	合計所得金額が1,500万円以上の人	2.80	

(5)第1号被保険者の保険料の段階

17段階に細分化した保険料基準額を基に、所得段階別の介護保険料を算定すると、以下のとおりになります。

○所得段階別第1号被保険者介護保険料

所得段階	対象者	負担割合	保険料 月額	
第1段階	生活保護受給者	基準額 ×0.455 (0.285) ※	2,366円 (1,482円)	
	・ 高齢福祉年金受給者 ・ 合計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万円以下の人			
第2段階	住民税 非課税 世帯 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.685 (0.485) ※	3,562円 (2,522円)	
第3段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円超の人	基準額 ×0.69 (0.685) ※	3,588円 (3,562円)	
第4段階	住民税 課税 世帯で 本人 非課税 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の人	基準額 ×0.90	4,680円	
第5段階 (基準段階)	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円超の人	基準額 ×1.00	5,200円 (基準額)	
第6段階	住民税 本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	6,240円
第7段階		合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	6,760円
第8段階		合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	7,800円
第9段階		合計所得金額が 320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	8,840円
第10段階		合計所得金額が 420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	9,880円
第11段階		合計所得金額が 520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	10,920円
第12段階		合計所得金額が 620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	11,960円
第13段階		合計所得金額が 720万円以上820万円未満の人	基準額 ×2.40	12,480円
第14段階		合計所得金額が 820万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.50	13,000円
第15段階		合計所得金額が 1,000万円以上1,200万円未満の人	基準額 ×2.60	13,520円
第16段階	合計所得金額が 1,200万円以上1,500万円未満の人	基準額 ×2.70	14,040円	
第17段階	合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額 ×2.80	14,560円	

※()の金額は公費投入による負担軽減後の保険料率及び保険料額(月額)になります。

第6章 計画の推進体制

1 情報提供と相談窓口の充実

(1)介護保険やサービス等に関する情報の広報

利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、広報、パンフレット等の発行や情報交換の場を設けるなど、サービスの利用・契約に役立つ知識や介護サービス事業者情報等を提供・周知します。

(2)相談窓口の充実

相談及び苦情等に対し迅速かつ適切に対応できるよう、地域包括支援センターを中心として、本町の窓口及び民生委員・児童委員等の関係機関等の連携による体制づくりを強化します。

また、地域共生社会として、様々な困りごとに対応する断らない相談窓口としての体制づくりも図ります。

2 連携体制の強化

(1)庁内の連携体制

高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護保険事業の円滑な運営とともに、保健・福祉・医療の分野だけではなく、生涯学習、文化・スポーツ、都市基盤、生活空間等、防災部局、庁内関連部局との連携を強化し、各種施策・事業による総合的な支援に取り組みます。

(2)地域との協働体制

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、行政はもちろんのこと、町民、関連機関、企業等の事業者、地域の各主体が役割を持ち、地域全体で高齢者を支える取り組みを進めることが重要となります。

○二宮町

本町は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の適正な進行管理のため、高齢者等の保健・医療・福祉施策の充実や総合的な推進、施設の計画的な整備、人材確保への支援に努めます。

また、身近な地域での助け合いや見守りの啓発、地域における福祉活動の支援に引続き努めます。

○町民

生涯を通じていきいきと健康に暮らせるよう、趣味や生涯学習・スポーツ等に積極的に取り組み、生きがいを持って社会参加を行うとともに、今後も継続して健康づくりや介護予防に精力的に取り組むことが望まれます。

また、地域でのつながりを深め、見守りや支え合いの体制を築き、安全・安心な地域社会づくりを進めます。

○社会福祉協議会

高齢者の支援に関する相談体制や情報提供、コーディネート機能の強化や、ボランティア活動の啓発・支援に努めるとともに、地域福祉活動の中心的役割を担い、地域に密着したきめ細かな活動を推進していきます。

○関係機関・団体等

ゆめクラブは、高齢者の生きがいの場として活動してもらえるよう、支援方法を検討しつつ、参加者数を増やすよう努めます。

医療機関は、行政や介護サービス事業者等との連携のもと、町民に必要な医療体制の確保や多職種による連携体制の整備、医療系の介護給付サービスの充実に努めていきます。

高齢者の支援や生きがい活動等に関わるボランティアやNPOは、高齢者への周知に努めるとともに、必要に応じて他の団体等との連携を深め、効果的な地域活動の充実を図ります。

○企業等事業者

各企業等の事業者は、介護休業制度など、介護者を支援する福利厚生制度の充実や高齢者の特質を生かした仕事の創出、地域社会への貢献活動等を拡充することが求められています。

また、多くの人々が利用する建物については、ユニバーサルデザイン化に配慮することが求められています。更に普段から高齢者に関わることの多い民間事業者と高齢者見守り協定を結ぶことで、地域の見守り体制の強化が期待されます。

介護保険のサービス提供事業者においては、サービス利用者本人やその家族の意向を尊重し、適切なサービスを選択できるよう、情報提供や相談などのサポートをすることが求められており、本町と事業者間での情報交換を進め連携を強化します。

○地域

孤立や閉じこもりなどの、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくため、民生委員・児童委員やゆめクラブの友愛チームなどの活動が積極的に行えるよう支援し、在宅介護支援体制づくりの協力・連携を図っていきます。

一人暮らし高齢者または高齢者世帯等の見守りが必要と思われる世帯へのアプローチとして、一年に一度の緊急医療情報シートの情報更新を続けていきます。

3 計画の進行管理

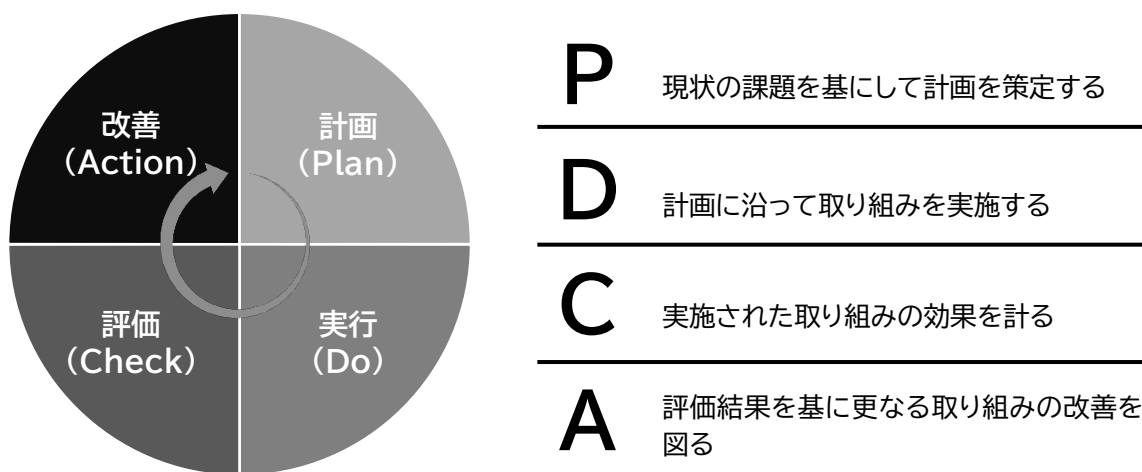
(1)進捗状況の把握・評価

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、関係会議において報告・協議し、事業が円滑に実施されるよう引き続き努めていきます。

また、地域包括支援センターの事業については、地域包括支援センター運営協議会において、事業内容や事業成果などについて検討を行います。

得られた評価や課題については、適正な事業実施を図るため、運営や計画の見直し時に反映をしてPDCAサイクル(P 計画－D 実行－C 点検/評価－A 改善)による効率的な進行管理を今後も目指していきます。

OPDCA サイクルのイメージ



(2)進捗状況の把握・評価

計画の最終年度の令和8年度は、第10期計画策定の年度にあたります。社会福祉制度をめぐる情勢の変化やアンケート調査、それまでに聴取した意見・提言を取り入れた見直しを行い、本町の高齢者福祉の更なる推進を図ります。

資料編

二宮町介護保険運営協議会

二宮町介護保険運営協議会では、介護保険制度の円滑な運営を図るため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、進行管理や見直し、介護保険の運営に関する重要事項を協議しています。

二宮町介護保険条例(抜粋)

平成 12 年3月 15 日条例第4号
改正
平成 13 年9月 17 日条例第 34 号
(省略)
令和3年3月5日条例第3号

第4章 介護保険運営協議会

(介護保険運営協議会の設置)

第13条 この町の行う介護保険の運営に関し調査審議するため、二宮町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第14条 協議会は、委員 13 名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 保健、医療又は福祉関係者
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第15条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(規則への委任)

第16条 前3条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

二宮町介護保険条例施行規則(抜粋)

平成 12 年3月 31 日規則第 18 号

改正

平成 13 年3月 30 日規則第4号

(省略)

令和5年2月 28 日規則第7号

(運営協議会の所掌事務)

第15条 条例第 13 条の規定により設置する二宮町介護保険運営協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 介護保険事業の運営に関すること。
- (2) 介護保険事業に係る施策に関すること。
- (3) 介護保険及び高齢者保健福祉の計画に関すること。

介護保険運営協議会委員名簿

氏名	職名	備考
定本 貴明	医師(さだもとクリニック)	
峯 佳子	歯科医師(ミネ歯科医院)	
齋藤 昌久	薬剤師(さいとう薬局)	
吉澤 学	介護支援専門員	
山田 政雄	二宮喜楽園施設長	
菅澤 富枝	民生委員・児童委員	
宮内 春実	学識経験者	
松井 陽代	被保険者	
里山 樹	(福)寿考会理事長	
西山 静子	介護相談員	令和5年9月30日まで
前島 直美	介護相談員	令和5年10月1日から
柴谷 寛人	メゾン・二宮施設長	
高見澤 秀男	被保険者	

二宮町高齢者保健福祉計画
及び第9期介護保険事業計画

令和6年3月

二宮町 健康福祉部 高齢介護課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地
電話番号 高齢福祉班:0463-75-9542(直通)
介護保険班:0463-71-5348(直通)